○内閣府令第

号

信託業法(平成十六年法律第

号)及び信託業法施行令(平成十六年政令第

号)の規定に基づ

き、 並びに 同法及び同令を実施するため、 信託 業法施行細則 (大正十一年大蔵省令第五十七号) の全部を改

正する内閣府令を次のように定める。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

信託業法施行規則

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 信託会社

第一節 総則 (第四条—第二十六条)

第二節 主要株主 (第二十七条)

第三節 業務 (第二十八条—第四十一条)

第四節 経理 (第四十二条·第四十三条)

第五節 監督 (第四十四条—第五十一条)

第六 節 特定の信託 に つい て \mathcal{O} 特 例 (第五十二条・第五十三条)

第三章 外国信託業者 (第五十四条—第六十七条)

第四章 指図権者 (第六十八条)

第五章 信託契約代理店

第一節 総則 (第六十九条—第七十五条)

第二節 業務 (第七十六条—第七十八条)

第三節 経理 (第七十九条)

第四節 監督 (第八十条)

第六章 信託受益権販売業者

第一節 総則 (第八十一条—第九十三条)

第二節 業務 (第九十四条—第九十九条)

第三節 経理 (第百条·第百一条)

第四節 監督 (第百二条)

第七章 雜則(第百三条—第百五条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一 条 この府令において 「信託会社」、 管理型信託会社」、 「外国信託会社」、 「管理型外国 信託会社

「信託契約代理店」 又は 「信託受益権 販売業者」とは、 それぞれ信託業法 (以 下 「法」という。 第

二条第二項、 第四項、 第六項、 第七項、第九項又は第十一項に規定する信託会社、 管理型信託会社、 外国

信託会社、 管理型外国信託会社、 信託契約代理店又は信託受益権販売業者をいう。

(訳文の添付)

第二条 法、 信託業法施行令 (以下「令」という。) 又はこの府令の規定により内閣総理大臣若しく 、は金融

庁長官(令第二十五条から第二十八条までの規定により金融庁長官の権限を財務局長又は福岡財 務支局長

に委任する場合にあっては、 当該財務局長又は福岡財務支局長。 第百四条第一項を除き、 以下同じ。)に

提出し又は委託者、 受益者若しくは顧客に交付する書類で、 特別 の事情により日本語で記載することがで

きないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

(外国通貨の換算)

第三条 法、 令又はこの府令の規定により作成し、 内閣総理大臣若しくは金融庁長官に提出し又は委託者、

受益者若しくは顧客に交付する書類中、 外 国 |通貨に より金額を表示するものが あるときは、 当該 金額を本

邦 通 貨に 換算をした金額及び その換算に用 V) た換算で 率を付記 しなけれ ばならない。 ただし、 これらを付記

することが困難な場合は、この限りではない。

第二章 信託会社

第一節 総則

関係親法人等又は他の法人等に準ずる者

第四 条 令第二条第二号イ $\widehat{4}$ に規定する内 閣府令で定める者は、 同号イ $\widehat{4}$ に規定する関係親 法 人等

の総株主又は総出資者の議決権 (法第五条第五項に規定する議決権をいう。 以下同じ。 \mathcal{O} 百 分 0 五. 十を

超 える議決権を一の法人その他の団体 (以下この条において「法人等」という。) 又は当該法人等及びそ

 \mathcal{O} 関 係子 法 人等 (同号イ (6) に規定する関係子法人等をいう。 以下この条において同じ。) が 保有して

いる場合における当該法人等とする。

2 令第二条第二号イ 6 に規定する内閣 府令で定める者は、 関係子法 人等又は関係子 法人等及び その関

係 子法 人等が他 の法 人等の総株主 又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有 してい る場合

における当該他の法人等とする。

(免許の申請)

第五 条 法第三条 の免許を受けようとする者は、 別 紙 様式第一号により作成した法第四条第一 項 の申 請 書及

び 同 条第二項 の規定による添付書類 並 びにその写し 一通を、 その者 の所在地を管轄する財務局長又は福 尚

財 深務支局! 長を経り 由 して、 内 閣 総理大臣に提出 Iしなけ、 れ ばならない。

2 法 第四 条第二 項 第六号に規定する内 閣 府 令で定め る書 類 は、 次に掲げ る書類とする。

一 純資産額及びその算出根拠を記載した書面

信託 業務以外の業務を営む場合にあっては、 当該業務の内容及び方法を記載した書 面

 \equiv 取締 役 (相談役、 顧問その他い かなる名称を有する者であるかを問 わず、 会社に対し取締役と同 等 以

上の支配 力を有するものと認められる者を含む。 以下この条及び第四十八条第一項第二号に おいて同

及び 監 査 役 休 式 会社 \mathcal{O} 監 査等 に 関する商法 \mathcal{O} 特 例 に 関 する法 律 (昭 和 匹 + 九 年 法律第二十二号。 以

下 一商 法 特 例 法 という。 第一条の二 第 三項に 規定する る委員 (会等) 設 置会社 (以 下 委員会等設 置 会社

という。 にあっては、 取締役及び執 行役 (相談役、 顧問 その他 かなる名称を有 する者であ る カン を

問 わず、 会社 .に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 以下この条及び第

匹 十八条第 項 第二 号 に お 7 て 同 ľ \mathcal{O} 履 歴 書 一 及 び 住 民 票 \mathcal{O} 抄 本 これ 5 O者 が 外国 人で あ か

国 内 に 居住し て ١ ر る場合には、 外国 人登録 証 明 書 \mathcal{O} 写 Ļ 登録 原 票の写 L 又は 登 録 原 票記 載 事 項 証

明書。以下同じ。)又はこれに代わる書面

兀 取 締 役、 執行役又は監 査 役が法第五条第二項第八号イからチまでの いずれにも該当しない 者であるこ

とを当 該 取 締 役、 執 行 役 又 は 監 査 役 が 誓 約 す る 書 面

五. 主要 株 主 (令第二条第二号イ $\widehat{2}$ に規定する主要株主をいう。 第 四 十八条第一 項第七号、 別 表 第三

及 び 別 表第八において同じ。) の氏名又は商号若しくは名称、 住所 又は所在地及びその保有 す る議決権

の数を記載した書面

六 主要株 主 (法第五条第五 項に規定する主要株主をいう。 第四十八条第一項第七号、 第五十四条第二項

第七号、 第六十三条第一 項 第五号、 別表 第三、 別表: 第五 及 び 別 表第 八 を除き以下同 Ü \mathcal{O} 商 名称

又は 氏 名、 本店若しくは主たる事 務所 \mathcal{O} 所 在地又 は 住所若しくは居所及び当 該主要株主が 保 . 有 す る議

決

権の数を記載した書面

七 主要株主が法第五 条第二 項第九号イ及びロ並びに第十号イからハまでのいずれにも該当しない者であ

ることを免許申請者が誓約する書面

八 次に掲げる事項に関する社内規則

イ 信託財産に関する経理

ロ 帳簿書類の作成及び閲覧

ハ 第 兀 一十条第一 項各号に掲げる業務の運 営営 (当該 業務に関 する社内における責任 体制 を明確 化 ける規

定を含むものに限る。

九 信託業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、 当該業務のその事 業目的

の追加に係る株主総会の議事録の写し。

+ 信 託 『業務に 関する 知識 及び 経験を有する者の 確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面

+ そ \mathcal{O} 他法第 五 条の規 定に よる審査をするため参考となるべき事項を記 載 L た 書 面

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第四条第三項第一号に規定する引受けを行う信託財産 の種類は、 次に掲げる区分により記載する

Ł のとし、 第四号、 第八号、 第九号、 第十一 号及び第十二号に掲げる財 産につい てはその 細目を記載する

ものとする。

一金銭

二 有価証券

三 金銭債権

四 動産

五 土地及びその定着物

六 地上権

8

七 土地及びその定着物の賃借権

八担保権

九 知的 財 産 権 (知 的 財産基本法 (平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権を

いう。第三十七条第一項第七号において同じ。)

+ 特定持分 (資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第六条に規定する特定持分をいう。

_

十一 種類を異にする二以上の財産

十二 その他

2 法第四条第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

一 信託業務の運営の基本方針

信託 契約 締 結 の勧 誘、 信託契約 の内容 の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針

(審査の具体的基準)

第七条 内閣総理大臣は、 法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に

掲げる事項に配慮するものとする。

資 本 の額及び純資産額が令第三条に規定する額以上であること。

純資 産 額 が、 収支見込対象期間 (業務 の開始を予定する日 . (T) 属する営業年度 (業務 \mathcal{O} 開 始 を予 定する

日 以 降 \mathcal{O} 期 間に限 る。 及び当該 営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度を経過するま で 0 期

間 をいう。) を通じて令第三条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

三 信 託 財 産 の分別管理、 信託契約 締結の勧 誘、 信託 契約 の内容 Iの明: 確 化、 信託 財産 の状況に係る情報提

供 並 び に 信 託 財 産に . 関 す る経理、 帳 簿 書 類 \mathcal{O} 作成 及び閲覧に関 l 業務 の執 行方法が定 められ、 委託 者及

び受益者が保護されると見込まれること。

兀 経営体 制、 業務 運営体制及び業務管理体制に照らし、 次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を

備えていると認められること。

1 信 託 業務に関する十分な知識及び経験を有する者が 確保され ていること。

口 管 理又は 処分を行う財産 に関する十分な知 識 及び 経験を有する者 (第三者に委託 して管理又は処

分を行う場合にあっては、 当該第三者を含む。) が確保されていること。

ハ 経営者 が、 その 経 歴及び能力等に照らして、 信託業務を公正かつ的確に遂行することができる十

分な資質を有していること。

= 第 兀 十条 第一 項各号の ** \ ず れにも適合すること。

純純 資 産 額 \mathcal{O} 算 出

第八条 信託 会社の純資 産額は、 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

当 該 信 1託会社 が子会社等 (連結 財 務諸 表 \mathcal{O} 用 語、 様式及び作 上成方法 に関する規則 (昭 和 五. 十 一 年大蔵

省令第二十八号) 第二条 第二号に規 定する子会社 · 及び 同 条第六号 に規 定 する 関 連会社 をい う。 第 匝

条第二 項 第 一 号及び 第四十三条第 項第 五号にお **\ て 「子会社等」という。) を有する場合 当 該 信 託

会社 の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産 の部 に計上されるべ き金額 の合計 額 か 5

負 債 \mathcal{O} 部 に計 上されるべき金額 \mathcal{O} 合計 額 他に営 「んでい る業務 に関 l 法 令の 規 定に ょ ŋ 負 債 \mathcal{O} 部 12 計 上

することが 義 務 付 け 5 れ 7 **,** \ る引 当 金 又 は 潍 備 金 \mathcal{O} うち 利 益 留 保 性 \mathcal{O} 引 当 金 又 は 潍 備 金 \mathcal{O} 性 質 を 有 する

t \mathcal{O} が あ る場場 合 に は、 当 該 引 当 金 一又は準 備 金の 金額を除く。 次号にお いて同じ。 を控除 して計算され

た金額 のうち いず れか低い 方の金 額

- 前号以外の場合 当該 信託会社 の貸借対照表の資 産 どの部 に計上されるべき金額の合計額から負債 0 部
- に 計 上され るべ き金 額 \mathcal{O} 合計額を控 除 して 計 算され、 た金 額
- 2 前 項 \mathcal{O} 資 産 及 び 負 債 \mathcal{O} 評 価 は 計 算 を行 う月 12 お 7 て、 般 に公正妥当と認 8 6 ħ る企 業会計 0) 基 準 に
- 従 0 て 評 価 L た 価 額に よら な け れ ば なら な 1

3

- 前 項 \mathcal{O} 場合に お ١ ر て、 次の各号に掲げる場合に該当するときは、 ない 一券につい て取立 不 能 おそ れ 当該各号に定める金額を評価 場合 取 <u>\(\frac{1}{4} \)</u> 不 能 見込 額 を控 額とする。 除 した

 \mathcal{O}

が

あ

る

金 有額

金

銭

債

権

又

は

市

場

価

格

 \mathcal{O}

債

市 場 価 格 \mathcal{O} な ** \ 株式 に つ 7 てそ 0 発行会社の 資 産 状態が著しく悪化 i た場合 相当 \mathcal{O} 減 額 をし た金

額

- \equiv 前二号以 外 \mathcal{O} 流 動 資 産 \mathcal{O} 時 価 が 帳 簿 価 額 より 著 しく低 い場合であって、 その 価 額 が 帳 簿 価 額 ま で 口 復
- することが 困 難と見られ る 場 合 当 該 時 価
- 兀 第 号 又 は 第 二号以 外 \mathcal{O} 古 定 資 産 に 0 1 て 償 却 不 足 が あ ý, 又は 予測することのできな い減 損 が 生じ
- た場合 償 却 不 足 額 を控 除 Ļ 又 は 相 当 \mathcal{O} 減 額 をし た 金 額
- 五. 繰 延資産 に つい て償却不足がある場合 償却不足額を控除 した 金 額

(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものと

される事 実)

第九条 法 第五 4条第五 項に規定する内閣府令で定める事実は、 次に掲げる事実とする。

役員 (取締役、 執行役、 監査役又はこれらに準ずる者をいう。 第五十四条第二項及び第六十三条第一

項第二号を除き、 以下同じ。) 若しくは使用人である者、又はこれらであった者 (役人又は使用人で

なくなった日 から二年 を経過するまでの者に限る。)で会社の 財 務及び営業又は事 業 \mathcal{O} 方 針 \mathcal{O} 決 定に

関 て影響を与えることができるも Oが、 当該 会社 0 取締役、 執 行役又はこれらに準ず る役職 に 就任

ていること。

会社に対して重要な融資を行っていること。

三 会社に対して重要な技術を提供 していること。

兀 会社 との 間 に営業上又は 事 業上 0 重要な取 引 が あること。

五. その 他会社 の財務及び営業 又は 事 業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推

測 がされ る事実が存在すること。

保 有 の態 様その他の 事情を勘案して保有する議決権 いら除る く議決権

第十条 法第五条第 五 項に規定する内 閣 府令 で定め Ś 議 決 権 は、 次に掲げ る議決権とする。

信 託 業 を 営営 む 者 が 信 託 財 産 とし って 保 有 する株 式 又 は 出 資 に 係 る 議 決 権 (法 第 五. 条第 七 項 第 号 O規定

12 より 当 該 信 託 業を営 む 者 が 自 5 保 有す る 議 決 権 とみなされ る ŧ \mathcal{O} を 除 <_

法 人の 代表権を有する者又は法 人の代理権を有する支配 [人が、 当 該代表権又は代理権に基づき、 議決

権を行 使することができる権限若 しくは当該 議決 権 \mathcal{O} 行 使に つ ζ, て 指図を行うことができる権 限 又 は投

資 な行 うの に 必 要な 権 限 を 有する場 一合に お け る当 該 法 人 \mathcal{O} 保 有 す る株 式 又は 出 資 に保 る 議 決 権

 \equiv 会社 \mathcal{O} 役員 又は 使 用 人が · 当該 会 社 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 役 員 又 は 使用 人と共 同 L て 当 該 会 社 \mathcal{O} 株 式 \mathcal{O} 取 得 定 \mathcal{O} 計

画 に従 \ \ 個 別 \mathcal{O} 投資判 断 に基づ か ず、 継 続的 に行 わ れ、 各役員又は 使用 人の 回当 た ŋ \mathcal{O} 拠 出 金 額 が

百 万 円 に · 満 た な V Ł \mathcal{O} に 限 る。) をした場合 (当該会社 が 商法 (明治三十二年 法律第四 十八号) 第二百

+ -条 第 項 文 は 第二 百百 + 条 ノ三第 項 (第 一号を除く。 \mathcal{O} 規 定 に 基づき取 得 L た 株 式 以 外 \mathcal{O} 株 式 を

取 得 たときは 証 券会社 証 券 取 引法 昭昭 和二十三年法律 第二十五号) 第二条第 九 項 E 規 定す る 証 券

会社をいう。 又は外国 証券会社 (外国証券業者に関する法律 (昭 和四十六年法律第五号) 第二条第二

号に規定する外国証券会社をいう。) に委託して行った場合に限る。 にお いて当該取得をした会社 \mathcal{O}

株式を信託された者が保有する当該会社 の株式に係る議決権 (法第五 条第七項第一号の規定により 当該

信 託 され た者が 自ら 保 有する議 決権 とみなされ る ŧ Oを除

兀 相 続 人が 相 続 財 産 とし 7 保有する会社 \mathcal{O} 株式 又は 出 資 **当** 該 相 続 人 同 相 続の場合を除く。 が 単

続 財 産 \mathcal{O} 共 同 相 続 人が遺 産 分割を了してい ない ものに限 る。) に係 る議決権 純

承

認

単

純

承認したものとみなされる場合を含む。)

若しくは限定承認した日までの

もの

又は当該

相

五. 会社 が 自己 \mathcal{O} 株 式 \mathcal{O} 消 却 を行うために取得したことにより保有する当該 会社 \mathcal{O} 株式 に係 る 議 決 権

(資本の額の減少の認可)

第十一 条 信託会社 (管理型信託会社を除く。 は、 法第六条の規定により資本の額の減少につい て 認可を

受けようとするときは、 次に掲げる事 ず項を記ざ 載した申 請書及びその写し 通を金融庁長官に提出 しなけれ

ばならない。

一減資前の資本の額

二 減資後の資本の額

三 減資予定年月日

四減資の方法

2

前項 \mathcal{O} 申 . 請 書に は次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならな

一理由書

二 資本の額の減少の方法を記載した書面

三 株主総会の議事録

四 最終の貸借対照表

五. 商法 第三百 七十六条第一 項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者が あると

きは、 その者に対し弁済し、 若しくは担保を提供し、 若しくは信託したこと又は資本の額の減少をして

もその者を害するおそれがないことを証する書面

六 株式 の併合をする場合においては、 商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知の状況 を記れ 載

した書類

七 株式の消却をする場合においては、 商法第二百十三条第二項において準用する同法第二百十五条第一

項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

八 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金 融 庁 長官は、 第 項 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 · 請 が あ つ たときは、 次に掲ぎ げる基準 - に適合するかどうかを審査

しなけ

ればならない。

資 本 の額の減少により、 業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

を解消するために行う場合その他経営維

持

のためやむを得ない

· 事

由によるも

のであること。

資 本

 \bigcirc

額

の 減

少が、

欠損

三 減資 後の 資 本の 額が令第三条に規定する金額以上であること。

兀 減資後 の純資産額が、 減資をした日の属する営業年度 (減資をする日以降の期間 に限る。) 及び当該

営業年 度 \mathcal{O} 翌. 一営業年度 か ら起算して三営業年度を通じて令第三条に規定する額を下回らない 水準 上に維

持されると見込まれること。

(登録等の申請)

第十二条 法第七条第一項の登録を受けようとする者は、 別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の

申 請 書に、 当該申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類 部を添付してその者の本店の所

在 地 を管 轄 ず うる財 務 局 長又 は 福岡 財 務支局 長に · 提 出 しなけ ればならな

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 は、 法第 七条 第三 項 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 更新を受け ようとする者 に つ **,** \ て準 用 でする。

3 令第. 七 条第二 項ただし書 \mathcal{O} 規定に より、 現 え金をも って手数料 -を納 8 る場 合は、 行政 手 · 続 等 に お け る情 報

通 信 の技 術 \mathcal{O} 利用に関する法律 伞 成十四年 法律第百五十一 号) 第三条第一項に規定する申請等により得

られた納付情報により手数料を納付するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第: 八条第二 項第五 号に規定する内閣府令で定め る書 1類は、 次に掲げる書類とする。

一 純資産額及びその算出根拠を記載した書面

信 託 業務 以外 0 業務を営 む場合にあって は、 当該 業務 の内 容及び方法を記 載し た書 面

 \equiv 第 五. 条 第二 項 第三 一号かり 5 第 八号までに 掲 げ る 書 面

兀 営もうとする信 託 業が管 理 型信 託 業に該当することを証す る書 面

五. 申請 者が 入的 構成に照らして管理型信託業務を的 確に遂行することができる知識及び経験を有するこ

とを証する書面

(業務方法書 の記 載 事 · 項)

第十四 条 第六条 第一 項 への規・ 定は、 法第八条第三項第一号 (法第五十二条第二項に お いて準用する場合を含

む。 に 規定する引受けを行う信 託 財 産 \mathcal{O} 種 類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 記 載に つい て準用する。

法第八条第三項第六号(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)

に規定する内閣府令で定める事項につい て準用する。 2

第六条第二項の規定は、

管理型信 託会社 登 録 簿 0 縦 覧)

第十五条 管理 型信 託会社が現に受けている登録をした財務局長又は福岡 財務支局長は、 その 登録をし た管

理型信託会社に係る管理型信託会社登録簿を当該管理型信託会社の本店の所在地を管轄する財務局 尺は福

尚 財務支局に備え置き、 公衆 の縦覧に供するものとする。

純 資 産 額 \mathcal{O} 算 出

第十 -六条 第八 条 の規 定は、 法第十条第二項の規定により同条第一項第三号の純資産額を計算する場合につ

1 て準用する。

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第十 七条 令第十 条に 規定する る 内 閣 府 令 で定め うる 金i 融 機 関 は、 次に掲げるものとする。

- 長期 信 用 銀 行 法 (昭 和 <u>-</u> 十 七 年 法 律 第 百 八 十七号) 第二条 に 規 定 す る長 期 信 用 銀 行
- 二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- \equiv 信 用 金 庫 法 (昭 和二十六年法律 第二百三十八号) 第四条の免許を受けた信用金庫及び信用金庫 連合会
- 兀 中 小 企業等は 協 同 組 合法 (昭 和二十 -四年 法 律第百 八十一 号) 第三条第二 一号に規・ 定す る 信用 協 同 組 合 及び

同 条第 三号に 規 定す る協 同 組 合 連 合会で 同 法 第 九 条 \mathcal{O} 九 第 項 第 号 O事 業を 行う協 同 組 合 連 合 会

五. 労 働 金 庫 法 昭昭 和 二十八年法律 第二百二十七号) 第六章 条の 免許 を受け た労働 金庫 及 び 労 働 金 庫 連 合会

(営業保証金の供託の届出等)

第十二 八条 法第十 __ 条第 項、 第四 項 又は第 八 項 \hat{O} 規 定により供 託 をし た者は、 別 紙 様 式 第三号により 作 成

L た 供 託 届 出 書 に、 当 該 供 託 に 係 る 供 託 書 正 本 を添 付 L て 金融 庁 長 官に 提 出 L な け れ ば な 5 な

2 信 託 会 社 が 既に供 託 L て 1 る供 託 物 \mathcal{O} 差替えを行う場 合 は、 差替 え 0 た 8 12 新 たに 供 託 を L た後、 その

旨 を差替え後の当該 供託 に係 る供 託書正本を添付して金融庁長官に届 け É なけ れ ればなら な

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)

第十 · 九 条 信託会社 は、 法第十一条第三項に規定する契約を締結したとき(金融 庁長官 の承認を受けて当該

契約 \mathcal{O} 内 容を変更 ĺ たときを含む。 は、 別 紙 様 式 第四 号に ょ ŋ 作 成 Ĺ た 保 証 契 約 締 結 届 出 書 に 契 約 書 \mathcal{O}

写 L を添 付 L て 金融庁 長官に 届 け出るとともに、 契約 書 正 本 を提 示 L な け 'n ば な 5 な 1

2

信託会社は、

営業

保

証

金に

成 心した保 証 契 約 変更承 認 申 請 書又 は 別紙様 式 第六号に より作成した保 証 契約 解 除 承認 申 · 請 書に より、 金融

代わる契約の変更又は解除を行おうとする場合は、

別紙

様式第五号によ

6り作

庁 長 官 に 承 認 を 申 請 L な け れ ば なら な

3 金 融 庁 長官 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 承 認 \mathcal{O} 申 請 が あっ たときは、 当 該 承 認の 申 請 をし た信 託会社 が | 営業! 保

証 金に代 わ る契約、 を変更 又は解除することが受益 置者の保護 護に欠けるおそれが ない もので あるかどうか

を審査するものとする。

4 信 託 会 社 は、 金 融 庁 長 官 \mathcal{O} 承 認 に 基づき営業保 証 金 に 代 わ る契 約 の変 更又 は 解 除 を L たときは 别 紙 様

式 第七号に より 作 成 L た保 証 契約変更届 出 書 に . 当 該 契約 書 \mathcal{O} 写 L を添 付 Ļ 又 は 別 紙 様 式第 八 一号に ょ り作

成 心した保 証 契約解 除 温出· 書 に契約さ を解除 した事 事実を証 する書 面 を添え 付し て金融 庁長官に届け 出 るとともに

契約 の変更の場合には当該契約書 正 本を提示しなければならない。

(営業) 保 証 金 \mathcal{O} 追 加 供 託 \mathcal{O} 起 算 日

第二十条 法 第 + 条第 八項 に 規定す る内 閣 府 令で定 め る日 は、 営業! 保 証 金 \mathcal{O} 額 が 不足 L た理 由 に つ 次

 \mathcal{O} 各号に 掲げる場合の 区分に応じ、 当該各号に掲げ る日とする。

信 託 会社 が令第十条第三号の承認 (次号に お 1 て 「承認」 という。)を受けて法第十一 条第三 一項に規

定する契約 (以下この号及び次号に お 7) 7 「契約」とい 、 う。) 0 内 容を変更したことにより、 同 1条第十

項に規 定す る 供託 L た営業 保 証 金 0 額 同 条第三項 に規定する契約 金 額を含む。 が令第九 条に 定 める

額に不 足した場合 当該 契 約 の内 容を変更した日

信 託 会社 が 承認を受けて契約 を解除 した場合 当該契約を解除 L た日

三 令第 + 条 0 権 利 の実 行 \mathcal{O} 手 続 が 行 わ れ た場合 信 託 会社 が 信 託 会社等営業保 証 金 規 則 平 成 十六年

内 閣 府 令 法 務 省 |令第 号) 第十一 条第三 項 0 支 払 委 託 書 \mathcal{O} 写 L \mathcal{O} 送付 を受け

た

日

几 令第十一 条 の権 利 この実行 の手続を行うため 金 融 庁 長 官 が供託 記されて V) る有 価 証券 **社** 債 等 \mathcal{O} 振 替 に関

す る法 律 (平成十三年法律第七十五号) 第百二十九条第 一項に規定する振替社債等を含む。 \mathcal{O} 換 価 を

行 い 換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託会社が信託会社等営業保証金規則第

十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第二十一条 法第十一条第九項に規定する内 閣 府令で定める有価 証券は、 次に掲げるものとする。

属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿

の記

載又は記録によ

り定まるものとされるものを含む。以下同じ。)

国債証券

(その権利の帰

一 地方債証券

三 政府保証債券

兀 金融庁長官が指定した社債券その他の債券 (記名式のもの及び割引の方法により発行されるもの並び

に前号に掲げるものを除く。)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額

第二十二条 法第十一 条第九項の規定により 有 価 証券を営業保証金に充てる場合における当該有価 証 券の

価 盟額は、 次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 国債証券 額面金額

二 地方債証券 額面金額百円につき九十円として計算した額

 \equiv 政 府 保 証 債 券 額 面 金 額 百円 に つ き九 十五 円として 計 算 l た額

兀 前 条 第四 号に 規定、 す る 社 債 券そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 債 券 額 面 金 額 百 円に つき八 十円として計 算 た 額

を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

2

割引

の方法に

より発行

L

た有価証券については、

その

発行

価

額に次の算式により算出し

た額を加えた額

額面金額 一 発行価額

発行の日か

発行の日から償還の日までの年数

までの年数

X

5

供

託

 \mathcal{O}

日

3 前 項 \mathcal{O} 算式 に よる計算 に お 1 て、 発行 \mathcal{O} 日 か 5 償 還 \mathcal{O} 日 ま で 0 年 数及 び 発行 \mathcal{O} 日 か 5 供 託 \mathcal{O} 日 ま で の年

数について生じた一 年未満 の端数並 びに額 面 金額と発行価額との差額を発行の 日 か こら賞 還 \mathcal{O} 日 ま で \mathcal{O} 年 数

で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(届出の手続等)

第二十三条 信託会社 は、 法第十二条第 項又は 第二 項 0 規定に よる届出をするときは、 別 表 第 上 欄 に掲

げ る区分に により、 同 表 中 欄に 掲げ る 事 項を 記 載 た届 出 書及び 同 表 下欄 に 掲げ ,る書類, 並 び にそ 0 写 通

を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融 庁 長官は、 管理型信 託会社からその登録をした財 務局 長又は福 岡 財 務支局長の管轄する区域を超え

て本 店 \mathcal{O} 位 置 \mathcal{O} 変更が あっ たことの 届 出書を受理 L た場合に に お **(**) ては、 当 該 届 出 書 及 び管理 型 信 託 会 社 登

録 簿 このう 5 当 該管 理 型 信 託会社に係 る部分その 他 \mathcal{O} 書 類 並 び にその写し 通を、 当該 変更後 \mathcal{O} 本 店 \mathcal{O} 所在

地 を管轄 する財務局長又は 福 岡財務支局長に送付するものとする。

3 前 項 \mathcal{O} 規定による書 類 の送付を受けた財務局長又は 福岡 財財 務支局日 長は、 当該管理型信託会社を管 理型信

託会社登録簿に登録するものとする。

(業務方法書の変更の認可)

第二十四条 信託会社 (管理型信託会社を除く。) 又は外国信託会社 (管理型外国信託会社を除く。) は、

法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、 次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を

金融庁長官に提出しなければならない。

- 一変更の内容
- 二 変更予定年月日
- 2 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。
- 一理由書
- 二 変更後の業務方法書案
- 三 業務方法書の変更箇所の新旧対照表
- 兀 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 3 金融 庁 長官は、 第 項の 認可の申請があっ たときは、 次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなけ

ればならない。

- 一業務方法書の変更の内容が法令に適合していること。
- 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者の確保の状況、 管理又は処分を行う財産に関する十

分な知識及び経験を有する者 (第三者に委託して管理又は処分を行う場合にあっては、 当該第三者を含

む。 \mathcal{O} 確 保 の状況、 業務管理に係る体制等に照らし、 申請者が当該 申請に係る変更後の 業務を的 確 12

遂行することが できること。

三 当 該 申 請 \mathcal{O} 内 容が 委託者又は受益者の利益を損なうも のでないこと。

業務方法 書の変更の 届 出

第二十五条 法第 十三条第二項 の規定により届出を行う管理型信託会社又は管理型外国信託会社は、

前条第

項各号に掲げ る事 項 を記 載 L た届 出 書及び同 条第二項に定め る書類が 並 びにその 写し 通を、 金融 庁長官

に 提 出 L な け れ ば なら な \ \ \ \

取 締 役 \mathcal{O} 兼 職 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申 請

第二十六条 信託 会社 の常務に 従事する取締役 (委員会等設置会社にあっては、 執行役。 以下この条に お 1

て 同 は、 法 い第十六な 条 \mathcal{O} 承認を受けようとするときは、 次に 撂 げ る 事 項 を 記 載 した申請書及びその写

L 通を当 該 信 託 会社を経 由 して、 金融 庁 長官に提出しなければならな

氏名及び信託会社における役職 名

- 一 他の会社の常務に従事する場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 兼職先の商号
- ロ 兼職先における役職名及び代表権の有無
- ハ就任年月日及び任期
- 三 事業 を営む場合に あ っては、 当 該· 事業 の内容及び事業所の名称
- 2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書に は 次に掲げ ,る書! 類 及びその 写し一 通を添付 L なけ ればならない。
- 一理由書
- 二 当該申請に係る信託会社の同意書
- \equiv 信 託 会社 一での職が 務 内 容及 び職務に従事する態様を記載した書 面
- 兀 他 \mathcal{O} 会社 \mathcal{O} 常 務に (従事) する場合に あって は、 次に · 掲げ る書 類
- 1 当 該 他 \mathcal{O} 会社 で \mathcal{O} 職 務 内 容 及 び 職 務 に 従 事 す る態 様 を 記 載 L た 書 面
- 口 信 託 会社 . と 当 該 他 の会社との 取 引関 係 を記 載 l た 書

面

ハ 当該 他の会社の定款、 最終 の営業報告書並びに最近における財産及び損益の状況を記載し た書 面

五. 事業を営む場合にあっては、 信託会社と当該事業を営む取締役との 取引関係を記載した 書 面

3 金 融 庁 長官は、 第 項 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申 · 請 が あっ たときは、 次 の各号のい ずれかに該当する場合に限 ŋ 承認す

るものとする。

取 締 役 が 常 務 に 従事しようとする他の会社 が、 当該 取 締 役が 従事する信 託会社の 委託 を受け Ć そ の業

務 0 部を遂行 行する会社又は当該信託会社が海外に お いて設立 した会社 (これらの会社に準ずる ŧ \mathcal{O}

を含む。 で あり、 か これらの 会社 が 別会社となっ た 理由 が 当該信 託 会社 一の経 営 0 合 理 化 その 他

合理的な理由によるものであると認められる場合

取 締 役が 常 務 に従事 しようとする他 の会社 との業務 提 携 の内容その 他信託会社の経営方針に照ら

当 該 取 締 役 が 兼 職することに相当の 理 由 があると認め 6 れ る場合

三 取 締 役が 営もうとする事 業が、 主として当 該 取 締 役 \mathcal{O} 家 族 叉 八はそ 0) 使用 人によって営まれるも しのであ

て、 当 該 取 締 役 が 重要、 な 事 項 に つ **\ 7 \mathcal{O} 4 指 示 す n ば 足 ŋ Ź Ł \mathcal{O} と認 8 5 れ る場 合

几 前三号に掲 げ る場合を除 くほ か、 当 該 取 締 役 \mathcal{O} 信 託 会 社 に お け る業務に支障 を来す おそれが ない 、 と 認

8 られる場合であって、 か つ、 特に必要が あると認められ る場合

- 4 法第十六条の承認を受けた取締役は、 その従事する職務又はその営んでいる事業の内容の変更をしよう
- とするときは、 同 条の 規定に よる承認を受けなければならない。 ただし、 次に掲げる場合を除く。
- 代 表権 \mathcal{O} 有 無 に 0 **,** \ て異 動 が あ る場 合
- 新たに会長、 社 長、 副社 長、 専 務 取 締役、 常務取締役若しくは代表執行役の地位に就いた場合又はこれ
- らの地位について異動がある場合
- 三 取締役又は執行役の担当する職務について変更がある場合
- 兀 使 用 人を兼改 務 7 V) る取 締 役若し くは執 行 役 が そ 0 兼務を解 か れた場合、 又は 新たに使用 人を兼 務する
- 取 締役若 しく は執行役となった場合 (使用人として担当して **,** \ 、る職務 の内容に ついて変更する場合を含む。
- 五 当該承認に係る会社の商号について変更がある場合
- 5 法 第 + 六 条 \mathcal{O} 承認を受け た 取 締役 は、 前 項 各号に規定する職務若 しくは事業 \mathcal{O} 内容 に変更が あ 0 たとき
- 信 託 会社 \mathcal{O} 常 務 に従事す る取締役でなくなったとき、 又は 承認を受けて兼職 L てい る 他の会社 0 常 務に
- 従 事 しないこととなったとき若しくは事業を営まないこととなったときは、 遅滞なく、 その旨 を当 |該信 託

会社を経由して、 金融庁長官に届け出なければならない。

第二節 主要株主

(主要株 主 \mathcal{O} 届 出 \mathcal{O} 手 ,続等)

第二十七条 法第十七 条第一項 (法第二十条において準用する場合を含む。 以下第二項及び第四項において

同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

- 法人である場合は、 代表者 の氏 名

商号、

名称又は氏名及び主たる営業所若

しくは事務所の所在地又は住所若しくは居所

- 三 保有する る議決 権 \mathcal{O} 数
- 2 法第十七条第一項に規定する総株主の議決権の数は、 対象議決権 (法第五条第五項に規定する対象議決

権 をいう。 を保有することとなった日の総株主 一の議 決 権 の数とする。 ただし、 当 該 議 決権 の数を知るこ

とが 困 難 な場合には、 直 近 \mathcal{O} 有価 証 券報告書 文は 半期報告書 (以下この項にお 7) --有 価 証 券 報 告 書等」

という。 に記 載された総株 主の議 決権 の 数 (有価 証 券報告書等が提出されて **,** \ ない場合には、 商 業 登記

簿その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数) とすることができる。

3 法第· 十七条第二項 (法第二十条において準用する場合を含む。) に規定する内閣府令で定める書

「類は、

次に掲げる書類とする。

個 人であ る場合は、 住 民 票の 抄 本又はこれ に代 わ る 書 面

法 人である場合は 登 記 簿抄 本 文はこれ に 代 わ る 書 面

4 信託 会社の主要株主となった者は 別紙 様 式 第九号により作成した法第十七条第一項 の対象議決権保有

及び 外 国 貿 易法 (昭 和 二十四四 年 法律 第二百二十八号) 第六条 第 項 第 五. 一号に規定 定 する居 住 者を 1 う。 第五

届

出

書に当

該

届

出

書

 \mathcal{O}

写し一

通

及び

同

条第二

項

 \mathcal{O}

規定による添

付

書

類

部を添付して、

居 住

者

外

玉

為

替

十二条第 三項に お ١ ر て 同 ľ である場合はその 主たる営業 所 又 は 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 (個 人で あ る場 合 は

その 住所又は居所とし、 外国会社である場合であって本店又は 主たる事 務 所 が 外 国にあ るときは、 玉 内 に

お け る営 業 所 \mathcal{O} 所 在 地とする。 を管 1轄す る財務 局 長 又 は 福 出 財 深務支局! 長に、 非 居住 者 (同 項第六号に規

定する非 居 住 者 を 1 う。 第 五. 十二条第三項及び第六十一条第二項にお 7) て同じ。 であ る場 合 は 関 東財 務

業務

第三節

局

長

に

提

出

L

な

け

れ

ば

ならな

(兼業の承認の申請)

第二十八条 信託会社は、 法第二十一条第二項の承認を受けようとするときは、 次に掲げる事項を記載した

申 請 書 を金 融 庁長官に提 出 なけれ ば ならない。

兼業業務の開 始予定年月日

兼業業務

(法第二十一条第

一項の

規定により営む業務以外の業務をいう。

以下同じ。

0 種 類

2 法第二十一条第三項に規定する営む業務 の内容及び方法を記載した書類は、 次に掲げる事項が明確とな

るよう記載 しなけ ħ ば なら な

兼業業務 が信 託業務 0 適 定か つ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

兼業業務が信 託業務に関連するものであること。

3 金融 庁 長官は、 第 項の 承認の申請があ Ó たときは、 次に掲げる基準に適合するかどうかを審査 しなけ

れ ば なら な V)

兼業業務が 次に掲げるところにより営まれることが見込まれ、 信託 業務の適正かつ確実な遂行に支障

を及ぼすおそれがないこと。

1 人員配置その他の兼業業務の執行体制の状況に照らして、 兼業業務が信託業務に付随するものとな

0 ていること

口 兼 業業務を行う部門と信託業務を営 む部門が明 確に分離されていること。

ノヽ 兼業業務 を的 確に遂行するた め \mathcal{O} 体 制 が 整備されていること。

二 兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること。

ホ 兼業業務 の運営に関する内部監査及び内部検査 一の体 制 が 整備されていること。

信託

業務を的

確に遂行するために必要とされる知

識

【及び経験と兼業業務を的確に遂行するために必要

関連す

とされる知識及び 経験 の共 八通性そ 0 他 の業務の内容及び方法を勘案して、 兼業業務が信託業務に

信託会社 は、 法第二十一条第四 項 \bigcirc 承認を受けようとするときは、

るものであると認められること。

4

びその写し一

通を金融庁長官に提出

L

なけ

ればならない。

次に掲げる事項を記載した申請書及

兼業業務 \mathcal{O} 内 容又は方法の変更の 内容

変更予定年月日

- 前 項 の申 請書には次に掲げる書類及び写し一通を添付しなけ ればならない。
- 一理由書

5

- 変更後 \mathcal{O} 兼 業業 務 に係 る業務 \mathcal{O} 内 容 及 び方法を記 載 L た 書 面
- 三 兼業 業 務 に 係 ぶる業務 の内]容及び. 方法をご 記 載し た 書 面 \mathcal{O} 新 旧 対 照 表
- 6 金 融 庁 長官 は、 第四 項 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申 -請があ 0 たときは、 第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審

査しなければならない。

7 第二 項 \mathcal{O} 規 定 は 第五 条第二項第二号及び第十三条第二号に規定する書 面 に お ける兼 業業務 に関 す る記 載

について準用する。

- 8 内 閣 総 理 大臣 (令第二十五条第一項の規定により財務局長又は福岡 財務支局長が金融庁長官の権 限 低を委
- 任され て **(**) る場合にあって は、 当 該 財 務局 長 又は 福 岡 財 務支局長) は、 法第五 条第 項に規定す Ź 申 請 者
- 又は 法 第 八条第 項 E · 規 定す る申 請 者 が 法 第 五. 条 第 二項 第七号又 は 法第十 -条 第 項 第 号に 該当す る カン 否
- か を判 断 するに当たって、 第三項各号に掲げ る基準 に適合するかどうか を審・ 査 L なけ れ ば なら な 但
- 第 号イに掲げる基準にあっては、 信託業務 \mathcal{O} 開始後合理的 な期間内に 兼業業務が信 託 業務 に 付 随 する

(信託会社の業務委託契約の内容)

第二十九条 法第二十二条第一 項第三号に規定する内閣 府令で定める条件は、 次 の各号に掲げるものとする。

信託会社が信託業務を委託する相手方 (以下この条におい て 「委託先」という。 は、 委託を受けた財

産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

委託 先 は、 信 託 会社 の同 意 なく業務の 再委託 を行 わ ないこと。

三 委託: 先は、 信 託 会社 の求めに応じ、 当該 財 産 の管理及び 処分の 状況並びに前号に基づき信託会社 \mathcal{O} 同 意

を得て行った業務 \mathcal{O} 再委託の状況 (再委託 の契約の内容及びその履行に関する状況を含む。)につい て説

明しなければならないこと。

兀 委託 先 は 当 該 財 産 \mathcal{O} 管 理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、 信託会社 (T) 求め

に応じ、これを閲覧させること。

五. 信託会社 は、 信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、 当該

信 託契約に基づく信託業務に係る信託会社と委託先との委託に係る契約を解除することができること。

(信託の引受けに係る行為準則)

第三十条 法第二十四 [条第 項 第五号に規定する内 閣 府令で定め る行為は、 次に掲げる行為とする。

委託者に対 Ļ 信託契約に 関する事 項で あ ってその 判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、

誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

自己との 間で信託契約を締結することを条件として自己の利害関係人 (法第二十九条第二項第一号に規

定する利 害 関 係 人をい . う。 以下この章 にお **,** \ て同じ。 が 委託 記者に対 して 信 用 を供 与 į 又は信 用 \mathcal{O} 供与

を約 していることを知りなが 5 当該委託者との間で当 該信託契約を締結する行為

三 その他法令に違反する行為

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五条ただ 書に 規定する内 閣府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

委託 者 が 適格 機関投資家等 証 券取引法第二条第三項第 一号に規定する適格 機 関投資家並びに信 託会社

外 国信 託 会社、 信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。 以下同じ。) である場合 (当該: 適格 機

関投資家等から法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。

委託者 との 間 で同 \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 金 銭 \mathcal{O} 信 託 契約を締 結し たことがある場合 (当該委託者 カ ら法第 十五条

 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 説 明 を 要 L な 1 旨 \mathcal{O} 意 思 \mathcal{O} 表 明 が あ 0 た 場 合 に限 る。

託者に対して当該信託契約の内容について説明を行った場合

三

信

託

会

社

 \mathcal{O}

委

託

を受け

た

信

託

契約

代

理

店

が

法第七

十六

条

に

お

7

て

準

用する法第二十五条の

規

定に

より委

兀

貸

付

信

託

法

(昭

和二十

七

年

法

律

:第百

九十五号)

第二条第

項には

· 規

定する貸付

信託

 \mathcal{O}

契約

に

よる

信

託

 \mathcal{O}

引 受け を 行う場 合に お 1 て、 委 託 者 に 対 L 7 同 法 第三条 第二 項 E 規 定す る信 託 約 款 \mathcal{O} 内 容 に 0 1 て 説 明

を行った場合

五 資 産 \mathcal{O} 流 動 化 に関する法律 (平成: 十年法律第百五号) 第百六十二条に規定する特定目的 信 !託契: 約 に

ょ

る 信 託 \mathcal{O} 引受けを行う場合に お ** \ て、 委託 者に対 して同 法第 百 1六十五 条第 一項各号及び 資 産 \mathcal{O} 流 動 化 に 関

する法 律 施 行 規 則 平 成 十二年 -総 理 府令第百二十八号) 第六十四条第三号から第二十一号までに掲 げる事

項について説明を行った場合

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十二条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、 次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 当初取得する信託財産の種類及び価額又は数量
- 信 託 財 産 \mathcal{O} 権 利 \mathcal{O} 移転 に 関する事 項 信信 託 に係る対抗要件 \mathcal{O} 具備 に 関する事 項を含む。)
- \equiv 第一 号の 信 託 財 産 \mathcal{O} 取 得 日 以後に お 7 て 信託 財 産 を取得する予定が ある場合にお 7 、ては、 取得予定日

信託財産の種類及び取得にあたっての条件

法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、

次に掲げる事

項を含むものとする。

2

- 信 託 財 産 \mathcal{O} 管 理 又 は 処分に より 取 得する財 産 \mathcal{O} 種 類
- 信 託 財 産で あ る金銭を他 0 信 託 財 産で ある金銭と合同 運用する場合は、 その旨
- 3 法第二十六条第一項第八号に規定する法第二十九条第二項各号に掲げる取引の 概要には、 当該取引の態

様及び条件を含むものとする。

- 4 法第二十六条第 一項第九号に規定する事 項に は、 次に掲げる事 項を含むも のとする。
- 不特 定又は 未存在 一の受益 一者がいる場合は、 その 範 囲、 資格その他受益者となる者を確定するために必

要な事項

- 信託法 (大正十一年法律第六十二号) 第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合
- は、当該信託管理人に関する事項
- 三 委託 者 が 受益者を指 定 又は変更する権 利を有する場合は、 当該: 権 利に

兀

受益

権

 \mathcal{O}

発生につき受益

当者が信

託

の利

益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、

その旨

関する事

項

- 5 法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、 次に掲げる事項を含むものとする。
- 一 受益者に交付する信託財産の種類
- 二 信託財産を交付する時期及び方法
- 三 前二号に掲げる事 項につき受益者により異なる内容を定める場合は、 その内 容
- 6 法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、 次に掲げる事項を含むものとする。
- 一 信託報酬の額又は計算方法
- 二 信託報酬の支払の時期及び方法
- 7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。
- 一損失の危険に関する事項

- 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項
- \equiv 当該 信託に係る受益 権 \mathcal{O} 譲渡 に 制 限 が ある場合は、 その旨及び当該 制限 の内容
- 兀 次に 掲 げげ る事 項に つい 7 特別 \mathcal{O} 定め をする場合は 当該 定 め ĺŹ 関 はする事 項
- 1 受託 者が複数で ある場合に お ける信 託 業務 \mathcal{O} 処 理
- 口 受託 者の 辞任
- ハ 受託 者 \mathcal{O} 任務終了の場合の新受託者の選任
- = 信 託 終 了 \mathcal{O} 事 由
- 信 託契 約 締 結 時 \mathcal{O} 書 面交付を要しない場合)
- 第三十三条 法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。
- 委託 者が か 適格 機 か じめ法第二十六条第 関投資家等であって、 項に規定 書面又は次条に規定する電磁 でする書 交付、 を要し 的方法 を利用す · を得、 る方法により カン つ、 当該 当該

面 \mathcal{O}

な

1

旨

 \mathcal{O} 承

諾

委

託

者

5

あ

5

- 委託者 か 5 0 要請 が あっ た場合に速やか で に 当 該書 面を交付できる体 制 が *整備 されて 1 る場合
- 委託 者と同 一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、 か つ、 法第二十六条第一 項の 規定によ

り当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合 (当該委託者から同項に規定する書

面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

三 貸付 信 託法第二条第 項に規定する貸付信 託 の契約による信託の引受けを行った場合にお į١ て、 委託

者に対して同条第二項に規定する受益証券を交付した場合

兀

資 産

の流動化に関する法律第百六十二条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行った場

合にお いて、 委託者に対して同法第百七十三条第一項に規定する受益証券を交付した場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十四条 法第二十六条第二項 (法第二十七条第二項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含

む。 以下この条において同じ。)の内閣府令で定める方法は、 次に掲げる方法 (以 下 「電磁的方法」とい

う。)とする。

電子情 報 処 理 組 織 を使用する方法のうちイからニまでに掲げ るも

1 信 託 会社等 (信 託会社又は信 託会社との契約によりファイ ルル を自 己の管理する電子計算機に に備え置

き、 これを委託者若しくは信託会社の用に供する者をいう。 以下この条において同じ。 \mathcal{O} 使用 に係

る電 子 12 1 を受け せ 5 計 う。 記 算機 載 れ 子計算機と委託者等 ずべ る旨 るファ 以下この E き事 \mathcal{O} 備 承 えら 1 諾 条 ル 項 れた顧 12 をいう。 又は受け (以下この お 1 客ファ 7 (委託者又は委託者との契約により顧客ファイ な 同 以下この 7) 条 ľ 旨 1 に \mathcal{O} ル お 条 申 に \mathcal{O} 1 記 12 7 使 出 をす 録する方法 用 お 一記 1 に る場 、 て 同 係 載 る電 事 合に 項」 r. 子 (法第二十六条第二項に規定す という。 計 あっては、 を自 算 機 及とを接ば 己の管理 を送信 信 託 続 会社 ゴする す Ś Ļ ル · 等 電 電 (専ら当該委託者 子計算 委託 \mathcal{O} 気 使用 通 者 信 に係 る方法 等 機 口 に \dot{O} 線 使 備 る を 電 に 用 通 え置 0 子 ょ に ľ る提供 でく者、 用に供 計 係 て 書 算 る 機 電 を 面

口 又 ル 通 には じ に 信 受け て委託 当 託 該 会社 な 記 者 載 等 1 旨 事 の関 \mathcal{O} 使 項 \mathcal{O} 覧に供 を記 用 申 出 に をす 録 係 る電子 す Ĺ んる場 る方法 委 合 託 計 にあ 者等 算機 (法第1 って で使用 に 備 二十六条第二項 えらい は、 に係る電子計 信 れ 託 たファ 会社 1 等 に 算機 . 規 \mathcal{O} ル 定す に記 使 用 に · 備 に係 る方法に 録された記 えら る電 ħ ょ 子 た当該委託 · 計算 る提: 載 事 機 供 項 に を受け を電気通 備 者 え \mathcal{O} 5 る旨 顧 れ 客 信 た \mathcal{O} フ 口 フ 承 ア 線 1 ア 諾 を

に

備

え

5

れ

た

フ

ア

1

ル

に

そ

の旨

を

記

録

す

る方

法

ハ 信 託 会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電 気 通 信 口

1

ル

にその

旨

を記

録する方法)

線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル (信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、 同時に複数の

委託 者 \mathcal{O} 閲覧に 供するた !め当該 記 載事 項を記 録させるファ 1 ル をいう。 以下この 条にお いて同じ

に 記 録 ざれ た 記 載 事 ,項を 電 気通 信 回 線を通じて委託 者 の閲覧に供する方法

磁気ディスク、

シー

・ デ

1

•

口

ムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお

くことができる物をもって調製するファイルに記載事 項を記録 したものを交付する方法

前項各号に規定する方法は、 次に規定する基準に 適合するものでなけ ħ ばなら ない。

2

委託 者が 閲覧ファイル又は顧客ファイルへの 記録を出力することにより書面を作成できるものである

こと。

前項第一号イ、 ハ及びニに規定する方法 (委託者 の使用に係る電子計算機 に備えられた顧客ファイル

に 記 載 事 項を記録する方法を除く。)にあ っては、 記載 事 項を顧 客ファ 1 ル 又は閲覧 ファ 1 ル に 記 録 す

る旨 又は 記録 した旨を委託者に対 し通知するものであること。ただし、 委託 者が当 該 記 載 事 項 を閲覧し

ていたことを確認したときはこの限りでない。

三 前 項第一号ニに規定する方法にあっては、 委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客

フ ア 1 ル に 記 録するものであること。

兀 前 項 第 号 ハ 又 は = に 規 定する方法 に あ って は、 当 該 記 載 事 ず項に掲げ げげ 5 れ た取 引 を最 殺能に行 0 た 日 以

後 五. 年 間 **当** 該 期 間 が 終了 す る日 ま での 間 に 当 該 記 載 事 項 に 係 る苦情 \mathcal{O} 申 出 が あ Ó たときは、 当 該 期 間

が 終了する日又は当該苦情 が 解決 した日の ** \ ず ħ カュ 遅 V) で 0 間) 次に掲げる事項を消去し又は 改変

日

ま

することができない ものであること。 ただし、 閲覧に供 いしてい る記 載 事 項を書 面によ り交付する場合、

委 託 者 \mathcal{O} 承 諾 (令第十三条に規定する方法に . よる承: 諾 を ** \ う。 を 得 7 前 項第 一号イ、 口 若 L < は 前 項

第二号に掲げ る方法により交付する場合又は委託者による当該 記 載 事 項に係る る 消去 の指図 が ある場合は

当 該 記 載 事 項 を消去することができる。

1 前 項 第 号 ハに 規定する方法に っつい て は、 顧客 ファイル に · 記 録され た記 載 事 項

口 前 項 第 号 三に 規定す る方法 に 0 7 て は 閲覧 フ ア 1 ル に 記 録 さ れ た 記 載 事 項

五. 前 項 第一 号ニ に 規定する方法に あ 0 て は、 前号に掲げ る期 間 を経 過す るま で \mathcal{O} 間 に お 7 て、 第三 一号の

規 定により委託者が閲覧ファ イルを閲覧するために必要な情報を記録 した顧客ファ Ź ルと当該 閲 覧 フ ア

1 ルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、 閲覧の提供を受けた委託者

が . 接 続 可 能な状態を維持させることについて不要である旨通知 した場合はこの限りでない。

3 第 項 第 号 \mathcal{O} 電 子情 報 処 理組 織 とは、 信託 会社 等 の使用 に係 る電 子計算 機と、 顧客ファイ ル を備

えた委託 者等又は 信託会社等 \mathcal{O} 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 · 情 報 処 理 組 織 を 1

う。

第三十五条 令第十三条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。) の規定により示すべき方法の

種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

前条 第一 項各号に規定する方法のうち信託会社が使用するもの

一 ファイルへの記録の方式

(計算期間の特例)

第三十六条 法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

計算 期 間 が 信 託の 設定: 後 最初 \mathcal{O} 計 算期 間であって二年未満で ある場合

計算 期間 の初日から一年を経過した日 (次号及び第四号において「応当日」という。 が 日 曜 日

土

曜 日 国民 の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日、一 月二日、一月

三日又は十二月二十九日 から十二月三十一日までの日 (次号及び第四号にお いて「休日等」 という。

で あ る場合に おいて、 その 翌. 日を当該 計 算 期 間 \mathcal{O} 末 日とする場合

応当 及び その 翌日 が 休 い等で ある場合に お いて、 応当 꽢 を当該 算期間

日

0

々

日

計

0 末

日とする場合

三

日

日

兀 応当 日 からその 々日までが休日等である場合において、 応当日から起算して三日後の日を当 該 計 算

期 間 \mathcal{O} 末日とする場合

信 託 財 産状況 報告 書 \mathcal{O} 記 載 事 項等

第三十七条 法第二十七 条第一 項本文に規定す る信 託 財 産状況報告書 (以下この条にお ** \ て「報告書」

う。 に は、 次に掲げる事 項を記載しなけ ればならな

計 算 期 間 \mathcal{O} 末 Ħ (以下この条にお いて 当 期末」という。) 現在における資産、 負債及び元本の状況

並 び に 当該 計 算 期 間 中 \mathcal{O} 収 支 \mathcal{O} 状 況

株式 につ き、 計 算 期 間 中 に お け つる売買 総数及び売買総 額 並び のに銘柄 (信託) 財 産 \mathcal{O} 総 額 の二分の一 を超

える額を証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に投資することを目的とする信 託 0 場

合には、 当 期 末現在において信 託 財 産 の総額の 百分の一を超える額を保有するものに限る。 次号におい

て同じ。)ごとに次に掲げる事項

イ 信 託 財 産 \mathcal{O} 計 算 期 間 \mathcal{O} 直 前 \mathcal{O} 計 算期 間 \mathcal{O} 末 日現. 在に お け る株式数

ロ 当期末現在における株式数

ハ 当 該 株式 の売却を予 定する信 託の場合には、 当期末現在における株式の時

三 公社債につき、 種類ごとに計算期間中における売買総 額及び銘柄ごとに当 期 末現在 における券面総 額

価総

額

(当該 公社 債 の売却 を予定する信 託 \mathcal{O} 場合に は 時 価 総 額を含む。)

兀 有 価 証 券先 物 取 引 **証** 券 取 引 法 第二条第二十項に規 定 す ^る有価! 証券先物 取 引をいう。 以下この号にお

1 て同じ。)、 外 国 有 価 証 券市! 場 (同条第八項第三号ロに規定する外国 有 価 証 券市場をいう。 に お 1

て行わ れる有句 価 証券先物 取引と類 似 0 取引、 有 価 証 一券指 数等先物 取引、 有 価 証 券オプション取引、 外国

市 場 証 券 先 物 取 引 有価 証 券先 渡 取 引 同 条第二十 匹 項 に 規 定する有 価 証 券先 渡 取 引 をいう。 有 価

場合に 証 券 店 つき、 頭 指 数 それぞれ取引の 等 先 渡 取 引 有 種類ごとに、 価 証 券 店 頭 才 当期末現在における取引契約残高又は取 プシ 彐 ン 取 引 有 価 証 券 店 頭 指 数等 えワ 引残高 ツ プ 取 及び 引 が行 計 算期 わ れ 間 た

中における取引契約金額又は取引金額

五. 不動 産、 不動 産 の賃借権 又は地上権につき、 次に掲げる事項 (ただし、 ロ及びハに掲げる事項にあっ

7 受益者 (受益: 者 で あ る資 産 流 動 化 に 関 はする法語 律 第二条第三項に規定す ^る特定 目 的 会社 が 発行 する

資 産 対 応証券を取得した者その 他 実質的 に当 該 信 託 \mathcal{O} 利 益を享受する者 (第六 類に お 7 7 **)** 実質: 的 受益 者

という。 を含む。 以下この項、 第四十一 条第一 項第三号並びに第五項第二号及び第六十八条第 項 第

二号に おいて同 ľ からあらかじめ記 載を要しない旨 の承諾を得た場合を除く。

1 不 動 産 \mathcal{O} 所 在、 地 番 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 不 動 産 を特 定す るため ĺŹ 必要 な 事 項

口 不 動 産 \mathcal{O} 売却を予定する信 託 \mathcal{O} 場合につき、 物件ごとに、 当期· 末 現在における価 格 (鑑 定評 価 額、

公示価格、 路線 価、 固定資産税評価額 (地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第三百 八十一

条第一項又 は第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により土地 課 税台帳 又は土地 地 補 完 元 課 税 台帳 に登録され てい る価 格をいう。

そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 資 料 12 基づ き合理的 に 算 出 L た 額 を ١ ر う。

不 動 産 に 関 して賃貸借契約 が 締 結され た場合につき、 物件ごとに、 当 期 末 現在 におけ る稼 働 率 · 及び

テナン トの総数並びに計 算期間中における全賃料収入 (当該全賃料収 入について、 やむ を得り な **,** \ 事 情

により記載できない場合には、その旨)

二 当 該 不動 産 \mathcal{O} 売 却が 行 わ れた場合につき、 計算期間中における売買金額 の総額

六 金銭債権につき、次に掲げる事項

1 当 期 末 現 在 に お け る 債 権 \mathcal{O} 種 類 及び 額 (債権の 種類ごとの総額で足りる。)その 他 この債権 の内

一容に関

する事項

口 債 権 \mathcal{O} 売買が 行 わ れ た場合につき、 計算期間中に おける債権 の種 類ごとの売買総 額

七 知 的 財 産 権 に つ き、 次に 掲げる事 項 (ただし、 ノヽ に掲げる事 ず項にあ つ ては、 受益者か 5 うあら か じめ記

載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。)

1 知 的 財 産 権 \mathcal{O} 種 類、 特許権者その他の 知的 財産権を有する者の氏名又は名称その他 の知的 以財産権

を特定するために必要な事項

口 知 的 財 産 権 に 関 L て、 設定 行為によ り、 実施 権 及び 使 用 権 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 権 利 (以下この号に お 7 . て実

施 権 等という。) が設定された場合につき、 知 的 財 産権ごとに、 実施 権等 の権利者の氏名又は 名称、

実施権等の範囲その他 の実施権等の設定行為の内容に関する事項

- ハ 知的 財 、産権の売却を予定する信託の場合につき、 知的財産権ごとに、 当期末現在における評価額
- ニ 知的財産権ごとに、計算期間中における取引の状況
- 八 第二号か ら前号に掲げる資産以 外 \mathcal{O} 資 産 (次号に掲げる信託 に係る受益権 を除く。 以下この号に お 7

て対象資産という。)につき、 対象資産 0 種類ごとに、 次に 掲げ る事 <u>,</u>項 (ただし、 ハ に掲げる事 項にあ

っては、 受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。)

1 当 期 末 現在に おける対象 資 産 0 種類、 権利者の氏名又は名称その他 の対象資産を特定するために

必要な事項

口 対 象 資 産 に関 L して権 利が設定された場合につき、 対象資産ごとに、 当該 権利 の権利者の氏名又は

名称その他の当該権利の内容に関する事項

- ハ 対 象資 産 の売却を予定す る信 託 の場合につき、 対象資産ごとに、 当期末現在におけ る評 価 額
- = 対 象資 (産ごとに、 計 算 期間 中 に お け る 取 引 \mathcal{O} 状 況
- 九 受益 権 を他 の信 託 の受託 者に取得させることを目的とする信託 に係る受益 権 につき、 当該受益権に係

る信 託 財 産 \mathcal{O} 種類ごとに、 直前 の計算期間に係る第二号から前号までに掲げる事項

+ 信 託 事 務 を処理するために資金 の借入れをしている場合には、 契約ごとに、 借入先、 借入金額、 返 済

期 限 当 期 末 残 高、 計 算 期 間 及び 借 入期間 に おける利 率、 返済方法、 担 保 の設 定に 関する事 項 並 てバ に借

入の目的及び使途

+ ___ 当 該 信 託 財 産 に 係 る信 I託業務: を第三者に委託 する場合に あ 0 て は、 委託 先の 氏 名 文は 名称、 住 所又

は所在地、委託に係る報酬並びに委託する業務の内容

2 信 託 会社 は、 前 項 第 号に 掲げ る 事 項 \mathcal{O} 記 載に当る たっ て は、 当 期末 現 在 に お け る資産、 負債 及び 元本 \mathcal{O}

状 況 に 0 7 7 は 当 期 末 現 在 12 お け る貸 借 対 照 表 に、 計 算 期 間 中 \mathcal{O} 収 支 0 状 態 に 0 7 て は当 該 信 託 財 産 \mathcal{O} 計

算期間中の収支計算書に代えることができる。

3 報 告 書 は、 信 託 財 産 \mathcal{O} 状 況 を正 確 に 判断 することが できるよう明瞭 に 記 載しなけ ればならない。

4 第 項 各号に 撂 げ る事 項 \mathcal{O} 金額 は、 百 万 円 単 位をもっ 7 表示することができる。 ただし、 信 託 財 産 の状

況 を的 確 に 判 断 することが できなくなるお そ れ が あ るときは こ の 限 り で な 1

5 信 託 会 社 は、 信 託 財 産 \mathcal{O} 計 算 期 間 \mathcal{O} 終 了 後 又 は 信 託 契 約 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 終 了 後、 遅 滯 なく、 当該! 信 託 財 産に係

る報告書を作成した上、これを受益者に交付しなければならない

6 信託会社は、 第一

項第五号の規定にかかわらず、 実質的受益者が証券取引法第二条第三項第 一号に規定

す る適 格 機 関投資家であ る場 一分又は 証 券取 引法第二十 匹 · 条 第 項に 規 定す ´る特· 定 有 価 証 一券を取 得 7 **\ る

者 であ り、 か つ、 受益 者 が 当 該 特 定 有 価 証 券 に 関 L 7 同 法 に 基 ゴづく 開 示 を 行 0 7 1 る 場 合 **(当** 該 特 定 有

証 券に 関 して 同 法 に 【基づく】 開 示 義 務 が な 1 場 合に お 1 7 は、 第三 者 カン 5 \mathcal{O} 報告に · 基 づ き、 第 項 第 五. 号

口

価

及 び ハ に 撂 げげ ,る事 項に つい て実質的受益者 12 報告を行っ てい る場合) には 受益 者か 5 あら か じ 8) 記 載 を

要し な 1 旨 \mathcal{O} 承 諾 を得ることにより、 第一 項第 五. 号 口 及び ハに 掲 げげ る 事 項 \mathcal{O} 記 載 歌を省略、 することができる。

信 託 財 産 状 況 報 告 書 \mathcal{O} 交付 を要し な 1 場

第三十八条 法第 一十 七 条第一 項ただ L 書に 規 定す る内 閣 府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

受益 者 が 適 格 機 関 投資家等であ 0 て、 書 面 又 は 電 磁的 方法により当該受益 者 か らあ 5 か じ め信 託 財 産

状 況 報 告 書 \mathcal{O} 交付 を要し な į, 旨 \mathcal{O} 承 諾を得、 か つ、 当 該 受益 者 か 5 \mathcal{O} 信 託 財 産 \mathcal{O} 状 況 に 関 分す る照会に対

L 7 速 B カ 12 口 答 できる体 制 が 整 備 され て 1 る 場 合

信 託 法 第 八 条第 項 に 規定する る 信 託管 理 人 が 存 在す る場合にお *(*) て、 当該! 談信託 管 部 理 人に信 託 財 産状況

報告書を交付する場合

三 投資! 信 託及び投資法人に関する法律 昭昭 和二十六年法律第百九十八号) 第四 条に規定する委託 2者指 図

型投 資 信 託 契約 に ょ る 信 託 \mathcal{O} 引受け を行 0 た 場 合 に おい て、 同 法 第二条 第十 八 項 に 規定 す る投 資 信 託

委 託 業 者 に 対 Ļ 当 該 投 資 信 託 委 託 業者 が 同 法 第三十三条 第 項 に 規 定 す る 運 用 報 告 書 を 作 成 す る た

めに必要な情報を提供している場合

兀 有 価 証 | 券に 係 る投資顧 問 業 \mathcal{O} 規 制 等に関する法律 (昭和六十一 年法律第七十四 号) 第三条に規 定 する

認 可 投 資 顧 問 業 者 \mathcal{O} 指 义 に ょ ŋ 信 託 財 産 \mathcal{O} 管 理 又は 処分を行う旨 \mathcal{O} 信 託 契約 に ょ る 信 託 \mathcal{O} 引 受 け を行

1 当 該 信 託 \mathcal{O} 受 益 者 が 当 該 認 可 投 資 顧 問 業 者 \mathcal{O} 顧 客 \mathcal{O} 4 で あ る 場 合 に お 1 て 当 該 認 可 投 資 顧 問 業

者 に 対 し、 当 該 認 可 投 資 顧 間 業 者 が 同 法 第三十二 条 第一 項 に規定 する 報 告書 を 作 成す る た め に 必 要な

情報を提供している場合

五. 商 品 投資 に 係 る 事 業 \mathcal{O} 規 制 に 関 はする法語 律 平 成 三年 法律第六十六号) 第二条 水第八項 に規 定 す Ź 商 品 投

資 顧 間 業 者 \mathcal{O} 指 义 に ょ V) 信 託 財 産 \mathcal{O} 管 理 又 は 処 分 を行 う旨 \mathcal{O} 信 託 契 約 に ょ る 信 託 \mathcal{O} 引 受け を 行 V) 当該

信 託 \mathcal{O} 受益 者 が 当 該 商 묘 投 資 顧 間 業 者 \mathcal{O} 顧 客の み で あ る 場 合に お 1 て、 当 該 商 品 投 資 顧 問 業 者 12 対 Ļ

当 該 商 品 投 資 顧問 [業者が 同 法第三十七 条に 規定す る報告書を作成するために必 要な情 報 を提 供 7 *(*) る

六 確 定 拠 出年金法 (平成十三年法律第八十八号) 第二条第七項第一項 口 に規定する資産管 理機関として

信 託 財 産 \mathcal{O} 管 理 又 は 処分を行う旨 \mathcal{O} 信 託 契 約 に ょ る信 託 \mathcal{O} 引 受け を行 0 た場 合 12 お 1 て、 同 法 第二十三

条に 規 定す る 企 業型 記 録 関 連 運営 管 理 機 関等 に 対 Ļ 当 該 企 業型 記 録 関 連 運 営 管理 機 関 等 が 同 法

七 条 に 規定す る通知をするために必要な情報を提供 してい る場合

七 取 引 につい て当 該 取引ごとの内容を書 面 豆 交付、 !または! 電 磁 的 方法 に より提供することにより信託 財産 状

況 報 告 書 \mathcal{O} 交付 に代える旨 0 承諾 を受益 者 信信 託 法 第 八 条 第 項 に 規 定 す る信 託管 理 人 が 存 在 す る場が 合

に お 7 て は、 当該 信 託 管 理人。 以下この号に お ** \ て同じ。 カ 5 あ 5 か じめ 書 面 又 は 電 磁 的 方法 に ょ り

得て 1 る場合であって、 かつ、 当該 取引の内]容を記録 載した書 面 が受益者に交付され る場合

信 託 財 産を自 己の 固 有財 産 及び 他 \mathcal{O} 信 託 財 産と分別して管理するため \mathcal{O} 体 制 \mathcal{O} 整 備 に . 関す る事 項

第三十九 条 信 託 会社 (当該 信 託 会社 カン 5 委 託 を受け た者を含む。 は、 管 理 場 所 を区 別 することその 他 \mathcal{O}

方法に、 ょ ŋ 信 託 財 産 を自 己 \mathcal{O} 古 有 財 産 及び 他 0 信 託 財 産 と 明 確に区分し、 か 当 該 信 託 契 約 \mathcal{O} 種 類 に応

じ た方法により、 当 該信託 財産 に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならな

2 信託会社は、 法第二十二条第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合においては、 当

該 委託 を受けた第三者が 前 項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な

体制を整備しなければならない。

3 信 託 会社 は、 第一号及び第二号に掲げる帳 簿書類を別表第二により作成し、 次の各号に定める書 類をそ

れぞれ各号に定める期間保存しなければならない。

二 総勘定元帳 作成の日から五年間

信

託

勘

定

元

帳

信

託財

産

の計算

期

間

の終

了

 \mathcal{O}

日

又は信託契約

の期間

の終了

の日から十年間

三 信 託 業 務 \mathcal{O} 委託 契 約書 委託 契 約 の終了 の日から 五. 年間

信 託 財 産 に損害を生じさせ、 又は 信託業 の信用を失墜させることのない体制 の整備 に関する事 項)

第四 1 十 条 信 託会社 (当該信 託 会社、 か ら委託 を受けた者を含む。) は、 次に 掲げるところにより、 内]部管理

に 関 する業務 を 適 正 に 遂 行するため 0) 十分な体 制 を整 備 L な け れ ば なら な

内 部 管 理 に 関す る業務を的 確 に遂行することができる人的 構 武成を確認 保すること。

内 部 管理に関する業務を遂行するための社内規則 (当該業務に関する社内における責任体制 を明確は 化

する規定を含むものに限る。)を整備すること。

三 内部: 管理に関する業務に従事する者を信託財産 の管理又は処分を行う部門から独立させること。

2 前 項 \mathcal{O} 内内 部 管 理 に 関 する業務」 とは、 次に 掲げる業務をいう。

法令 遵守 \mathcal{O} 管 理 (業務 \mathcal{O} 内 容が 法令 (外国の法令を含む。) 又は法令に基づく行政官庁の処分

(外国

 \mathcal{O} 法令に基づく同様の処分を含む。) (以下この項において「法令等」という。) に適合するかどう

か で を 判 断すること及び当該法令等を役員及び従業員に遵守させることをいう。) に関する業務

一 内部監査及び内部検査に関する業務

三 財務に関する業務

3 信託会社は、 委託を行った信託契約代理店の信託契約代理業務の適切な運営を確保するため、 信託 契約

代理店 に対する指導及び信 託契約代理店 の信 託契約代理業務 に係る法令の遵守状況の検 証 を行うため の 十

分な体制を整備しなければならない。

4 信託 会社は、 本店その 他 \mathcal{O} 営業所を他 の信託会社、 外国信 託会社又は 金融機 関 (金融 機関 の信 託 業務 \mathcal{O}

兼営等に関する法律施行令 (平成五年政令第三十一号) 第二条各号に掲げる金融機関 をいう。 以 下この項

第七十二条第二項第一号並びに第七十七条第四号において同じ。 の本店その他の営業所、 事 務 所若し

< は 代理 店と同 0) 建 物 に · 設置 してその 業務を営む場合には、 顧 客が 当該 信 託 会社を当 該 他 \mathcal{O} 信 託 会 社、

外 玉 信 託 会社 又 は 金 融 機 関 で あ ると誤 認することを防 止 す る た 8 \mathcal{O} 適 切 な 措置 を 講 じ な け れ ば な 5 な

5 信 託 会 社 は、 電 気 通 信 口 線 に 接 続 L てい る 電 子 計 . 算 機 を利 用 L 7 そ 0 業務を当 営 む 場 合 に は、 顧 客 が 治当該

信 託 会社 と他 \mathcal{O} 者を誤認することを防止するため の適 切 がな措置が を講 U な はければ、 ならな 1

(信託財産に係る行為準則)

第四 + 条 法 第 <u>一</u>十 九 条第 項第三号に規 定する内 閣 府 令で定め る取 引は、 次に . 掲げ る取 引そ 0 他 信託 財

産に損害を与えるおそれがないと認められる取引とする。

取 引 \mathcal{O} 相 手 方と新たな取引を行うことにより自己又は信 託財産に係る受益者以外の者の営 む業務によ

る利 益 を得ることを専 5 目 的 としてい るとは 認 \emptyset 5 れ な 7 取 引

第三 者 が 知 り 得 る 情 報 を 利 用 L て 行う 取 引

三 当 該 信 託 財 産 に か か る受益者 信信 託 法 第 八条第 一項に規定する信 託管理 人が 存在す うる場 合 に は、 当 該

信 託管 理 人 に 対 Ĺ 当 該 取引に関する重 要な事実を開 示 Ĺ 書 面 による同意を得て行う取

兀 その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引とする。

2 法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、 次に 掲げる行為とする。

信 託 財 産 \mathcal{O} 売買 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 取 引を行った後で、 部 \mathcal{O} 受益 者に 対 し不当に利 益を与え又は 不利 益を及ぼ

す方法で当該 取引に · 係 る信 託 財産を特定すること。

他人から不当な制 限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行うこと、

又は行わないこと。

 \equiv 特定 の資産につい て作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

L なけ れ ば なら な 3

法

第二十

九

2条第三

項

 \mathcal{O}

規

定に

より信託会社

が受益者に交付する書

面

に は、

次の各号に掲げ

る事

項

を記載

取 引当 事 者

信 託 財 産との 取 引 0 相 手方となった者が信託会社 \mathcal{O} 利害関! 係人である場合には、 信託 会社との 関係

信 託 財 産 との 取 引 \mathcal{O} 相 手 方となった者が信 託 会社 カン こら委託、 を受けた者 0 利害 関 係 人である場合にあって

は、 委 託 を受けた者との関 係

三 取引に係る信託財産 の種 類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項

兀 取 引の対象となる資産 又は権利 の種類、 銘柄、 その他の取引の目的物の特定のために必要な事 項

五. 取 引 \mathcal{O} 目 的 物 \mathcal{O} 数 量 (同 0 当 事 者間 に おけ る 特 定 \mathcal{O} 継 続 的 取 引契約に に基づき反復してなされ た取り 引

に 0 **,** \ 7 は、 当 該 信 託 財 産 \mathcal{O} 計 算 期 間 に お け る 取 引 \mathcal{O} 数 量

(同 当事 る特 継 続 取引契約に基づき反復してなされた取引につい

当 該 信 託 の計 算 期間 に お ける当該価格 の総 額 六

取

引

価

格

 \mathcal{O}

者

間

に

お

け

定

 \mathcal{O}

的

ては

七 取 引 \mathcal{O} 方法

八 取 引 を行 0 た 年 · 月 日

九 取引 を行 0 た 理 由

+ 当 該 取 引に 関 して信託会社 (信託会社から委託を受けた者を含む。)又はその利害関係人が手数料そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 報 酬 を得た場合には、 その 金額

<u>+</u> 当 該 書 面 \mathcal{O} 交付 年 月 日

その 他参 考となる事 項

4 信 託会社 は、 法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたときは、 信託財産の計算期間ごとに、 遅

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内 閣 府令で定め る場合は、 次に 掲げ る場合とする。

受益 者 が 適 格 機 関 投資家等であ · て、 書 面 又 は 電 磁 的 方法 に より当該 受益 者 か 5 あ 5 か ľ \Diamond 書 面 の 交

付 を要し な 7 旨 \mathcal{O} 承 諾 ! を 得、 か つ、 当該受益者か 5 \mathcal{O} 個 別 \mathcal{O} 取引に関する照会に対 して速やか に 口 [答で

きる体制が整備されている場合

委託 者又は 委託 者 か 5 指 义 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} 委 託 を受けた者 (令第二条各号に掲げる者を除く) 0) み 0 指 义 に

ょ ŋ 法 第二十九 条第二項 各号 \mathcal{O} 取 引 が 行 わ れ た ŧ 0 で ある場合であ つて、 書 面 又 は 電 磁 的 方 法 に ょ り受

益者 信信 託法 第八条 第一 項に規定す える信 託 管理 人 が 存在する場合に お 7 て は 当該 信 託 管 理 人。 以下こ

 \mathcal{O} 号及び第四号に おいて同じ。) からあら っかじめす 書 面 の交付を要し な ζ`\ 旨 の承 諾を得、 か つ、 受益者 カン

5 \mathcal{O} 個 別 0 取 引に 関 する照会に対して速や か に回答できる体 制 が 整 備 言れて **(**) る場が 合

三 信 託 法 第 八条第 項 に 規定する る信託管 理 人 が 存 在する場 合に お 1 て、 当 該 信 託管 理 人に · 書 面 を交付 す

る場合

兀 法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面交付又は電磁的 方法によ

ŋ 同 条第三項に規定する書 面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあ らかじ

8 得てい る場合であって、 カゝ つ、 当 該取 引の内容を記載 した書 面が受益者に交付され る場合

五. 投資 信 託 及 び投資 法 人に 関す る法 律 第 匹 条 に 規 定す ,る委託 者指 図型 投資 信 託 契約 に ょ る信 託 \mathcal{O} 引受け

を行 0 た場合に おい て、 同 法第二条第十 八 項に規定する投資 信 託 委 託 業者又は 同 法 第 十七 条 第 項 んに基

づき委託を受けた者 (令第二条各号に掲げる者を除く) のみ $\stackrel{'}{\mathcal{O}}$ 指図により法第二十九条第二 項 各号 の取

引 が 行 わ れたものである場合であって、 か つ受益者から 0) 個 別 0 照会に対して速やかに回答できる体 制

が整備されている場合

第四節 経理

(営業報告書の作成等)

第四 十二条 法第三十三条に 規定す る営業報告 書は、 別 紙 様式第十号 (外国 信 託 会社に あ つて は 別 紙 様式第

十号の二、 法第五· 十二条第 項 \mathcal{O} 登 録 を受け て同 項 に 規 定する特定 大学 技 術 移 転 事 業 に 該 当 ず る信 託 の 引

受け を行う同 項 に規定する 承 認事 · 業者 (以 下 「承認 事 業者」という。 にあ って は別 紙 様式第-十号の三)

により、作成しなければならない。

2 前 項 の営業報告書には、 次 \mathcal{O} 各号 (承認事業者にあっては、 第二号及び第三号を除く。) に掲げ いる書類

を添付しなければならない。

信 託 会社 外 国 信 託 会社 及 Ű 承 認 事業者を含む。 この 号に お 7 て同 ľ が 子会社等を有する場合に

あ って は 当 該 信 託 会社 及びそ \mathcal{O} 子 ·会社: 等 \mathcal{O} 連 結 貸 借 対 照 表、 連 結 損 益計 算 書 及び 連 結剰 余 金計 算 書

二 別紙様式第十一号により作成した株式保有状況表

 \equiv 別 紙 様 式 第 十二号により 作成 L た常常 務 12 従 事 す る取 締 役 (委員会等設置会社

に

あ

0

ては

執

行役、

外国

信 託 会 社 に あ 0 て は 玉 内 12 お け る 代 表者及び 支店 に 駐 在 する役員) 0 兼 職 及 び 兼業 状 況 報 告 書

兀 別 紙 様 式 第 十三号に ょ ŋ 作成 L た業務が 委託 \mathcal{O} 状 況 表

五. 法第 <u>二</u> 十 ・九条第二項各号に規定 でする取り 引 \mathcal{O} 概 要を記 載 した書類

六 外 玉 信 託 会 社 に あ つ て は、 そ \mathcal{O} 本 玉 に お **(**) 7 作 成され た直 近 \mathcal{O} 営業 報告書又はこれに代わる書 類

業務 及 び 財 産 \mathcal{O} 状 況 に 関 す る説 明 書 類 \mathcal{O} 縦 覧

第四 一十三条 法第 三十 匹 条 に 規 定す る 内 閣 府 令 で定 8 る事 項 は、 次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

口 沿 革 及び経営の組織

ハ 株式 0 保 有数 \mathcal{O} 上 位 十位までの株 主 一の氏 名又は商号若しくは名称並 びにその株式 0 保有数及び 総株

主 \mathcal{O} 議 決 権 に占め る当 該 株式 \mathcal{O} 保有数に 係る 議 決権 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} 割

合

ホ 本店その 他 の営業所の 名称及び所在地

二

取

締役及び監査役

(委員会等設置会社にあっては、

取締役及び執行役)

の氏名及び役職名

営 2 で 1 る業務 0 種 類

信託 会社 \mathcal{O} 業務 \mathcal{O} 状 況に 関する次に掲げる事項

1 直 近の営業年度における信託業務の概 要

口 直 近 \mathcal{O} 五営業年度に おける信 託業務 の状況を示す指標として次に掲げる事項

 $\widehat{\underline{1}}$ 信託 報 酬

 $\widehat{\underline{2}}$ 信託 勘定 貸 出 金 残 高

 $\widehat{\underline{3}}$ 信託勘定有価証券残高

 $\widehat{4}$ 信託財産額

ハ

- 直近 の二営業年度における信託財産 の状況を示す指標として次に掲げる事項
- $\widehat{1}$ 別紙 様式第十四号により作成した信託 財 産 残 高
- 表

受託残高

 $\widehat{2}$

金銭信

託、

年金信

託

財

産形成給付

<u>'</u>信託'

及び貸付信託

(以 下

「金銭信託等」という。

の期末

- 3 信託期間 別 の金銭信託及び貸付信託 の元本残高
- 5 $\widehat{\underline{4}}$ 金銭信託等に係る貸出金 金銭信託 等 0 種 類 剜 の貸出金及び有価 の科目 別 (証書貸付、 証券の区分ごとの期 手形貸付及び 末運用 割引手形の区分をいう。 残高

の期末

残高

- 6 金銭信託等に係る貸出金 の契約 期間 別 の期末 残高
- 7 担 保 の種 類 別 (有価 証 券、 債権、 商品、 不動 産、 保証及び信用の区分をいう。 の金銭信託等

に係る貸出 金 一残高

8 使途別 (設備資金及び運転資金の区分をいう。) の金銭信託等に係る貸出金残高

- 9 業種 別 0 金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金 の総額に占 める割
- $\begin{array}{c}
 1\\0\\
 \end{array}$ 中 小企業等 (資本金三億円以下 の会社若しく は常 時 使用 する従業員 が三百 |人以下 0) 会社又は

個 人 を 7 う。 ただ Ļ 卸 売 業 に あ 0 て は 資 本 金 億 円 以 下 \mathcal{O} 会社 若 < は常常 時 使 用 す る 従 業 員

が 百 人 以下 \mathcal{O} 会社 又は 個 人を、 サ ピ ス 業 12 あ 0 て は 資 本 金五 千 · 万 円 以 下 若 L < は 常 時 使 用 す

る従業 員 が 百 人以 下 . (T) 会社 又 は 個 人を、 小 · 売 業 及 び飲 食店 に あ 0 て は 資 本 · 金 五. 千 万 円 以 下 若

くは 常 時 使 用 する 従 業 員 が 五. 十人 以下 \mathcal{O} 会社 又は 個 人を **,** \ う。 に 対す ,る金: 銭 信 託 等 に 係 る貸

出 金 残 高 及 Ű 貸 出 金 \mathcal{O} 総 額 に 占 8 る 割 合

- $\widehat{1}$ 1 金 銭 信 託 等 に 係 る有 価 証 券 \mathcal{O} 種 類 剜 国 債、 地方債、 社債、 株式その 他 の証券の区分をいう。
-)の期末残高
- ニ 信託財産の分別管理の状況
- ホ 信託業務以外の業務の状況
- 三 信 託 会社 \mathcal{O} 直 近 \mathcal{O} 一営 業 年 度 に お け る 財 産 \mathcal{O} 状 況 に 関 はする事 項として次に掲げ る事 項
- 1 貸借対照 表、 損益計算 算書及び利 益処分計算書又は損失処 理計 算 書

- 口 各営業年度終了の日に おける借入金の主要な借入先及び当該借入金額
- ハ 各営業年度終了 \mathcal{O} 日 に お け る 保有する有 価 証 券 \mathcal{O} 取 得価 額 時 価 及 び 評 価 損 益
- = 1 に 掲 げ る 書 類 に 0 **,** \ て 公認 会計 士 (公認 会 計 士 法 (昭 和二十三年 法 律 第 百三号) 第十六 条 \mathcal{O} 二第

項 に 規定す Ź 外 玉 公認 会計 士を含む。 以下この 項 及び第三項 に お 1 て 同 ľ 又は 監 査 法 人 0 監 査

を受けている場合にはその旨

四 信託会社の内部管理の状況に関する事項

五. 子会社 等を 有 す る場 合 に あ 0 て は 信 託 会社 及びその子会社等 \mathcal{O} 状況 に関する次に · 掲 げ る 事 項

イ 信託会社及びその子会社等の集団の構成

口 子 会社 等 0 商 一号又は 名 和称、 主たる営業所又は事務所の所在地、 資本金又は出資金、 事 業 の内 |容並び

に信 託 会社 及び 他 の子会社等 が 保有す Ź 議 決 権 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} 合計 及び当 該 子 会社等 \dot{O} 総 株 主の 議 決権 に占め

る当該保有する議決権の数の割合

- ハ 信 託 会社 及び そ の子会は 社 等 \mathcal{O} 連 結貸 借 対 照 表 連 結 損 益 計算 書 及 び 連結 剰 余 金 計 算 書
- = ノヽ に掲げる書 類につい て公認会計士又は 監査法人の監査を受けてい る場合にはそ の旨

掲げる事項とする。

一 外国信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号及び本店の所在地

ロ沿革及び経営の組織

ハ

外国 信 託 会社 \mathcal{O} 株式 0 保有数又は出資額の上位十位までの株主又は出資者の氏 名、 商号若しくは名

称及びその 総 株 主 一又は 総 出 資者 \mathcal{O} 議決 権 に占め る当 該株 式 又は 出資に 保る 議 決権 \mathcal{O}

割合

ホ 国内における代表者の氏名及び役職名

二

法

第五十三条第二項

第三号に規定する役員

の氏

名及び

役

職名

主たる支店 (法第五十三条第一 項に規定する主たる支店をいう。 以下同じ。 その他の支店の名称

及び所在地

ト いずれかの支店において営んでいる業務の種類

二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項

- イ 直近の営業年度における信託業務の概要
- 口 直 近 \mathcal{O} 五営業年 度 に お け る信 託業務 \mathcal{O} 状 況 を示 す指標として前 項第二号口 に 掲 げる事

項

- ハ 直 近 *の* 営業年 度 に お け る信 託 財 産 \mathcal{O} 状 況 を示 す指標として前 項第二号 ハ に掲 げ る事 項
- ニ 信託財産の分別管理の状況
- ホ 信託業務以外の業務の状況
- \equiv 支店 \mathcal{O} 直 近 の二営業年 度に お け る 財 産 の状 況 に 関する事 項として次に掲げ る事 項
- 1 貸 借 対 照 表、 損 益 計 算 書 及 び 利 益 処 分計 算 書 又 は 損 失処 理 計 算 書
- 口 各営業年 度終 了 \mathcal{O} 日 に お け る 借 入金 \mathcal{O} 主要な 借 入先 及び 当 該 借 入 金額
- ハ 各営業年度終了 0) 日 に お け る保有する有価 証 券の 取得 価 額、 時 価 及び評 価 損益
- 四 支店の内部管理の状況に関する事項
- 五. 外 玉 信 託 会社 \mathcal{O} 業務 \mathcal{O} 全 部 に関 作 成 冷され た直 近 \mathcal{O} 貸借 対照表 及び 損 益計 算 書 日 本 語 で 記 載 され る
- ものに限る。

3

前 項 \mathcal{O} 規定に か かわり らず、 承認事業者に係る法第三十四条に規定する内閣府令で定める事 項 は、 次に

一 承認事業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称

ロ 沿革及び経営の組織

ハ 役員の氏名及び役職名

= 主たる営業所又 は事 務 所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

ホ 営んでいる業務の種類

承認事業者の業務の状況に関する次に掲げる事

項

イ 直近の営業年度における信託業務の概要

口 直 近 \mathcal{O} 五営業年度に おける信 託業務 の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 信託報酬

(2) 信託財産の概要

(3) 信託財産の分別管理の状況

- ハ 信託業務以外の業務の状況
- 三 承 認 事 業者 の直 近 の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事 項
- イ 貸借対照表及び損益計算書
- 口 1 に · 掲 げ る書 類 に つ ۲, 、て公認・ 会計 士又は 監 査法 人の監査を受けている場合にはその旨
- 四 承認事業者の内部管理の状況に関する事項
- 4 法第三十四条に規定する内閣府令で定める期間は、 兀 月間とする。

第五節 監督

(合併の認可申請)

第四十四条 信託会社は、 法第三十六条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、 法第四条

第 一項各号に掲げる事 ず項のほ か、 次に掲げる事 項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出

するものとする。

- 一 合併予定年月日
- 一 合併の方法

一理由書

一 合併の当事者の会社登記簿の謄本

三 合併 \mathcal{O} 当 事 者 の 株主 総会 \mathcal{O} 議事 録 (商 法第四百十三条 ノ三第 一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 株 主 一総会の

1 で合併を行う場合における合併後存続する信託会社にあっては、 取 締 役会の議事 録 及び 商法第四 百 +

承認を得な

三条ノ三第五 項 \mathcal{O} 規定により株式買取 \mathcal{O} 請 武水をし、 た株主に関する事 ず項を記れ 載 L た書 面

兀 合併 0 当 事 者 \mathcal{O} 最 終 の貸借る ·対照· 表、 損 益 計 算書及び 利 益 処 分計 算 書 一又は損: 失処 理 計 算 書 並 び に 最近 \mathcal{O}

日計表

五. 合併後の信託会社 (法第三十六条第二項に規定する合併後の信託会社をいう。 以下同じ。 が 法第五

条第二 項第六号、 第八号、 第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

六 合併後の信託会社の定款

七 合併後の信託会社の業務方法書

八 合併後の信託会社の収支の見込みを記載した書面

九 合併後 の信 託 会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、 住所 又は所在地及びその保有する議決権

の数を記載した書面

+ 合併 後 \mathcal{O} 信 託 会社 \mathcal{O} 取 締 役 (委員· 会等設 於置会社 に あ って は、 執 行 ?役。 第四 + -七条ま でに お **,** \ 7 同 じ。

及び 監 査 役 \mathcal{O} 住 民 票 \mathcal{O} 抄 本又はこ れ に 代 わ る 書 面

+ 合併 後 の信 託 会社 0 取 締 役及び監 査 一役 0 履 歴 書

十 二 商法第四 百 十二条第 __ 項の 規定による公告及び 催 告 (公告を官報 のほ か 時 事 に関 はする事 項を掲載す

る H 刊 新 聞 紙 に · 掲 載 してし た場合 に お け る 信 託 会 社 に あ っては、 これ 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 公告) \mathcal{O} 状 況 を 記 載 L た 書 面

十三 株 式 0) 併合をする場合にあ って は、 商法 第二百 十五条第一 項 の規定による公告及び 通 知 \mathcal{O} 状 況 を記

載した書面

十四四 私 的 独 占 \mathcal{O} 禁 止 及び 公正 取 引 \mathcal{O} 確 保 12 . 関す っる法律 昭昭 和二十二年 法 律第五 十四号) 第十五条第二項

 \mathcal{O} 規 定 に ょ る届 出 が 必要 な 場 合に あ 0 7 は 当 該 届 出 をしたことを証 明する書 類

十五 その他参考となるべき事項を記載した書

類

3

第七 条 0 規定は、 金融庁長官が法第三十六条第 項 \mathcal{O} 認 可の申請に係る同 6条第四 項に規定する審査をす

る場合について準用する。

(新設分割の認可申請)

第四 十五 条 信託会社は、 法第三十七条第一 項の 規定による新設分割の認可を受けようとするときは、 法第

兀 条第 項各号に掲げる事 す項のほ か、 次に掲げる事 項を記載し た申請書及びその写し一 通を金融庁 長官に

提出するものとする。

一 新設分割予定年月日

二 新設分割の方法

法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲げるものとする。

一理由書

2

二 新設分割の当事者の会社登記簿の謄本

三 新設 分割 \mathcal{O} 当事 者 の株 主 総 会 \mathcal{O} 議 事 録 (商 法第三百七十四 条 ノ六第 項の規定により株主総会の 承認

を得 な **\ で 新設分割を行う信託会社にあ 0 て は、 取締役会の 議 事 録

匹 新設分割の当事者の最終の貸借対照表、 損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最

近の日計表

五. 設立会社 (法第三十七条第二項に規定する設立会社をいう。 以下同じ。 が法第五条第二項第六号、

第八号、 第九 元号又は 第十号に掲げ る要件 に 該 当し、 な **,** \ 旨を誓約する書 面

六 設立会社の定款

七 設立会社の業務方法書

八 設立会社の収支の見込みを記載した書面

設立 会社 \mathcal{O} 主 要株 主 \mathcal{O} 氏 名 又は 商 号若 しくは名称、 住 所又は 所在 地 及びその保有する議決権 \mathcal{O} 数を記

載した書面

九

十 設立 会社 \mathcal{O} 取 締役及び監査役 の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十一 設立会社の取締役及び監査役の履歴書

商 法 第三 百 七 十 兀 条 ノ 兀 第 項 \mathcal{O} 規 定 による公告及び 催 告 (公告を官 報 \mathcal{O} ほ カ 時 事 に 関 する 事 項 を

掲 載す る日 刊 新 聞 紙 に掲 載してした場合に おける信託会社にあっては、 これらの公告) の状 沢を記さ 載

た書面

十三 株式の併合をする場合にあっては、 商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記

載した書面

十四四 私 的 独 占 の禁止 及び公正取 引 (T) 確保 に 関する法律第 十五 条の二第二 項の規定による届出が必要な場

合にあっては、当該届出をしたことを証明する書面

十五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 第七条 の規定は、 金融庁! 長官が法第三十七条第 項の 認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をす

る場合について準用する。

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 信託会社は、 法第三十八条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、 法第

匹 条第 項各号に掲げる事 項のほ か、 次に掲げる事項を記載し た申請書及びその写し一 通を金融庁長官に

提出するものとする。

一 吸収分割予定年月日

一 吸収分割の方法

一理由書

二 吸収分割の当事者の会社登記簿の謄本

三

吸収

分割

の当事

者

この株主は

一総会

 \mathcal{O}

議事

録

(商法第三百七十四条ノ二十二第一項又は第三百七十四

条

十三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う信託会社にあっては、 取締 役会の議

事録)

兀 吸収 分割 の当事 者の最初 終 の貸借 対照表、 損益計算書及び利益処分計算書 又は損失処理計算書並 立びに最

近の日計表

五. 承 継会社 (法第三十八条第二項に規定する承継会社をいう。 以下同じ。) が法第五条第二項第六号、

第八号、 第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

六 承継会社の定款

七 承継会社の業務方法書

八 承継会社の収支の見込みを記載した書面

九 承 継 会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、 住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記

載 L た 書 面

+ 承 継 会社 \mathcal{O} 取 締 殺及び 監 査 役 \mathcal{O} 住 民 票 の妙 本又は これ に代 わ る書 面

+承 継会社 \mathcal{O} 取 締 役及 び 監 査 役 \mathcal{O} 履 歴 書

第

+ 商法第三百 七十四条ノ二十 項 \mathcal{O} 規定による公告及び催告 (公告を官報のほ か 時 事 に関する事 項

た場合における信託会社に

あっては、

これらの公告)

の状

況

を記

載

L た 書 面

を

掲

載

する日

刊

新

聞

紙

に掲

載してし

十三 株 式 0) 併合をする場合にあっては、 商法第二百十五条第一 項の規定による公告及び 通知 の状 沢況を記

載 た 書 面

十四四 私 的 独 占 \mathcal{O} 禁 止 及び 公正 取 引 0 確 保 12 . 関す んる法律 第 十五 条 の二第三 項 の規定による届出 が 必 要な場

合に あ つ ては 当 該 届 出 を したことを 証 明 す Ś 書 面

十五 そ \mathcal{O} 他参考となるべ き事 項を 記 載 L た 書 類

3

第七条 の規定は、 金融庁長官が法第三十八条第 項 \mathcal{O} 認 可の申請に係る同 条第四 項に規定する審査をす

る場合について準用する。

(営業譲渡の認可申請)

第四十七条 信託会社は、 法第三十九条第一 項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定による

営業譲 渡 の認可を受けようとするときは、 同条第二項 (同条第五項にお いて準用する場合を含む。) 各号

に掲げる事 項のほか、 次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものと

する。

営業譲渡予定年月日

二 営業譲渡の方法

2 法第三十九条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。) に規定する内閣府令で定める書類は

次に掲げるものとする。

理由書

営業 譲 渡の当事者の会社登記簿の謄本 (これに準ずるものを含む。)

三 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、 これに関する株主総会の

議事録又は取締役会の議事録

四 営業譲渡の当事者の最近の日計表

五. 譲受会社 (法第三十九条第二項 (同 条第五 一項に お 7 て準用ずる場合を含む。 に規定する譲受会社を

1 . う。 以下同じ。) が法第五条第二 項第六号、 第八号、 第九号若しくは第十号又は法第五十三条第六項

第六号、第八号若しくは第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書 面

六 譲受会社の定款 (これに準ずるものを含む。)

七 譲受会社の業務方法書

八 譲受会社の収支の見込みを記載した書面

九 譲受会社の主要株主(これに準ずるものを含む。) の氏名又は商号若しくは名称、 住所又は所在地及

びその保有する議決権の数を記載した書面

+ 譲受会社 \mathcal{O} 取 締役及び監 查役 又は国 内に おける代表者及び支店に駐在する役員 の住民票の抄本又はこ

れに代わる書面

<u>+</u> 譲受会社の取締役及び監査役又は国内における代表者及び支店に駐在する役員の履歴

書

商法第二百四十五条ノ五第一項の規定により株主総会の決議を経ないで営業の全部の譲受けを行う

信 託会社にあっては、 最終 の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取 の請

求をした株主に関する事項を記載した書面

十三 私 的 独占 0 禁止 及び 公正 取 引 \mathcal{O} 確 保 に 関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合に

あっては、当該届出をしたことを証明する書類

十四 その他参考となるべき事項を記載した書類

第七 条 \mathcal{O} 規 定 は 金 融 庁 長 官 が 法 第三十 九 条第 項 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 . 請 に係る同 条第四項に 規定する審 査をす

3

る場合について、 第五 十五条にお **,** \ て準 用す る第七 条の 規定 は、 金融庁 長官が法第三十 -九条第 五. 一項に お 7

て準 用する法第三十九条第一 項の認 可の 申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合につい て、 それ

ぞれ準用する。

(届出事項)

第四 一十八条 法第四· + 条第一 項第三号に規定する内閣 府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

法第五条第二項第 一号から第三号まで、 第五号 (外国 の法令の規定に係る部分に限る。) 若しくは第

六号又は法第十条第一項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなった場合

取締 役、 執行役又は監査役が法第五条第二項第八号イからチまでの ζ, ずれ かに該当することとなった

事実を知った場合

三 主要 株 主が 法第五 条第二 項第九号イ若しくはロ又は第十号イからハまでの いずれかに該当することと

なった事実を知った場合

四 純資産額が資本の額に満たなくなった場合

五. 破 産 再 生 手 続 開 始 整 理 開 始 又は 更生手 続開始の 申立てが行われた事実を知った場合

六 定款を変更した場合

七 主要株主に異動があった場合

八 不祥事件が発生したことを知った場合

九 訴 訟 若 Š は 調 停 の当事 者とな 0 た 場 合又は当 該 訴訟若 しくは調停が終結 L た場合

+ 外 国 に お 7 て 駐 在 員事 務 が所を設っ 置 又は 廃 止 したこ 場合

+ 信 託契約代理業に係る委託契約を締結した場合又は当該委託契約が終了した場合

託 契約 自己を所属信託会社 代理 店 が 訴 訟若しくは (法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいう。 調 停 の当事者となったことを知った場合又は当該 訴 以下同じ。)とする信 訟若 しくは 調 停 が終

結 したことを知 0 た場 合 (自己を受託者とする信 託 契約 に 係 る 信 託契約 代理 業 に関 ける ŧ \mathcal{O} に 限 る。

_

2 法第四十一条第一項の規定による届出を行う信託会社は、 別表第三上欄に掲げる区分により、 同 表中欄

に 定める 事 項を記れ 載 ĺ た 届 出 『書及び』 同 表下欄に定め る添付書類 並びにその写し 通を金 融庁 長官に · 提出

なければならない。

3 第 項 第八号 0 不 ·祥事: 件とは、 信 託会社 の役職員又は自己を所属信 託会社とする信 託 契約代理店若 しく

は その役 職 員 が 当該 信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行った

ことをいう。

一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

出資 の受入れ、 預り金及び金利 等 \mathcal{O} 取 締 りに関する法律 (昭和二十九年法律第百九十五号) に違反す

る行為

三 法又はこれに基づく命令に違反する行為

兀 信託 財産たる現金、 手形、 小切 手 文は有価証券その 他 有 価 物 の 一 件当たり百万円以上の紛失 (盗難に

遭うこと及び 過 不足を生じさせることを含む。)

五. 管 理 \mathcal{O} 失当 に より 信 託 財 産 に 百 万円 以 上 0) 損失を与えた場合

六 海外 で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、 発生 地の監督当局に報告した Ō

t

七 その 他 信 託 会社 一の業務 \mathcal{O} 健全か つ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそ れのあ る行為であって前

各号に 掲 げげ る行 為に · 準 ず る ŧ \mathcal{O}

廃 業 等 \mathcal{O} 届 出

第四 十九九 法第四十一 条第二項の規定により届出を行う者は、 別表第四上 欄 に掲げる区分により、 同 表 中

欄 に定め る事 項を記載 した届 出書及び 同 表下 欄に定める添付 書 類 並 びにその写 し一通を、 金 融 庁 長官 (信

託 会社 が、 合併 12 より 株 式 会社、 を設 <u>\frac{1}{1}</u> Ļ 信 託 会社 (法第五 十二条第三 項 \mathcal{O} 規 定 により信 託 会 社 とみなさ

れ る者を含む。 以下この項 に お いて同じ。 以 外 \bigcirc 株式会社と合併 Ĺ 又は分割 に により 信 託 会 社 以 外 \mathcal{O} 株

式会社に信託業 0 全部 の承継をさせることにより、 その地位を当該信託会社以外の株式会社に 承 継させる

場合にあっては、 当該 株式会社の本 店の所在地を管轄する財務局長又は 福岡 財務支局長 (次項に お į١ て

財 務 局 長等」という。 を含む。) に提出 L なけ れば ならな

2 第二十三条第三項 \mathcal{O} 規 定 は 前 項 0 規定 に ょ ŋ 管 理 型信 託 会社 に係る書類 0 提 出を受け た財務局 長等 に

ついて準用する。

(廃業等の公告等)

第五 十条 法第四十一 条第三項又は第 五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定による公告は、 官報 又は 時 事 がに関 はする事 項を掲載する日刊

新 聞 紙 に 掲 載 L て L な げけ れ ば なら な

2 法第 兀 + 条 第三 項 \mathcal{O} 規 定 による公告は、 次に 掲げる事 項に つ ζ`\ てし なけれず ば ならな

信 託 業 \mathcal{O} 廃 止 合併、 合併及び 破産以 外 \mathcal{O} 理 由 に よる解説 散、 分割 による信託 業 \mathcal{O} 全部 若 しくは 部 \mathcal{O}

承 継 又 は 信 託 業の 全部 若 しく は 部 \mathcal{O} 譲 渡 をしようとする年月日

二 引受けを行った信託関係の処理の方法

3 法第 兀 + 条 第 匹 項に規定す る届 出 書に は、 次に掲 げる事 項を記載しなければならない。

一 公告の内容

- 二 公告の方法
- 三 公告年月日
- 4 法第四 + 条 第 五. 項 の規定による公告は、 次に掲げる事項につい てしなければ ならな
- 一 法第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けた旨
- 一登録年月日

(監督処分の公告)

第五 + 条 法第四· 十八条の規定による監督上 0 処分の 公告は、 官報によるものとする。

第六節 特定の信託についての特例

(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)

第五· 十二条 法第 五十一 条第一 項第四号に規定する内 閣 府令で定める要件は、 次に掲げる要件とする。

信 託 \mathcal{O} 受益 権 に対する投資事業に 係 る 組 合契約 (民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第六百六十七

条 第 項に 規定す んる組 合契約をいう。 第四 項第四 号及び 第七号並 びに 第六項 第一号に お 7 て 同 ľ

が 2受託 者と同一の会社集団 (法第五十一条第 一項第一号に規定する会社 集団を いう。 以下この節にお

いて同じ。)に属さない者との間で締結されていないこと。

信託 の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約 (投資事業有限責任組合契約に関す

る法 律 平 成 十六 年 法 律 第 号) 第三条第 項に 規定する投資 事 業 有限 責 任 組 合契: 約 を 7 う。 第

兀 項 第五号及び第七 号並 びに第六項第二号において同じ。) が受託者と同 \mathcal{O} 会社 集団 に 属さな い者

との間で締結されていないこと。

三 証券取 引法第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価 証券 (資 産 一の流 動 化に関する法律第二条第十

項 E · 規 定す る特定 約 束 手 形 を除く。 第四 項第六号及び第七号並 びに第六 項第三号に お 1 て 「 有 価 証 券

とい · う。) 0 発 行を目的として設立又は 運営される会社が受益者である場合 **(当** 該有 価 証 券 0) 発行

に より受け入れた金銭を信託することにより受益者となる場合に限る。)には、 当該 有 価 証券を受託

者と同一の会社集団に属しない者が取得していないこと。

兀 法第 五. + 条 第 項 に規定する信 託 の受益 権 同 項第二号に規定する資 産 対 応証券、 同 項第三号に規

定する匿 名組 合契約 に係 る権利、 信 託 の受益権 に対する投資事 業 に 係 る組 合契約に係 る権 利 信 託 の受

益 権 に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約に係る権利 又は有価 証 券その他これら に 類 がする

権 利 を担 保とする貸付契約 が受託者と同 <u>ー</u> 会社集団に属さな い者との 間 で締結され てい な

法第五 十 一 条第二 項に規定す うる届 出 書に は、 次に 掲げ る事 項を記 載し なければならな

2

受託 者 \mathcal{O} 商 号又は 名 称、 主たる営業 所 又 は 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 並 び に代 表 者 \mathcal{O} 氏 名 (商 法 第 兀 百 七 + 九 条

第 項 有 限会社 法 (昭 和 十三 年 法 律 <u>:</u>第七 十四四 号) 第七 $\overline{+}$ -六 条 に お 1 て 潍 用 す る場 合を含 む。 \mathcal{O} 規

定 に ょ る登 記 をした外国会社 一であ 0 て国 内に営業所を設 けてい な 7 Ł \mathcal{O} に あ つ て は、 これ 5 に 加 え 玉

内 に お け る代 . 表者 の氏 名及び 玉 内 \mathcal{O} 住 所。 以下 第二号及び第三号 に お 7 て同 じ。)

委 託 者 \mathcal{O} 商 号又は 名称、 主たる営業 所 又 は 事 務 所 \mathcal{O} 所在 地 並 び に 代 表 者 \mathcal{O} 氏 名

三 委 託 者 以 外 \mathcal{O} 受益 者が あ る場が 合には、 当 該 受益 者 \mathcal{O} 商 号 文は 名 称、 主たる営 業 所 文は 事 務 所 0 所在! 地

並びに代表者の氏名

3 法 第 五. 十 一 条 第 項 \mathcal{O} 信 託 \mathcal{O} 受託 諸者は、 前 項 E · 掲 げ る事 項 に · 変 更が あ · た場合には、 遅 滞 なく、 そ の旨

を、 居 住 者 てで あ る場 一合に は当 該 受 託 者 \mathcal{O} 主 たる営業 所 若 L < は 事 務 所 (当 該受託 者が 外 玉 会社 で あ る 場 合

で あ 0 て 主たる営業 所又は 事 務 所 が 外 国 に あ るときは、 玉 内 に お け る営 業 所 \mathcal{O} 所在 地 を管 轄 す る 財 務 局

長 又 は 福 出 財 務支局長に、 非居住者であ る場合には関 (東財務) 局 長に届り け É なけ れ ればなら ない。

委託 者、 受託 者及び受益 者が 同 の会社 集団 に 属する会社であることを証 する書

面

特定 目 的 会社 (資 産 \mathcal{O} 流 動 化 に 関 す る法 律 第二条第三項 に · 規 定する特定目 的 会社 を 7 . う。 第三十七条

に お いく て同い r. が 受益者である場合には、 その発行する資 産対応 証 券 同 条第十 項に 規 定す る資 産

対 応 証 券をいう。) を受託者と同一の会社集団 (法第五十一条第一項第一号に規定する会社集団 をいう。

)に属する者のみが取得することを誓約する書面

三 受託 者と同 0 会社 集 団 に属さな ζ) 者との 間 で 信 託 \mathcal{O} 受益 権 に対する投資 事 業に係

る匿

名組

合契約

商 法第五 百三十五条に規定する匿 |名組合契約をいう。 が締結されないことを誓約す る書 面

几 受託 者と同 一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る組 合契約が締結

されないことを誓約する書面

五. 受託 者と同 0) 会社 集 寸 に 属さな 7 者との 間 で信 託 の受益 権に対する投資事 業に係 る投資 事 · 業 有限 責

任組合が締結されないことを誓約する書面

六 有 価 証 券の発行を目的として設立又は運営される会社が受益者である場合 (当該有価 証 券 0 発行によ

り受け入れた金銭を信託することにより受益者となる場合に限る。) には、 当該有価証券を受託者と同

一の会社集団に属する者のみが取得することを誓約する書面

七 法第 五. 十 一 条 第 項 に規 定する信託 の受益 権 同 項 第二号に規定する資産 対応証券 券、 同 項第三号に規

定する匿 名組 合契約 に係る る権利、 第 項 第 一号に規定する組合契約 に係る る権 利、 第二号に規定す る投資

事 ・業有限責任組合契約に係る権利又は第三号に規定する有価 証券その他これらに類する権利を担保とす

る貸付. 契約を受託者と同一 の会社 集団に属さない者との 間 で締結されないことを誓約する書 面

法第五 十 条 第 項の信 託の受託者でなくなったときは、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 理 由

5

法第一

五.

十 一

条 第

五.

頭に規

定

す

る届

出

書に

は、

次に掲

げ

る事

項

を

記

載

Ü

なけ

ħ

ば

ならな

法第五十一条第 項の信託が法第五十一条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったこ

とを知ったときは、該当しなくなった理由

6 法第五 十 一 条第八項 べに規 定する内 閣 府令 で定め る行為は、 次に掲げる行為とする。

法第 五. 十 条第 項 0 信 託 の受益権 に対する投資事業に係る組合契約を受託者と同一の会社集団に属

さない者との間で締結すること。

- 法第五十一条第一 項の信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約を受託者と同
- 一の会社集団に属さない者との間で締結すること。
- \equiv 受益 者 が 有 価 証 券 \mathcal{O} 発行 を目的 として設立 一又は 運営され る会社 であ ŋ, か つ、 当 該 有価 証 券 \mathcal{O} 発 行 に
- ょ り受け 入 れ た金銭 戦を信託[、] することにより受益者となった場合におい て、 当該 有価 証 券を受託 [者と] 同
- の会社集団に属しない者に取得させること
- 兀 法第 五. 十一 条第一 項に規 流定する! 信 託 の受益 権、 同 項 第二号に規定する資産 対 (応証) 券、 同 項第三号に規
- 定する 匿 名組 合契約 に係 る 権 利、 第 号に 規定す る組 合契約 に 係 る 権 利 第二号に規 定す る投資 事 業有
- 限 責 任 組 合契約に係 る権利又は第三号に規定す る有価 証 一券その 他これらに類する権利を担保とする貸付
- (特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

契約を受託者と同

の会社集団に属さな

**\

者との間

で締結すること。

- 第五 十三条 法第 五. 十二条第 項 \mathcal{O} 登 録 を受けようとする者は 別 紙 様 式 第十五号により作 成 L た同
- 項 E お 1 て準 用する法 第八条第 項 \mathcal{O} 申 請 書 及び 法第五十二条第二項に お いて準 用する法第 八条第 項 \mathcal{O}
- 規 定による添付書類並びにその写し 通を、 その者の主たる営業所若しくは事務所の所在地 を管理 轄する財

務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 法第 五. 十二条 第二 項におい て準 用する法第 八条第二項 第五号に規定する内閣府令で定める書類は、 次に

掲げる書類とする。

法第 五. 十二条第二 項 E お į, て準 用する法第十条第一 項第三号に規定する純資 産額を算出 L た 面

信託 業 (特定大学技術移 転 事 業 (法第五十二条第一 項に規定する特定大学技術移転 事 業 を いう。 以下

同 に該当する ものに 限 る。 以下 別 表第一 五. 及び 别 表第六に お いて同じ。 以外 \mathcal{O} 業務を営

む

場

湯合に

あ 0 て は 当 該 業 務 0 内 容 ī 及び. 方法 を記 載 L た 書 面

 \equiv 役員 (V) か なる名称を有する者で あ る か を問 わず、 申 請 を行う法 人に 対し役員と同等以 上 一の支配 力を

有 ける もの と認められる者を含む。 以下この号に おい 、 て 同 Ü の履 歴 書及び住民票 0 抄 本 又はこれに

代 わ る 書 面 並 び に 役員が 法 第五 条第二項第八号イ か らチ までの **,** \ ず れにも該当しな 1 者であることを当

該役員が誓約する書面

四 第五条第二項第四号及び第五号に規定する書面

五. 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者へ の移転 の促進に関する法律 (平成十年 法 律第五

十二号) 第四条第一 項の規定により同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業の実施に関する

計 画 12 つい て文部科学大臣及び経済産業 大臣 \mathcal{O} 承認を受けたことを証 する書 面

六 そ \mathcal{O} 他 申 請 者 が 法 第五 十二条 第二 項 に お 1 7 準 甪 する法 第十条第一 項各号に該当し ないことを確 認

す

るため参考となるべき事項を記載した書面

3

第十五条の規定は、

特定大学技術移転事

項に規 定す る管理 型信 託 会社登録 簿を読 み替えて準用するものをいう。 以下同じ。) の縦 覧に つ V) て準

業承認事業者登録簿

(法第五十二条第二項において法第九条第

用する。

4 承認 事 業者に つい ては信ぎ 託会社 (第二十五条にあ っては、 管 理型信 託会社) とみなして、 第八条、

七 条 おら第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一 条まで、第四 一十八条 (第 一 項第三号、 第

兀 号、 第十号、 第十二号及び第十三号並びに第二項を除く。 第五 十条 (第四 項を除く。) 及び 第五 +

条の 規 定 を適 用 する。 この 場 合に お 1 て、 次の 表 \mathcal{O} 上欄 に掲げる規 定中同 表中 欄に掲げる字句 は、 同 表

下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

	、第七十七条第四号及び第五号に	
	げる金融機関をいう。以下この項	
	政令第三十一号)第二条各号に掲	
	等に関する法律施行令(平成五年	
	機関(金融機関の信託業務の兼営	
承認事業者	信託会社、外国信託会社又は金融	
は事務所		
主たる営業所その他の営業所又	本店その他の営業所	第四十条第四項
同じ。)		
業に該当するものに限る。以下		
信託業務(特定大学技術移転事	信託業務	第二十八条第二項第一号
者登録簿		
特定大学技術移転事業承認事業	管理型信託会社登録簿	第二十三条第二項及び第三項

	おいて同じ。)	
	本店その他の営業所、事務所若し	主たる営業所その他の営業所又
	くは代理店	は事務所
	信託会社、外国信託会社又は金融	承認事業者
	機関	
第四十八条第一項第一号	法第五条第二項第一号から第三号	法第五条第二項第五号(外国の
	まで、第五号(外国の法令の規定	法令の規定に係る部分に限る。
	に係る部分に限る。)若しくは第)若しくは第六号又は法第五十
	六号又は法第十条第一項第二号若	二条第二項において読み替えて
	しくは第三号	準用する法第十条第一項第三号
第四十八条第一項第二号	取締役、執行役又は監査役	役員
第四十八条第一項第六号	定款	定款又は寄附行為
第四十八条第三項	信託会社の役職員又は自己を所属	承認事業者の役職員

_							別表第一			第五十条第二項第一号	第五十条第一項第一号		
		取締役会	資本		株主総会	定款	商号			信託業	法第四十一条第三項又は第五項	しくはその役職員	信託会社とする信託契約代理店若
	含む。)	取締役会(これに準ずる機関を	資本又は出資	含む。)	株主総会(これに準ずる機関を	定款又は寄附行為	商号又は名称	号において同じ。)	に該当するものに限る。以下本	信託業(特定大学技術移転事業	法第四十一条第三項		

6 5 欄 L な に定め 法第四 法第四十一 け れ 十一 る事 ば なら 条第二 条第一 項を記さ な \ <u>`</u> 載 項の規定により 項の規定による届出を行う承認事業者 L た届 出書 及び同 営業 信託 会社 取 届出を行う承認事業者は、 締 業 登記 役、 所 表下 簿 執行役又は監査 欄に定め る添付す は、 夜 書 類並 別表第六上欄 別 表第五上欄 びにその写 信託業 営業所 登記: 役員 に該当するものに 簿 に掲げる区分により、 に掲げる区分により、 又は事 し (特定大学技術移転事 通を金 務 所 限る。 融庁長官に

同

表中

· 提

出

業

欄 に定め る事 項を記 載 した届 出書及び同 .表下欄に定める添付書類並びにその写し一 通を金融庁長官に提出 同 表中

L な け れ ば なら な

第三 章 外 玉 信託 業者

(免許の申請)

第五十四条 法第五十三条第一 項の免許を受けようとする者は、 別紙様式第十六号により作成した法第五十

三条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 申 請 書及び同 条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による添付 書類を、 金融庁長官を経由して、 内 閣 総 理大臣に提

出しなければならない。

2 法第一 五. 十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲げる書類とする。

一 支店の設置を決議した役員会等の議事録

二 主たる支店の会社登記簿の謄本

 \equiv 法第 五. 十三条第六項第三号に規定する純資 産 額及びその算 出 根 拠 を記 載 Ü た 書

面

兀 1 ず れ かの支店に お 7 て信い 託業務及び 信託 受益 権 販売業以外 の業務 を営 む 場 合に あ っては、 当 該

の内容及び方法を記載した書面

五. 役員 (法第五 十三条第六項第八号に規定する役員をいう。 以下この条及び第六十三条第 項第二号に

お 7 て 同 ľ 及び 国 内 12 お ける代表者 (法第五十三条第二項に規定する国 内における代表者をい 、 う。

以下同じ。)の履歴書

六 役員 (支店に駐在する役員に限る。) 及び国内における代表者の住民票の抄 本又はこれに代わる書面

並 |びに役員及び国内における代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者で

あることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

七 主要 株 主 (当該: 外 玉 信 託 業者 \mathcal{O} 議 決権 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} + 以 上 \mathcal{O} 議 決権 を保有して V) . る株、 主 文は 出資者をいう。

第六十三条第 項第 五号及び別 表 第五 に お *(* \ て 同 U. の氏 ス名又は 名 称及び その 、保有、 する議 決権 \mathcal{O} 数を

記載した書面

八 法第 五十三条第六項第九号に規定する確 認が 行われ れていることを証 する書面

九 次に掲げる事項に関する社内規則

イ 信託財産に関する経理

ロ 帳簿書類の作成及び閲覧

/\ 第四十条第二 項に規定する内 部管理 に 関する業務 0 運営 (当該業務に関する社内における責任体 制

を明確化する規定を含むものに限る。

+ その 他 法第 五. 十三条第五 項の規定による審査をするため参考となるべき事 ず項を記れ 載し た書 面

3 第六条第 項の規定は、 法第五十三条第四項におい て法第四条第三項第一号の規定を準 甪 する場合及

び 法第 五. 十四条第五項に お į١ て法第八条第三項第 一号を準用する場合について、 それぞれ準用 でする。

4 第六 条第二 項 \mathcal{O} 規 定 は、 法第 五. 十三条第四 頃に お V 7 法第 匹 条第三項第七号を準 用 する場合及 び

五. + 匹 条第 五 項 に お 1 て 法 第 八条 第三項第六号を準 用 する場合に つい て、 それぞれ 進 用 す Ź。

(審査の具体的基準)

第五 十五 条 第七 条 Ď 規 定は、 内閣 総 理大臣が法第五十三条第一 項の免許 の申請 に係る同条第 五項に規定す

る 審 査をする場合に つ 1 て 準 甪 す る。 この 場 合に お 7 て、 第七 条第二号中 「令第三条」 とあ る 0 は、

第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(資本の額及び純資産額の計算)

第五 十六 条 法第五· 十三条第二項第二号の資 本の 額は、 発行済株式 この発行 価額 (その発行 価 額 のうち資本に

組 4 入 れ ないこととした額を除 <_ \mathcal{O} 総 額 並 び に 株 式 を発 行 L な 7 で 準 備 金 を資 本 に 組 4 入 れ た 額 \bigcirc

れ 5 \mathcal{O} 額 に 潍 ず る額を含む。 を合計 L て 計 算 ĺ な け れ ば な 5 な \ \ \

2 法 第 五. 十三条第二 項第二号 \mathcal{O} 資 本 \mathcal{O} 額を・ 本 邦通貨に換算 する場 **愛合に** は 申 請 時 に は け る外 玉 [為替 相 場

外 国為替及び外国貿易法 (昭 和 二十四年法律第二百二十八号) 第七条第 項に規定する基準 外 玉 為 替 相 場

又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。

3 第八 条 \mathcal{O} 規 定 は、 法 :第五十三条第八項に規定す うる純 資産額 の計算に つい て準用する。

(登録等の申請)

第五 十七条 法第 五. 十四四 [条第一 項の 登 録を受けようとする者は、 別紙様式第十七号により作成 L た 同 条第三

項 0) 申 請 書及び同 条第四項 \mathcal{O} 規定による添付書類並び にその写 Ĺ 通をその者の主たる支店 \mathcal{O})所在地 を管

轄 ける 財 務 局 長 又は 福 出 財 務 美局! 長に提出 L なけ れば なら な \ \ \ \

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 は、 法 第 五. 十 匹 条第二項にお 1 て準 甪 する法第七条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録 の更新を受けようとする者

について準用する。

(登録申請書の添付書類等)

第五 十八条 法第 五. + 应 条第四 項第四号に規定する内閣府令で定め る書 類 は、 次に 掲げる書類とする。

一 第五十四条第二項第一号及び第二号に掲げる書面

法第 五. + 应 条第六項第三号に規定する 純 資 産 額 及び その算 出 根 拠 を記載し た書 面

 \equiv V) ず れ かの支店において信託業務以外の業務を営む場合にあっては、 当該業務の内容及び方法を記載

した書面

四 第五十四条第二項第五号から第九号までに掲げる書面

五. そ \mathcal{O} 他 申 請 者 が 法 第 五. 十四四 条第六項各号に該当しないことを確 認するため参考となるべ き事 項 (を記: 載

した書面

2

第 五. 十六条の規定は、 法第五十四条第七項及び第八項に規定する資本の額及び純資産 一額の 計算につい て

準 用する。 この 場合に、 お į١ て、 第五 十六条第 一項及び第二項中 「第五十三条第二項第二号」 とあるの は

第五十四条第三項第二号」と読み替えるものとする。

、管理型外国信託会社登録簿の縦覧

第五 十九条 第十 五. 条 \mathcal{O} 規定 は 管理型外国信託会社登録簿につい て準用する。

(損失準備金)

第六十条 法第一 五. 十五 条第 項 (同条第二項に おいて準 用する場合を含む。 に規定する内閣府令で定める

率は、十分の一とする。

(資産の国内保有)

第六十一 法第五十五条第四項に規定する営業保証金の額として内閣 府令で定めるものの 額 は、 次の各号

に 掲 げげ Ź 外国 信 託 会社 の区分に応じ当該各号に定め る額とする。

外 玉 信 託 会社 (管理 型 外 玉 信 託 会社を除 及 び 管理型外 国 信 託 会社 信 託受益 権 販売業を営 む

 \mathcal{O} を除 法第 + 条第 項、 第四 項 又は第 八項 \hat{O} 規定により 供 託 L た営 1業保 証 金 \mathcal{O} 額

(前号に規定するものを除く。)

法第十一条第

項、

第 四

項

又は第二

八項

 \mathcal{O}

規定

管理

型外国信託会社

に ょ り 供 託 L た営業保 証 金 \mathcal{O} 額 に法第九十一条第 一項、 第四 項又は第八項 0 規 定によ り 供 託 L た営業保

証金の額を加えた額

2 法第 五. 十五 条第 匹 項 に規定するすべての 支店の 計算に 属する負債のうち 内閣 府令で定め Ś t \mathcal{O} 0 額 は、

外 国 信 託 会社 このすべ ての支店 の計算に属する負債のうち本店その他の非居住者に対する債務以外の 負 債 \mathcal{O}

額に相当する額とする。

3 法 第 五. + 五 条第四 項 \mathcal{O} 規 定により外国 信 託 会社 が 国 内 に お 7 . て保 有すべき資 産 は、 次に掲げる資 産 上でな

ければならない。

現金及び金融 機関 **金銀** 行及び協同組 織金融機関 の優先出資に関する法律 (平成五年法律第四 十四号)

第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。 第七十二条第一項及び第七十七条第四号を除き、

以下同じ。)に対する預貯金

二 次に掲げる有価証券

イ 国債証券

口 地方債証券

ハ 特別の法律により法人の発行する債券

玉 内 \mathcal{O} 証 券取 引 所 に 上場され 又は 証 券 取引法第七十五 条第 項に規定する店頭 一売買 (有価) 証 E 券 登 録

原簿に登録されている株券

=

ホ = に規定する株券を発行 する国内の会社の社債券及び約束手形 (証券取引法第二条第一 項第八号

に掲げるものをいう。)

証 券取 引法第二条第一 項第五号、 第七号、 第七号の二又は第七号の三に掲げる有価 証券

1 協 同 組 織 金融 機関 0 優先出資に関する法律に規定する優先出資 証

券

チ 証 券取 引法第二条第 項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一 号又は第二号に掲げるものの性

質を有する有価証券

 \equiv 国 内 12 あ る 者に 対する貸付金、 立替金その 他 1の債: 権 で国内にお いて確実な担保を受け入れてい るもの

四 有形固定資産

五 国内にある者に対する差入保証金

(届出の手続等)

第六十二条 法第 五. 十六 条第 項又 は 第二項 \mathcal{O} 規定により 届出を行う外 玉 信託会社 は、 別 表第七上欄 に掲げ

る区 一分に ょ り、 同 表 中 欄 に 定 8 る事 項 を記 載 L た届 出 書 及び 同 表下欄 に 定 \Diamond る 添 付 書 類 並 び にその 写し

通 を 金 融 庁 長 官 に · 提 出 L な け れ ば な 5 な \ <u>`</u>

2 金 融 庁 長官は、 管理型外 国 信 託 会社 か らその管轄する区域を超えて主たる支店の位置 \bigcirc 変更が あ 0 たこ

لح \mathcal{O} 届 出 書 を受理 L た場 合に お **(**) て は 当 該 届出 書 及 び)管理型: 外 国 信 託 会社 登 録 簿 のうち 当 該 管 理 型 外国

信 託 会社 に 係 る部 分そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 書 類 並 び に そ \mathcal{O} 写 L 通 を、 当該 **咳**変更後 \mathcal{O} 主 たる支店の 所在 地 を管 轄 す える財

務局長又は福岡財務支局長に送付するものとする。

3 前 項 の規定による書類 の送付を受けた財務局 長又は 福 岡 財財 務支局長は、 当該管理型外国信託会社を管理

型外国信託会社登録簿に登録するものとする。

(届出事項)

第六十三条 法第 五. 十七条第一 項第三号に規定する内閣 府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

法第五十三条第六項第一 号から第三号まで、 第五号 (外 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 法令の 規定に係る部 分に限る。)若しく

は第六号又は法第五十四条第六項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなった場合

役員 又は国内に おける代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなっ

た事実を知った場合

三 純資産額が資本の額に満たなくなった場合

四 定款 (これに準ずるものを含む。) を変更した場合

五 主要株主に異動があった場合

六 不祥事件が発生したことを知った場合

七 訴 訟 若 しく は 調停 の当事 者となっ た場合又は当該 訴訟若 しくは調停が終結 した場合

八 信託契約代理店との間で信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合又は当該委託契約が終了した

九 自己を所属信託会社とする信託契約代理店が :訴訟若しくは調停の当事者となったことを知 った場合又

は 当該 訴 訟 若 しく は 調停 が 終 結 したことを知 0 た 場場 合 (自己を受託者とする信 託 契約 に 係 る信 託 契約

代理業に関するものに限る。)

2 法第一 五. + 七 条 第 項 へ の 規・ 定による届出を行う外国信託会社は、 別表第八上欄 に掲げる区分により、 同 表

中 欄 に定 8 る事 ,項を記 載 l た 届 出 書 一 及 び 同 表下 . 欄 に定め る添付 書 類 並 び にその写し一 通を金融 庁 長 官に提

出しなければならない。

3 第 項 第六号 \mathcal{O} 不 祥 事 件とは、 外 玉 信 託 会社の支店に駐在する役職員又は自 己を所見 属 信 託会社とす うる信

託 契約 代 理 店若しくはその役職 員 が 当該 外 国信託会社の支店の業務を遂行するに際して次の各号のい ずれ

かに該当する行為を行ったことをいう。

一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

出資 \mathcal{O} 受入 れ、 預 り金 及 び 金利 等 \mathcal{O} 取 締 りに関する法律に違反する行為

三 法又はこれに基づく命令に違反する行為

匹 信 託 財産たる現金、 手形、 小 切 手又は有価証券その他有価 物 の 一 件当たり百万円以上の紛失 (盗難に

遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)

五. 管 理 \mathcal{O} 失当に ょ り 信 託 財 産 に 百 万円 以 上 \mathcal{O} 損 失を与えた場

六 海 外 で 発生 一した前 各号に 掲げ る行為 又は これ に 準 ず つるも 0) で、 発生 地 \mathcal{O} 監 督当局 に 報告 L た ŧ \mathcal{O}

であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

七

その

他

外国

信託会社

の支店の業務

の健全か

つ適切

な運営に支障を来す行為又はそのおそれ

 \mathcal{O}

あ

る行為

(廃業等の届出)

第六十四条 法第 五. 十七 条第二 項の規定により届出を行う者は、 別表第九上欄 に掲げる 区分により、 同 表 中

欄 に 定 \Diamond る事 項を記さ 載 した届 出書及び同 表下欄に定める添付書類並びにその写 し 通を金融庁長官に 提 出

しなければならない。

(廃業等の公告等)

第六十五条 第五 一十条第 項 \mathcal{O} 規定 は、 法第 五. 十七条第三 項 又は 第 五項 \mathcal{O} 規定による公告につい て準 用する。

2 法 第五 十七条第三項の規定による公告は、 次に掲げる事項についてしなければならな

信託 業の廃止、 合併、 合併及び破産以外の理由による解散、 信託業の全部若しくは 部の承継又は信

託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

支店 12 お 1 て引受け を行 0 た信 託 関 係 \mathcal{O} 処 理 \mathcal{O} 方 法

3 第 五. + 条第三 項 \mathcal{O} 規 定 は、 法第一 五. 十七 之 条 第 兀 項 に 規 定す る届 出 書 に つ 7 て準 用する。

法第 五. 十二条第 項又は 第五十四 1条第 項 \hat{O} 登録を受けた旨 4

法第一

五

十七

1条第五

項

の規定による公告は、

次に掲げる事

項

につい

てしなければならない。

二 登録年月日

外国信託会社に関する適用関係)

第六十六条 外国 [信託会社 につい ては 信託会社とみなし、 外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐

在 する役員 (監· 査役又はこれ に準ずる者を除く。) につ **\ 7 は 信 託 会社 \mathcal{O} 取 締 役とみなして、 第十七 条か

5 第二十二条まで、 第二十六条、 第三十条か ら第四 + 条 ま で \mathcal{O} 規 定 を 適 用する。 この場合に お 7 第

兀 1十条第 兀 項 中 本 作店その 他 の営業所」 とあ るのは、 「主たる支店その 他 の支店」 とする。

2 第二十八条及び第四十七条の規定は、 法第六十三条第二項において法第二十一条及び法第三十九 条 小の規

定を準用する場合について準用する。

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)

第六十七条 法第六· 十四四 1条第 項に規定する内 閣府令で定める事 ず項は、 次に掲げる事項とする。

外

国

信

1託業者

E

関する次に掲げる事

項

イ 名称

ロ 主たる営業所の所在地

ハ業務の内容

ニ 資本の額又は出資の総額

ホ 代表権を有する役員の役職名及び氏名

国内に 設置しようとする駐在員事 務 所その 他の施設に関する次に掲げる事 項

イ 名称

ロ 国内における代表者の氏名及び

国

内

この住所

ハ設置の理由

第四章 指図権者

(指図権者の行為準則)

第六十八 条 法第六十六条第三号に規定する内閣府令で定める取引は、 次に掲げる取引その他信託 財 産 座に損

害を与えるおそれがないと認められる取引とする。

一 第三者が知り得る情報を利用して行う取引

当該 信 託 財 産 に か か る受益者 (信託法第 八条第 一項に規定する信託管理 人が存在する場合には、 当該

信 託 管 理 人 に 対 Ĺ 当 該 取 引に . 関 する 重 三要な事 実 を開 示 Ļ 書 面 に よる同 意を得て行う取引

2 法第六十六条第四号に規定する内] 閣府令 で定め る行為は、 次に掲げ る行為とする。

指図を行 った後で、 部 の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該指図に係る

信託財産を特定すること。

他 人 か ら不当な 制 限 又は 拘束を受けて信 託 財 産 に関 して指図を行うこと、 又は 行 わ ないこと。

 \equiv 特定 \mathcal{O} 資産に つい て作 為 的 に値 付けを行うことを目的として信託財産に関 して指図を行うこと。

四 その他法令に違反する行為を行うこと。

第五章 信託契約代理店

第一節 総則

(信託契約代理店の登録の申請)

第六十九 条 法第 六 + 七 条 第 --- 項 \mathcal{O} 登 録を受けようとする者は、 別紙 様 式第十八号により 作 成 L た法 第六十

八 条第 項 \mathcal{O} 申 請 書 及び同り 条 第 二項 \bigcirc 規定による添付書類並 び にその写 し一通を添付 して、 そ の者 \mathcal{O} 主た

る営業で 所 又は 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 を管轄 す っる財務! 局 長又は 福 岡 財 務支局日 長 (以 下 「管轄財 務 局 長」 という。

に提出しなければならない。

、登録申請書のその他の記載事項、

第七 十条 法第六十 八条第 一項第六号に規定する内閣府令で定める事項 は、 次に掲げる事項とする。

個 人であるときは、 他 \mathcal{O} 法 人の常務 に従 事す る場合にあっては、 当 該 他 \mathcal{O} 法 人の 商 1号又は 名称 及び業

務の種類

法 人 であるときは、 その 役員 が、 他 \mathcal{O} 法 人の 常 務に 従事 Ĺ 又は 事 業を営む場合にあっ て は、 当該役

員 \mathcal{O} 氏 名並びに当該他の法 人又は事 業所 の商号又は 名称及び事 業 \mathcal{O} 種 類

登 録 申 請 書 のその 他 の添付 :書類)

第七 + -条 法第六十八 条第二 |項第四 号に規定する内閣 府令で定め る書 類 は、 次に 掲げ る書類とする。

個 人であるときは 履 歴 書及 CK 住 民 票 \mathcal{O} 抄 本 又 は れ に 代 わ る 書

面

法 人であるときは 役員 \mathcal{O} 履 歴 書 及 び 役員 **国** 内 に お け る営 業 所 又 は 事 務 所 に 駐 在 する役 員 に 限 る。

住 民 票 \mathcal{O} 抄 本又はこれ に代 る書 面 並 び に役員が 法第五 条第二項第八号イ -からチ

わ

まで

 \mathcal{O}

V)

ず

れ

に

 \mathcal{O}

該 当 L ない 者であることを当該役 員 が 誓 約 する書 面

 \equiv 所 属 信 託 会 社 **(**法 第六十 七 之 条 第 項 に 規 定 す る 所 属 信 託 会社 を V V. 金 融 機 関 \mathcal{O} 信 託 業 務 \mathcal{O} 兼 営等 12

関 す る 法 律 (昭 和 十 八年 法 律第四 十三号。 以下 兼 常法」 とい う。 第 匹 条 第 二項 \mathcal{O} 規 定に ょ V) 滴 用 す

る法 第六十七条第二 項 に規定す る 所属 信 託 兼営 金 融 機 関 及び保険業法 第九 + 九 条第 九 項 (同 法 第 百 九 +

九 条 (同 法第二百 兀 $\overline{+}$ 条 \mathcal{O} 規定に より 適 用 する場合を含 む。) に お **(**) 7 潍 用 す る場合を含む。 \mathcal{O} 規定

12 ょ り 適 用 す る 信 託 業 法 第 六 + 七 条第二項 E 規 定 する 所 属 生 命 保 険 会 社 又 は 所 属 外 玉 生 命 保 険 会社 一等を

含む。 以下 同 ľ との 間 \mathcal{O} 信 託 契約 代 理 業に 係 る業務 \mathcal{O} 委 託 契約 書 \mathcal{O} 写

兀 信 託 契約 代理業以外の業務を営む場合にあっ ては、 当該 業務 \mathcal{O} 内 容を記れ 載 L た書 面

五. 申請 者が 信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書 面

(業務方法書の記載事項)

第七 十二条 法第 六十八条第三項に規定する事 項 は、 次に掲げる事 ・項とする。

一 取り扱う信託契約の種類

取 り扱う信託 契約 の種 類ごとに信託契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別 (代理及び媒介

のいずれも行う場合はその旨)

三 信託契約代理業務の実施体制

2 前項第一 三号に 規定する信 託 製約代 理業務 の実施体制 には、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号

に掲げる体制を含むものとする。

営業 派所又は立 事 務 所を他 \mathcal{O} 信託 契約 代理店、 信 託 会社、 外国 信 託 会社 又は 金 融 機関 \mathcal{O} 本 作店その 他 \mathcal{O} 営業

所、 事 務 所若 しく は 代理 店 (保 険 業法 第二条第十 七 頃に規 定する生 命 保険募集 人及び 同 条第 十九 項 E 規

定す Ź 損 害保 険代理店を除 く。 ・ ・ と同 0) 建 物 に 設置 L て 信 託 製約代 理業務を営む 場 合 顧 客が 当 該 信

託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、 信託会社、 外国信託 会社又は 金融 機

関であると誤認することを防止するための体制

電 気 通 信 口 線 に 接 続 L 7 7 る 電 子 計 算 機 を利 用 して 信 託 契約代理業務を営む 場合 顧 客 が 当該 信託 契

約 代 理 業 務 12 係 る 信 託 契 約 代 理 店 を 他 \mathcal{O} 者 であ ると誤 認 することを防 止 す るた 8 \mathcal{O} 体 制

 \equiv 信 託 会社 等 信信 託 会社、 外 玉 信 託 会社、 兼営 法 第 条 第 項 \mathcal{O} 認 可 を受け 7 信 託 業 務 を 営 む 金 融 機 関

及 でバ 保 険 金信 託業務を行う生 士命 保険: 会社 文は 外 国生命 保険 会社等をいう。 以下この 号及び 別 表 第 + に お

託 会社等が 引受け を 行 う信 託 契約 で あ ると誤る 認 することを防 止 す るた 8 \mathcal{O} 体 制

1

7

同

ľ

が

信

託

製約代

理

一業務

を営む

場合

顧客

が

当

該

信

託

契

約

代

理

業務

12

か

か

る

信

託

契約を当該

信

(信託契約代理店登録簿の縦覧)

第七 十三条 信託 契約 代 理 店 が 現に受けている登録をした財務 局 長又は 福 岡 財務支局長は、 その登録 をした

信 託 契 約 代理 店 に 係 る信 託 契 約 代 理 店 登 録 簿 を当 該 信 託 契 約 代 理 店 \mathcal{O} 主 たる営業所 又は 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 を

管 轄 す る 財 務 局 又 は 福 出 財 務 |支局 に 備 え 置 き、 公衆 \mathcal{O} 縦 覧 に 供 する t Oとする。

(届出の手続等)

第七十四 条 法第七 十 一 条第 項又は第三項の規定により届出を行う信託契約代理店は、 別表第 + Ŀ 欄 に掲

げる区分により、 同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し

一通を、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 管轄 財 務 局 長 は、 信 託 契約 代理 店 カ 5 そ の管轄で する区域を超えて主たる営業所又は 事務 所 \mathcal{O} 位 置 \mathcal{O} 変更

が あ ったことの 届 出書を受理した場 %合にお 7 ては、 当 該 届 出 書 及び信託 託 契約代理 <u>(店登</u>: 録 簿 のうち当 該 信 託

契約 代理店に係る部分その他 この書類: 並 びにその写し 一通を、 当該変更後の主たる営業所又は 事務所 \mathcal{O} 所在

地 を管 轄 する財務局 長又は日 福 出 財務 支局長に送付するものとする。

前 項 \mathcal{O} 規 定に よる書類 の送付を受け た財務局 長又は 福 岡 財 務支局 長 は、 当該信託契約代理店を信託契約

代理店登録簿に登録するものとする。

3

(標識の様式)

第七 十五条 法第七十二条に規定する内閣府令で定める様式は、 別紙様式第十九号に定めるものとする。

第二節 業務

(明示事項)

第七十六条 法第七十四条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

所 属信託会社が二以上ある場合において、 顧客が締結しようとする信託契約につき顧客が支払うべき

信 託 報 酬 と 当該契約と同 種 の信 託契約 につき他 0 所属信託会社に支払うべ 、き信託 報酬 が 異なるときは

、その旨

信 託 契約 の締 結 \mathcal{O} 代理又は媒介を行う場合において、 顧客か . ら当: 該 信 ·託契: 約 に係る財産の 預託を受け

るときは、 当該 預託を受けることについての所属信託会社からの権限 の付与 (T) 有無

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七 十七条 法第七 十六条に お V て準 用する法第二十四 第 項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、

次に掲げる行為とする。

顧客に対 信託契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、

誤解させるおそれのあることを告げる行為

信 託 契約 代 理業務 を営むことにより 取 得 L た 顧 客情 報 (顧 客 \mathcal{O} 財 産 に 関する情報そ O他 \mathcal{O} 特 別 な 情 報

を . う。 以下この号におい て同じ。) (但し、 信 託 契約代理 店が 信 託 契約代理業務 を行うた 8 に 所 属 信

託 会社に対 し提供する必要があると認められる情報及び信託契約代理店が行 った信託契約 の締 結 \mathcal{O} 代理

又 には 媒介に つき顧客に加 えた損害を所属信託 会社が賠償するために必要であると認めら れ ~る情! 報 を除る

が 所 属 信 託 会社 に 提供され る可 能 性 が あ る場 **愛合に** お į١ て、 その 旨 \mathcal{O} 説 明 がを書 面 \mathcal{O} 交付 に ょ ŋ 行 わ ずに

信 託 契 約 \mathcal{O} 締 結 \mathcal{O} 代 理 又 は 媒介 をする 行 為

 \equiv 当 該 所 属 信 託 会社 との 間 で 信 託 契 約 を 締 結す ることを条件として、 所 属 信 託 会社、 そ \mathcal{O} 利 害 関 係 人

法

第二十

九

条第二項

第

号

に

!規定

す

る利害関

係

人をいう。

又は

法

人で

、ある信ぎ

I 託契約:

代

理

店

 \mathcal{O}

利

害

関

係

人 (令第十 匝 条第一 号かり 5 第三号までに掲げ る者をいう。 この 場 合に お いて、 信 託 会社」 とあ る \mathcal{O} は

「信 託 契 約 代 理 店 と読 み 替 える ŧ 0 とする。 第四 号 に お 1 7 同 r. が 信 用 を 供 与 Ļ 又 は 信 用 \mathcal{O}

供 与 を 約 L て ١, ることを知 り なが ら、 当 該 信 託 契 約 \mathcal{O} 締 結 \mathcal{O} 代 理 又 は 媒 介 たをす る 行 為

几 金 融 機 関 (商 工 組 合中 -央金庫 を含む。 で あ る信 託 契 約 代 理 店 が、 自 己 又は その 利 害関 係 人の 行う信

用 供 与 \mathcal{O} 条件とし て 信 託 契 約 \mathcal{O} 締 結 \mathcal{O} 代 理 又 は 媒 介をする行 治その 他 \mathcal{O} 自 己 \mathcal{O} 取 引 上 \mathcal{O} 優 越 的 な 地 位 を

不当 12 利 用 L 7 信 託 契 約 \mathcal{O} 締 結 \mathcal{O} 代 理 又 は 媒介 をす る 行 為

五. 専 5 自 己 又 は 顧 客 以 外 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 利 益 を図 る 目 的をもって、 顧客に損害を与えるおそれのある、 信 託 契約

の締結の代理又は媒介をする行為

六 その他法令に違反する行為

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第七 十八 条 法第七 十六条に お 1 て準 用する法第二十五条ただし書に規定する内 閣 府令で定め る場合は、 次

に掲げる場合とする。

顧 客 が .. 適 格機関投資家等である場合 (当該適格機関投資家等から法第七十六条において準用する法第

二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

顧

客

との

間

で同

 \mathcal{O}

内

容

 \mathcal{O}

金

銭

 \mathcal{O}

信

託

契約

 \mathcal{O}

締

結

0

代

理

又は媒介をしたことが

ある場合

(当該

顧

客

カ

5 法 第 七 十六条に お V て準 用する法第二十五条の規定による説明を要し ない 旨 1の意思 \mathcal{O} 表明が、 あ 0 た場

合に限る。)

三 信 託 契約 \mathcal{O} 締 結 \mathcal{O} 媒介をする場合にお いて、 所属 信 託会社 が 法第二十五条 の規定により 顧客に 対し当

該信託契約の内容について説明を行うこととなっている場合

兀 兼 営 法 第 五 条 ノ 四 \mathcal{O} 規定 に より 元本の補 てん 又 は 利 益 の補 足 の契約をし た金銭信 託 に係 る信 託契 約 \mathcal{O}

締 結 の代理又は媒介を行う場合 (顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の 規定 による説

明を求められた場合を除く。)

第三節 経理

(信託契約代理業務に関する報告書

第七 十九条 法第 七 + 七 条第 項の規定により信託契約代理店 が提出する報告書 は、 当 該 信 託 契約 代理 店 が

個 人で ある場合にあっ ては 別 紙様式第二十号、 法人である場合にあっては別紙様式第二十一 号により 作 成

しなければならない。

2

管 轄 財 務 局 長 は、 法第七十七条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 沈定により ŋ 信託 契約 代 理 店 か 5 提出を受け た報告書を当 該 信 託

契約 代理 店 の主 たる営業所又は事務 所を管轄する財務 局又は福岡 対務支局に備え置き、 公衆の縦覧に供す

るものとする。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第八 十条 法第七十 九 条 の規定 により届出を行う者は、 別表第十一上欄に掲げる区分により、 同 表中 欄 に定

8 る事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、 管轄財務局 長 に 提 出

なければならない。

第六章 信託受益権販売業者

第一節 総則

(登録等の申請)

第八十一条 法第八十六条第一項の登録を受けようとする者は、 別紙様式第二十二号により作成した法第八

十七条第 一項の 申 請書及び 同 条第二項の 規定による添付書類 並 び にその写し一 通を、 その者の主たる営業

所 又 人は事 務 所 \mathcal{O} 所在 地 を管 轄 する財務局 長又は 福 岡 財 務支局 長に 提 出 L なけ れ ば なら な

2 前 項 \mathcal{O} 規定 は、 法第 八十六条第三 項 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 更新 を受けようとする者につい 7 準 甪 す Ź。

3 第十二条第三項 の規定は、 令第十八条第二項にお į١ て準用する令第七条第二項ただし書の 規定により、

現 金をもって法第八十六条第 五項 \mathcal{O} 手 **数料** を納め る場合に つい て準用する。

〈登録申請書のその他の記載事項

第八十二条 第七十条の 規定 は、 法第八十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事 項に . つ い て準用

する。

登 録 申請 書 目のそのは 他 の添付書類

第八十三条 法第 八十七 条第二 項第四号に規定する内閣 府令で定める書類 は、 次に 掲げる書類とする。

個 人であるときは 履 歴 書及び 住 民 票 0 抄 本又 は これ に 代 わ る 書 面

及び (国 内

法人であるときは、

役員

 \mathcal{O}

履

歴

書

役員

に

お

け

る営

業所

又

は

事 務

所に駐在

する役員に

限

る。

0 住 民票 の抄本又はこれに代わ る書 面 並 び に役員が法第五 条第二項第八号イからチまでの いずれにも

該 当し ない 者であることを当該役員 (が誓: 約 がする書 面

 \equiv 信 託 受益 権 販 売業以外 の業務を営 む 場場 合に あ 0 て は、 当 該 業務 の内 容を記 載 L

た

書

面

兀 申 請 者 が 信 託 受益 権 販 売 業務 に 関する 知 識 及び 経験を有する者であることを証する書 面

業務方法 書 \mathcal{O} 記 載 事 項

第八十四条 法第 八十七 条第三 項に規定する内閣府令で定める事 項 は、 次に 掲げ る事 項とする。

取 ŋ 扱 う信 託 受益 権 \mathcal{O} 種 類

取 ŋ 扱う信 託 受益 権 \mathcal{O} 種 類ごとに信 託受益権 の販 売、 その 代理又は媒介の ζ, ずれを行うか **の** 別 (信託

受益 権 \mathcal{O} 販売、 その代理又は媒介のい ずれも行う場合はその旨

三 信託受益権販売業務の実施体制

2 第七十二条第二項第 号及び第二号の規定は、 前項第三号に規定する信託受益権販売業務 の実施体制に

ついて準用する。

(信託受益権販売業者登録簿の縦覧)

第八十五条 第七十三条の規定は、 信託受益権販売業者登録簿の縦覧について準用する。

(届出の手続等)

第八十六条 第七十 匝 条 第 項 \bigcirc 規定 は、 法 第九 十条第一 項又は第三項 0 規定により信託 受益権販売業者が

届出を行う場合について準用する。

2 第七十四条第二項及び第三項の規定は、 前項の届出があった場合について準用する。

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第八十七条 第十 七 条 \mathcal{O} 規 定 は、 令第二十条におい て令第十条の規定を準用する場合につ **,** \ 、て準用、 する。

(営業保証金の供託の届出等)

第八十八条 法第九十一条第一項、 第四項又は第八項の規定により供託をした者は、 別紙様式第二十三号に

ょ り 作成した供 託 届出書及び供託物受入れの記 載がある供託書正本を、 管轄財務局長に提出しなけ ればな

らない。

2 信 託 受益 権 販売業者が 既 1C 供 託 L て ζÌ る供託 物 の差替えを行う場合は、 差替 え \mathcal{O} た \Diamond に 新たに 供 託 をし

た 後、 そ \mathcal{O} 旨を差替 え後 \mathcal{O} 供 託 物受 入 れ \mathcal{O} 記 載 が あ る供 託 書 正 本 たを添け L て 管: 轄 財 務 局 長に 届 け 出 な け

れ

ばならない。

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)

第八十九 条 信 託 受益 権 販 売業 八者は、 法第九 十一条第三項に規 定する契約 を締結 L たとき (管 轄 財 務

局

長

 \mathcal{O}

承 認を受け て当 該 契 約 \mathcal{O} 内 容 を変更したときを含む。 は、 別 紙 様式第二十四号 に より 作 成 L た 保 証 契約

締 結 届 出 書及び契約書の写しを、 添付して管轄財務局長に届け出るとともに、 契約書正 本を提っ 示 L な け h

ばならない。

2 信 託 受 益 権 販 売業者は、 営業保 証 金 に 代 わ る契 約 \mathcal{O} 変更又は 解 除 を行 おうとする場合 は、 別紙 様 式

+ 五. に より 作 成 L た保 証 契 約 変更 承 認 申 請 書 又 は 別 紙 様 式第二十六号により作 成した保 証契約. 解 除 承 認

申請書により、管轄財務局長に承認を申請しなければならな

3 金 融 庁 長官は、 前項 の規定による承認の申請があったときは、 当該 承認の申請をした信託受益

権販売業

者 が 営業 保 証 金 元に代 わ る契約 を変更 ĺ 又は 解除することが 顧 客 \mathcal{O} 保 護 に欠け るおそれが な 1 ŧ 0 で ある

かどうかを審査するものとする。

4 信 託 受 益 権 販売業者 は 管 轄 財 務 局 長 \mathcal{O} 承 小認に基づ づき営業保 証 虚金に代 わ る契約 0 変更 又は 解 除 をし たと

きは、 別紙 様式 第二十七号により作成 した保証 証契約変更届出書に当該契約 書 の写 しを添付 又は 别 紙 様

局 長 に届 け 出るとともに、 契約 の変 更 \mathcal{O} 場 合には当該 契 (約書 正 本を提っ 示 L なけ れ ば な 5 な

式

第二十八号に

より

作成

ĺ

た

保

証契

約

解除

届

出

書に

契約を解

除

した事

実

を証する

書

面

を添

付

L

7

管

轄

財

務

(営業保証金の追加供託の起算日)

第九 十条 法第九 十一条第八項に規定する内閣 府令で定め る日は、 営業保証金 の額が不足した理由につき、

次 の各号に掲げ る場 合 の区分に応じ、 当該. 各号に掲げる日とする。

信 託 受益 権 販 売業者が 令 第二十条 12 な 1 て準 甪 する令第十条第三号の 承認 (次号 12 お 1 7 承 認 لح

11 を受け Ź 法 公第九十 条第三 項に規定す うる契約 (以下この号及び 次号に お 7 て 「契約」 とい う。

 \mathcal{O} 内容を変更したことにより、 同条第十項に規定する供託した営業保証 金 \mathcal{O} 額 (同条第三項 に規定す

る契約金額を含む。 が令第十九条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更し した 日

信 託 受益的 権 販売業者が 承 認を受けて契約 を解除 した場合 当該契約 を解除 L た 日

三 令第二十一 条に お **,** \ て準 用 する令第 + 条の 権 利 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手 続 が 行 わ れ た 場 合 信 託 受益的 権 販 (売業者

が 信 託 受益 権 販 売業者営業 保 証 金 規則 平 -成十六1 年 内 閣 府 令 法 務省 合第

号)第十一条第三項

 \mathcal{O}

支払委託書の写しの送付を受けた日

兀 令第二十一条に お いて準 用する令第十一 条の 権 利 \mathcal{O} 実行 の手 ・続を行うため管轄財 務 局 長が供託されて

1 る有 価 証 券 **社** 債 等 \mathcal{O} 振 替 に関 はする法語 律 第百二十九 条第 項に 規 定す んる振 替 社 債等を含む。 \mathcal{O} 換 価

を行 V) 換価 代金か ら換 価 \mathcal{O} 費 用 を控除 し た額を供 託し た場合 信託 受益権 販売業者が規則第十二条第

二項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第九十一 条 第二十一条の規定 は、 法第九 + 条第九項に規定する内閣府令で定める有価 証 一巻に つ **,** \ て準用

する。

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額

第九十二条 第二十二条の規定は、 法第九十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合に

ついて準用する。

(標識の様式)

第九十三条 法第 九十二条に規定する内閣府令で定める様式は、 別紙様式第二十九号に定めるものとする。

第二節 業務

(信託受益権の内容の説明)

第九 八十四条 法第 九 十四条第 五 号に規定する内閣 府令で定め る事 項は、 次に掲げる事項とする。

信 託 受益 権 \mathcal{O} 販売、 そ \mathcal{O} 代理又は媒介の () ずれを行うか \mathcal{O} 別 信信 託受益権 \mathcal{O} 販売、 その代理又は媒介

のいずれも行う場合はその旨)

信 託 受益 権 \mathcal{O} 販 売 の代 理 又は媒介を行う場合に あっ ては、 販売を行う者に関する事 項

三 受益者の権利義務に関わる次に掲げる事項

イ 信託法第三十六条第二項の規定の適用の有無

口 信 託 認終了 の事 由に関する特別の定めが ある場合は、 その旨及び当該定めの内容

ハ 信 託 \mathcal{O} 解 除 に関 する特別の定めが ある場合は、 その旨及び当該定め Ó 内 容

= 受託 者 \mathcal{O} 辞任 及び新り 受託 者 \mathcal{O} 選任 に 関する特 別 \mathcal{O} 定 めが あ る場 **愛合は、** その旨及び当該定め の内容

ホ 信 託 受 益 権 \mathcal{O} 譲 渡 12 制 限 が あ る場合 は、 その旨 及 び 当該 制 限 \mathcal{O} 内 容

兀 信 託 受益 権 \mathcal{O} 損 失 \mathcal{O} 危 険 に . 関 す Ź 事 項 兼 営 法 第 五 条 ノ 四 \mathcal{O} 規 定 に基づき損失の補 てん又は利 益

の 補

足を約する特約が付されている場合は、その旨)

五 信託報酬に関する事項

六 信 託 財 産 12 関 す る租 税 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 費用 に関 する 事 項

七 信 託 財 産 \mathcal{O} 計 算 期 間 に 関 す る 事 項

八 信 託 財 産 \mathcal{O} 管 理 又 は 処 分 の状 況 の報告に関する事 項

九 宅地 (宅 地 建 物 取 引業法 昭昭 和二十七年六月十 日 法 律第百七十六号) 第二条第一 項に掲げ るものをい

う。 又は 建 物 (同 条第二 項 に掲 げる t \mathcal{O} を **,** \ . う。 を信 託 財 産 とする信 託 受益 権 \mathcal{O} 販 売 等 法 第 九 +

条第: 六項に 規 定す んる信 託 受益 権 \mathcal{O} 販 売等 をいう。 第九 + 五. 一条及び 第百 条 に お 1 て 同 ľ, に 0 ** \ て は

前各号に掲げるものの ほ か、 宅地 建 物 取 引業法第三十五条に準じて、 別表第十一号に掲げ る事 項 但

当 該 信託財産に係る信託契約 が、 当該信託契約の締結時にお いて委託者が有する信託の受益権を分

割することに より 複 数 の者 に取得させることを目的とするも 0 で あ ŋ カン つ、 当該! 信 託 契 約 12 お 1 て、

信 託 契 約 \mathcal{O} 終 了 時 に 不 動 産 \mathcal{O} 交付 こを予定 してい な 7 場 **湯合に** あ って は、 同 表第三 一号か 5 第五 一号ま で に 掲げげ

る事項を省略することができる。

(信託受益権の内容の説明を要しない場合)

第九十五 条 法第 九 + 匝 一条ただ L 書に · 規 定する内 閣 府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

顧 客 が 適 格 機 関 投資家等 で あ る場 合 (当該 適 格 機 関 投資家等か ら法 第 九 + 匹 条 \mathcal{O} 規 定による説 明 がを求

められた場合を除く。)

顧 客 が 現に当該信託受益権と同 <u>ー</u>の 内容の信託受益権を所有してい くる場合

三 \mathcal{O} 信 託 受益: 権 \mathcal{O} 販売等に つい 、て二以・ Ĺ 0) 信 託 受益 権 販 (売業者) が 法 第 九 + 匹 条 \bigcirc 規 定により同 条各号

に 掲 げ る 事 項 を 顧 客 E 対 L 説 明 ĺ なけ れ ば なら な ١ ر 場 %合にお *(*) て、 いず れ か \mathcal{O} 信 託 受益 権 販 売業者が

当該事項を説明した場合

(信託受益権の売買契約締結時の交付書面の記載事項)

一 信託受益権の内容として次に掲げる事項

イ 信託受益権の価額

口

信

託

財

産

 \mathcal{O}

種

類

ハ

信

託

期間

ニ 信託財産の交付に関する事項

ホ 信 託 財 産 \mathcal{O} 管 理 一又は 処 分の 方法 及び権 限を有する者及び 権限 の内容に関する事

項

信 託 行 為に おい て定め 6 れ る 信 託受益 権 \mathcal{O} 譲 渡 手 続 に関する事 項

ト 第九十四条第三号から第九号までに掲げる事項

一 契約締結の年月日

 \equiv 信 託 受益 権 販 《売業者 の商号、 名称又は氏 名及び主たる営業所又は 事 務 所 \mathcal{O} 所 在地

兀 信 託 受益 権 \mathcal{O} 売買 契約 \mathcal{O} 当事 者 (前号に掲げる者を除く。) の商号、 名 称 又は氏気 名及び主たる営業所

若しくは事務所の所在地又は住所

(信託受益権売買契約締結時の書面交付を要しない場合)

第九十七条 法第 九十五条第一 項ただ し書に規定する内 閣 府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

顧 客 が 適 格 機 関 投 資家等 で あ って、 書 面 又 は 電 磁 的 方法 に ょ り当 該 顧 客 か 5 あ 5 か じめ 同 条第 項 に

規定す る書 面 \mathcal{O} 交付 を要し ない . 旨 \mathcal{O} 承諾 を得、 カゝ つ、 当 該 顧 客 か 5 \mathcal{O} 要 請 が あ 0 た 場 合に速やか に 当該

書面を交付できる体制が整備されている場合

顧 客 が 現に当ま 該 信 託受益 一権と同 0 内 容 \mathcal{O} 信 託 受益権を所有 してい

 \equiv 二以 上 0 信 託 受益 権 販 売業者が 法 第 九 + 五 条 \mathcal{O} 規 定 に より 同 条 に規 定する書 面 を 顧 客に対し交付しな

る場合

け れ ば なら な 7 場合に におい て、 ζ, ず れ か \mathcal{O} 信託受益 権販 売業者 が当該 書面、 を交付 した場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第九十八条 第三十四 条 \bigcirc 規 定 は、 法 第九十五 条第二 項 の内閣 府令で定める方法に につい て準 用する。

(行為準則の準用)

第九 十九 条 第七 + 七 条 (第二号を除く。 0 規定 は、 法第. 九十六条にお いて準用する法第二十四第 項 第

五号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。

第三節 経理

(信託受益権販売業務に関する帳簿書類の作成)

第百 条 法 第 九 + 七 条 \mathcal{O} 帳 簿 書 類 は、 次に 掲 げ ,る書! 類とする。

顧 客 \mathcal{O} 商 号、 名 称 又は 氏 名及び 主たる営業所若 L < は 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 又は 住所を記 載し

た書

面

法第 九十五条第 項 の規 定によ り顧客に交付 L た 書 面 \mathcal{O} 写

 \equiv 信 託 受益 権 0 販 売等 に関 して受け た手数料そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 対 価 \mathcal{O} 額 を記 載 L た書 面

2 信 託 受 益 権 販 売業者は 前 項 に規 定す る 帳 簿 書 類 を作 成 Ļ 信 託 受益 権 \mathcal{O} 販 売 等による当 該 顧 客に 係 る

信 託受益 権 \mathcal{O} 売買. 契 約 の締 結 \mathcal{O} 日 か ら少なくとも五年 間、 これ を保 存し なけ れ ば ならな

(信託受益権販売業務に関する報告書)

第百 一条 法第. 九 十八 条 第 項 \mathcal{O} 規 定により 信 託 受益 権 販売業者 が 提 出する報告 書 は、 当 該 信 託 受益 権 販 売

業 者 が 個 人で あ る場 %合にあ 0 7 は 別 紙 様式第三十号、 法人である場 合に あ って は 別紙 様 式第三十一 号によ

り作成しなければならない。

2 管轄 財 務 局 長 は、 法第九十八条第 項の規定により信託受益権販売業者から提出を受けた報告書を当該

信 託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、 公衆の縦

覧に供するものとする。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第百二条 第八十条の規定は、 法第九十九条の規定により信託受益権販売業者が届出を行う場合について準

用する。

第七章 雑則

(予備審査等)

第百三条 信託会社 (管理型信託会社を除く。 次項及び次条第一項において同じ。) 又は外国信託会社 **(管**

理型外! 玉 信 託会社を除 く。 次項及び 次条第二項に お ** \ て同じ。) は、 法第三条又は法第五十三条第 項 の

規 定に ょ る免許を受けようとするときは、 当 該 免 許 \mathcal{O} 申 · 請 をする際 に内 閣 総理大 八臣に提 出 すべ き書 類 に準

じ た 書 類 を内 閣 総理大臣 に提 出 して予備審 査 を求めることができる。

2 信 託会社又は外国信託会社は、 法第三条又は法第五十三条第一 項の規定による免許の申請をする際に申

請 書 に 添 付 すべ き書 類 に つ 1 て、 前 項 \mathcal{O} 規定に よる予備 審 査 \mathcal{O} 際 に 提 出 L た書 類と内容に変更が な 、場合

に は 申 請 書 に そ の旨を記 載 して、 当 該 書 類 \bigcirc 添 付 !を省略, することができる。

(経由官庁)

第 百 兀 条 信 託 会 社 又 は 外 玉 信 託会社(令第 <u>一</u> 十 五. 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 によ り 金 融 庁 長 官 が 指 定 す る信 託 会社 及

び 外 国 信 託 会社 を除 < しは、 法又は この府 令の規・ 定に ょ り 金 融 庁 長 官 に 書 類 を 提 出 するときは 当 該 信

託 会社 又 は 外 玉 信 託 会 社 0 本 店又は主たる支店 \mathcal{O} 所 在 地 を管 轄 ず る 財 務 局 長 又 は 福 出 財 務 支 局 長を 経 由

て提出しなければならない。

2 信 託 会 社 外 玉 信 託 会社、 承 認 事 業者、 信 託 契 約 代 理 店 又は 信 託 受益 権 販 売業 者 が 法 令 又 は \mathcal{O} 府

に 規 定す る書 類 を財 務 局 長 又 は 福 出 財 務 支 局 長 に提 出 しようとする場 一合に お 7 て、 当 該 信 託 会 社 外 玉 信

託 会社、 承 認 事 業 者、 信 託 契 約 代 理 店 又 は 信 託 受 益 権 販 流売業 者 \mathcal{O} 本 店、 主たる支店又は 主たる営 業 所 若

< は 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 が 財 務 事 務 所 小 樽 出 張 所 又 は 北 見 出 張 所 \mathcal{O} 管 轄 区 域 内 12 あ るときは 当 該 信 託 会社

外 玉 信 託 会 社 承 認 事 業 者 信 託 契 約 代 理 店 又 は 信 託 受益 権 販 / 売業者 は 当 該 書 類 を当 該 財 務 事 務 所 長

又 は 出 張 所 長を経 由 L て提 出 L なけ れ ば なら な

(標準処理期間)

第百 五 条 内 閣 総 理 大臣又は 金 融庁 長官は、 法、 令又はこの府令 の規定による免許、 登録、 認可 又は 承認に

関 する 申 請 争 備 審 査 に係 る も の を除っ が そ \mathcal{O} 事 務 所 に 到 達 した 日 カン 5 月 以 内 に、 当 該 申 請 12 対 す

る処分をするよう努め るものとする。 ただ し、 法第一 三条又 は 法 第 五. 十三 一条第 項 \mathcal{O} 免 許 及び 法 第七 条 第

項、 第五十二条第一 項、 第五 十四条第 項、 第六十七条第 項又は第八十六条第 項 \mathcal{O} 登録 (法第 七 条第

三項 (法第五十四 条第二項に お いて準 用する場合を含む。) 及 び 法第八十六条第三項 \mathcal{O} 登録 \mathcal{O} 更新を含む。

に . 関 す る申 請 に 対す る処分は、 二月以内 にするよう努めるものとする。

2

前

項

 \mathcal{O}

期

間

に

は、

次

0

各号に掲げ

Ź

期間、

を含まない

ものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

当 該 申 請 をした者が当 該 申請 \mathcal{O} 内 容を変更するために 要す る期間 間

三 当 該 申 請 を L た者が **当** 該 申 請 に 係 る審 査 に必要と認め 6 れ る資料・ を追加するために要す る期間

附則

この府令は、法の施行の日から施行する。

別表第一 (第二十三条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	一新商号	一変更後の定款
	二 旧商号	二 株主総会の議事録
	三 変更年月日	
資本の額の変更	一変更前の資本の額	理由書
	二変更後の資本の額	二変更後の定款
	三 変更年月日	三 株主総会の議事録(株主総
	四変更の方法	会の議決を必要としない場合
		は、取締役会の議事録(委員
		会等設置会社において、商法
		特例法第二十一条の七第三項
		の取締役会の決議による委任

代わる書面		
ロ 住民票の抄本又はこれに		
イ履歴書		
面		
は監査役に係る次に掲げる書	二 就任又は退任年月日	
二 就任する取締役、執行役又	又は監査役の氏名	更
一会社登記簿の抄本	一変更があった取締役、執行役	取締役、執行役又は監査役の変
産額の変動を記載した書面		
四 資本の額の変更による純資		
とを証する書面)		
事録及び当該決定があったこ		
たときは、当該取締役会の議		
に基づく執行役の決定があっ		

二 設置した営業所の組織及び	二 所在地	
一会社登記簿の抄本	一設置した営業所の名称	営業所の設置
書面を添付する場合を除く。		
一条第三項の規定により当該		
法を記載した書面(法第二十		
ては、当該業務の内容及び方		
二 業務を開始する場合にあっ	二 開始又は廃止年月日	の変更
一理由書	一 開始又は廃止した業務の種類	信託業務以外に営む業務の種類
約する書面		
当しない者であることを誓		
からチまでのいずれにも該		
ハ 法第五条第二項第八号イ		

面		
係の処理の方法を記載した書	二 廃止年月日	
二 当該営業所における信託関	在地	
一 会社登記簿の抄本	一 廃止した営業所の名称及び所	営業所の廃止
	三 変更年月日	
	二変更後の名称	
	一変更前の名称及び所在地	営業所の名称の変更
額の変動を記載した書面	三変更年月日	
二 所在地の変更による純資産	二変更後の所在地	変更
一会社登記簿の抄本	一名称及び変更前の所在地	本店その他の営業所の所在地の
額の変動を記載した書面		
三 営業所の設置による純資産		
人員配置を記載した書面	三 営業開始年月日	

別表第二 (第三十九条第三項関係)

帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
信託勘定元帳	勘定科目、借方、貸方	借方欄、貸方欄には、	信託勘定元帳の科目に
	残高	勘定科目ごとの変動状	ついて日々の変動及び
		況を記載すること。	残高を記載した日計表
			を作成する場合は、当
			該日計表のつづりをも
			って信託勘定元帳とす
			ることができる。
総勘定元帳	勘定科目、計上年月日	勘定科目欄には、第四	総勘定元帳の科目につ
	、借方、貸方、残高	十二条の営業報告書の	いて日々の変動及び残
		うち、貸借対照表及び	高を記載した日計表を
		損益計算書の様式に示	作成する場合は、当該

別表第三 (第四十八条関係) 破産、 届出事 合併をしたとき ったとき 又は更生手続開始の申立てを行 項 再 生 手 続 開 始 整 理 開 始 年月日 は更生手 破 記 載事 産、 合併 合併年月日 再 項 生手 \mathcal{O} 続開始の申立てを行った 相手 続開 方の 変動 کے 始、 商号 整 状況を記載するこ 借方欄、 理 開 始 貸方欄 又 添付書 \equiv 12 開始 てに係る書 破産、 信託会社 理 最 理 由 近 由 類 又は更生手 とができる。 て総勘定元帳とするこ 書 書 \mathcal{O} 日 再生手続開始、 計 面 (法第五十二条第 表 \mathcal{O} 写し ·続開: 始 \mathcal{O} 申 整 理 立

されている科目を掲記

日

エ計表の

つづりをもっ

合併を行う場合における合		
株主総会の承認を得ないで		
条ノ三第一項の規定により		
の議事録(商法第四百十三		
ハ 合併の当事者の株主総会		
簿の謄本		
ロ 合併の当事者の会社登記		
イ 合併契約書		
掲げる場合を除く。)		
は、次に掲げる書類(次号に	ている場合にはその旨	
の者と合併した場合にあって	よる内閣総理大臣の認可を受け	
みなされる者を含む。)以外	四 法第三十六条第一項の規定に	
三項の規定により信託会社と	三 合併の方法	

約する書面		
る要件に該当しない旨を誓		
、第九号又は第十号に掲げ		
五条第二項第六号、第八号		
ホー 合併後の信託会社が法第		
した 書面		
ニ 合併後の純資産額を記載		
る事項を記載した書面)		
取の請求をした株主に関す		
第五項の規定により株式買		
及び商法第四百十三条ノ三		
っては、取締役会の議事録		
併後存続する信託会社にあ		
	_	

を記載した書面	
は、これらの公告)の状況	
における信託会社にあって	
新聞紙に掲載してした場合	
関する事項を掲載する日刊	
(公告を官報のほか時事に	
の規定による公告及び催告	
ト 商法第四百十二条第一項	
を記載した書面	
びその保有する議決権の数	
は名称、住所又は所在地及	
株主の氏名又は商号若しく	
へ 合併後の信託会社の主要	

	ている場合には、その旨	
ロ 分割の当事者の会社登記	よる内閣総理大臣の認可を受け	
イ 分割契約書	四 法第三十八条第一項の規定に	
げる場合を除く。)	三 承継させた信託業の内容	
二次に掲げる書類(次号に掲	二 分割年月日	をさせたとき
一理由書	部の承継 一 承継先の商号	分割により信託業の一部
面		
に変更がない旨を誓約した書		
項に規定する添付書類の内容		
あっては、法第三十六条第三		
)以外の者と合併した場合に		
会社とみなされる者を含む。		
二条第三項の規定により信託		

又は第十号に掲げる要件に	
項第六号、第八号、第九号	
ポースを発生がは、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	
産額を記載した書面	
ニーニー ニー 一二 承継会社の分割後の純資	
役会の議事録)	
信託会社にあっては、取締	
承認を得ないで分割を行う	
項の規定により株主総会の	
三百七十四条ノ二十三第一	
四条ノ二十二第一項又は第	
の議事録(商法第三百七十	
ハー分割の当事者の株主総会	

}	
した場合における信託会社	
する日刊新聞紙に掲載して	
か時事に関する事項を掲載	
及び催告(公告を官報のほ	
十第一項の規定による公告	
ト 商法第三百七十四条ノニ	
た書面	
有する議決権の数を記載し	
住所又は所在地及びその保	
名又は商号若しくは名称、	
へ 承継会社の主要株主の氏	
面	
該当しない旨を誓約する書	

とを証明する書類	
っては、当該届出をしたこ	
よる届出が必要な場合にあ	
十五条の二第三項の規定に	
取引の確保に関する法律第	
リ 私的独占の禁止及び公正	
書面	
及び通知の状況を記載した	
条第一項の規定による公告	
あっては、商法第二百十五	
チ 株式の併合をする場合に	
)の状況を記載した書面	
にあっては、これらの公告	

ハ 当該営業譲渡が株主総会	、その旨	
るものを含む。)	臣の認可を受けている場合には	
登記簿の謄本(これに準ず	む。)の規定による内閣総理大	
ロ 営業譲渡の当事者の会社	五項において準用する場合を含	
イ 譲渡契約書	四 法第三十九条第一項(同条第	
げる場合を除く。)	三 譲渡した信託業の内容	
二 次に掲げる書類(次号に掲	一 一 譲渡年月日	
一理由書	き 一 譲渡先の商号	信託業の一部の譲渡をしたとき
面		
に変更がない旨を誓約した書		
項に規定する添付書類の内容		
を受けた場合には、同条第三		
三 法第三十八条第一項の認可		

要件に該当しない旨を誓約	
号若しくは第九号に掲げる	
十三条第六項第六号、第八	
若しくは第十号又は法第五	
項第六号、第八号、第九号	
ホ 譲受会社が法第五条第二	
面	
後の純資産額を記載した書	
ニ 譲受会社の営業の譲受け	
録又は取締役会の議事録	
れに関する株主総会の議事	
るものである場合には、こ	
又は取締役会の決議を要す	

証明する書類	
は、当該届出をしたことを	
届出が必要な場合にあって	
十六条第二項の規定による	
取引の確保に関する法律第	
ト 私的独占の禁止及び公正	
載した書面	
の保有する議決権の数を記	
称、住所又は所在地及びそ	
の氏名又は商号若しくは名	
れに準ずるものを含む。)	
へ 譲受会社の主要株主(こ	

二会社登記簿の抄本	たなくなった年月日	十条第一項第二号の規定に該当
一理由書	資本の額が政令で定める金額に満	法第五条第二項第二号又は法第
三株主総会の議事録		
二 会社登記簿の抄本		該当することとなった場合
一理由書	株式会社でなくなった年月日	法第五条第二項第一号の規定に
した書面		
の内容に変更がない旨を誓約		
含む。)に規定する添付書類		
五項において準用する場合を		
合には、同条第三項(同条第		
を含む。)の認可を受けた場		
第五項において準用する場合		
三 法第三十九条第一項(同条		
	-	

	三 外国において免許等の取消し	
三 当該外国の法令とその訳文	二 当該免許等の年月日	
及びこれに代わる書面	。)の内容)に該当することとなった場合
二 取消しを命ずる書類の写し	の項において「免許等」という	法令の規定に係る部分に限る。
一理由書	一 免許、登録、認可等(以下こ	法第五条第二項第五号(外国の
純資産額を算出した書面		
本の額に満たなくなった日の		
三 純資産額が政令で定める資		
日計表		
本の額に満たなくなった日の		することとなった場合
二 純資産額が政令で定める資	に満たなくなった年月日	一十条第一項第三号の規定に該当
一理由書	純資産額が政令で定める資本の額	法第五条第二項第三号又は法第
三株主総会の議事録		することとなった場合

	をされた年月日	
法第五条第二項第六号に該当す	一 違反した法令の規定	一確定判決書の写し
ることとなった場合	二 刑の確定した年月日及び罰金	二 事件の概要を記載した書面
	の額	
法第五条第二項第八号イの規定	一該当者氏名	後見開始の審判又は保佐開始の
に該当することとなった場合	二 後見開始の審判又は保佐開始	審判に関する書面
	審判を受けた年月日	
法第五条第二項第八号ロの規定	一該当者氏名	破産決定書の写し又は破産決定
に該当することとなった場合	二 破産宣告を受けた年月日	の内容を記載した書面
法第五条第二項第八号ハの規定	一該当者氏名	確定判決書の写し又は確定判決
に該当することとなった場合	二 刑の確定年月日及び刑の種類	の内容を記載した書面
法第五条第二項第八号ニ、ホ又	一該当者氏名	一理由書
はへの規定に該当することとな	二 取消命令を受けた年月日	二 外国の法令の規定に係る場

なくなった日の純資産額を算		
三 純資産額が資本の額に満た		
なくなった日の日計表		
二 純資産額が資本の額に満た	った年月日	なった場合
一 理由書	純資産額が資本の額に満たなくな	純資産額が資本の額に満たなく
の内容を記載した書面	二 刑の確定年月日及び刑の種類	に該当することとなった場合
確定判決書の写し又は確定判決	一該当者氏名	法第五条第二項第八号チの規定
の訳文		
合にあっては、当該法令とそ		
二 外国の法令の規定に係る場	二 解任命令を受けた年月日	に該当することとなった場合
一理由書	一該当者氏名	法第五条第二項第八号トの規定
の訳文		
合にあっては、当該法令とそ		った場合

	の数	
	二 異動の前後の保有する議決権	
異動の前後の主要株主一覧表	一 氏名又は名称若しくは商号	主要株主に異動があった場合
三 変更後の定款の写し		
二の株主総会の議事録	二 変更年月日	
一理由書	一変更の内容	定款を変更した場合
	行った者の名称又は商号	
	始又は更生手続開始の申立てを	
	二 破産、再生手続開始、整理開	
二 最近の日計表	行われた年月日	われた事実を知った場合
面	始又は更生手続開始の申立てが	又は更生手続開始の申立てが行
一申立ての理由を記載した書	一一破産、再生手続開始、整理開	破産、再生手続開始、整理開始
出した書面		

三 管轄裁判所名	
は調停申立(被申立)年月日	
二 訴訟提起(被提起)年月日又	
又は名称	
又は調停当事者の住所及び氏名	場合
一訴訟当事者(原告及び被告)	訴訟又は調停の当事者となった
及び役職名	
二 不祥事件を惹起した者の氏名	た場合
一不祥事件の概要	不祥事件が発生したことを知っ
四 異動のあった年月日	
割合	
に占める保有する議決権の数の	
三 異動の前後の総株主の議決権	

	二 廃止年月日	
理由書	一事務所の名称及び所在地	駐在員事務所を廃止した場合
記載した書面		
三 現地における手続の概要を		
た書面		
二 組織及び人員配置を記載し	二 設置年月日	
一理由書	一事務所の名称及び所在地	駐在員事務所を設置した場合
	三 判決又は和解の内容	
	二 終結の日	
	又は名称	
	又は調停当事者の住所及び氏名	
	一訴訟当事者(原告及び被告)	訴訟又は調停が終結した場合
	四事件の内容	

	三 管轄裁判所名	
	は調停申立(被申立)年月日	
	二 訴訟提起(被提起)年月日又	場合
	又は名称	の当事者となったことを知った
	又は調停当事者の住所及び氏名	契約代理店が訴訟若しくは調停
	一訴訟当事者(原告及び被告)	自己を所属信託会社とする信託
	二 終了の理由	
	称	が終了した場合
	一 信託契約代理店の商号又は名	信託契約代理業に係る委託契約
	所又は事務所の所在地	
	二 信託契約代理店の主たる営業	合
	称	業に係る委託契約を締結した場
委託契約書の写し	一 信託契約代理店の商号又は名	信託契約代理店と信託契約代理

一理由書	一承継先の商号	分割により信託業の全部の承継
処理の方法を記載した書面		
三 引受けを行った信託関係の		
二株主総会の議事録		
一理由書	廃止年月日	信託業を廃止したとき
添付書類	記載事項	届出事項
		別表第四(第四十九条関係)
	三 判決又は和解の内容	
	二 終結の日	た場合
	又は名称	又は調停が終結したことを知っ
	又は調停当事者の住所及び氏名	契約代理店が当事者となる訴訟
	一訴訟当事者(原告及び被告)	自己を所属信託会社とする信託
	四事件の内容	

合を除く 十四条ノ二十二第一項又は 第三百七十四条ノ二十三第 一項の規定により株主総会 の承認を得ないで分割を行	。) 項(前号に規定する場合を除
	少り
	少
	る法第八条第一項に規定する事
社)に係の議事録(商法第三百七十	あっては、当該株式会社)
る場合に ハ 分割の当事者の株主総会	社以外の株式会社である場合
が信託会 簿の謄本	四 設立会社(承継会社が信託
ロ 分割の当事者の会社登記	場合には、その旨
けている	閣総理大臣の認可を受けてい
による内 イ 分割計画書又は分割契約	三十八条第一項の規定によ
項又は法第 げる場合を除く。)	三 法第三十七条第一項五
二 次に掲げる書類(次号に掲	二 分割年月日

しくは名称、住所又は所在	
主要株主の氏名又は商号若	
へ 設立会社又は承継会社の	
を誓約する書面	
掲げる要件に該当しない旨	
八号、第九号又は第十号に	
法第五条第二項第六号、第	
ホ 設立会社又は承継会社が	
た書面	
分割後の純資産額を記載し	
ニ 設立会社又は承継会社の	
締役会の議事録)	
う信託会社にあっては、取	

条第一項の規定による公告	
あっては、商法第二百十五	
チー株式の併合をする場合に	
)の状況を記載した書面	
にあっては、これらの公告	
した場合における信託会社	
する日刊新聞紙に掲載して	
か時事に関する事項を掲載	
及び催告(公告を官報のほ	
十第一項の規定による公告	
ト商法第三百七十四条ノニ	
の数を記載した書面	
地及びその保有する議決権	

三 法第三十七条第一項又は第	
式会社)に係る業務方法書	
る場合にあっては、当該株	
託会社以外の株式会社であ	
ヌ 設立会社(承継会社が信	
とを証明する書類	
っては、当該届出をしたこ	
よる届出が必要な場合にあ	
十五条の二第三項の規定に	
取引の確保に関する法律第	
リ 私的独占の禁止及び公正	
書面	
及び通知の状況を記載した	
	_

ハ 当該営業譲渡が株主総会		
るものを含む。)	、その旨	
登記簿の謄本(これに準ず	臣の認可を受けている場合には	
ロ 営業譲渡の当事者の会社	む。)の規定による内閣総理大	
イ譲渡契約書	五項において準用する場合を含	
げる場合を除く。)	三 法第三十九条第一項(同条第	
二次に掲げる書類(次号に掲	二 譲渡年月日	
一理由書	一一譲渡先の商号	信託業の全部の譲渡をしたとき
がない旨を誓約した書面		
定する添付書類の内容に変更		
項又は第三十八条第三項に規		
た場合は、法第三十七条第三		
三十八条第一項の認可を受け		

要件に該当しない旨を誓約	
号若しくは第九号に掲げる	
十三条第六項第六号、第八	
者しくは第十号又は法第五	
項第六号、第八号、第九号	
ホー譲受会社が法第五条第二	
面	
後の純資産額を記載した書	
ニに譲受会社の営業の譲受け	
録又は取締役会の議事録	
れに関する株主総会の議事	
るものである場合には、こ	
又は取締役会の決議を要す	

3	
証明する書類	
は、当該届出をしたことを	
届出が必要な場合にあって	
十六条第二項の規定による	
取引の確保に関する法律第	
ト 私的独占の禁止及び公正	
の保有する議決権の数を記	
一	
の氏名又は商号若しくは名	
れに準ずるものを含む。)	
へ 譲受会社の主要株主(こ	

とき 一 合併の相手方の商号 一 合併の相手方の商号 一 理由書 二 合併年月日 二 次に掲げる書類(次号に掲定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面 一 理由書 一 理由書 一 がる場合を除く。) でる場合を除く。) であ場合を除く。) であ場合を除く。)	ロ 合併の当事者の会社登記	よる内閣総理大臣の認可を受け	
三 合併の方法 三 法第三十九条第一項(同 三 合併の方法 三 法第三十九条第一項(同 三 合併の方法 三 法第三十九条第一項(同 三 合併の方法 二 次に掲げる書類(次号に 三 合併の方法 一 理由書 二 次に掲げる書類(次号に 二 次に掲げる書類(次号に	合併	法第三十六条第一項の規定	
二 合併年月日 三 法第三十九条第一項(同年) 二 合併年月日 三 法第三十九条第一項(同条) 二 合併年月日 二 次に掲げる書類(次号に) 二 合併年月日 二 次に掲げる書類(次号に) 二 次に掲げる書類(次号に) 二 次に掲げる書類(次号に)	げる場合を除く。)		
一 合併の相手方の商号 三 法第三十九条第一項(同 一 合併の相手方の商号 三 法第三十九条第一項(同 一 合併の相手方の商号 一 理由書 一 合併の相手方の商号 一 理由書	次に掲げる書類		
法第三十九条第一項(同 第五項において準用する場 合には、同条第三項(同条 合には、同条第三項(同条 合では、同条第三項(同条 を含む。)に規定する添付書 の内容に変更がない旨を誓	由	一 合併の相手方の商号	合併により消滅したとき
法第三十九条第一項(同 第五項において準用する場 合には、同条第三項(同条 合には、同条第三項(同条 合む。)に規定する添付書	た書		
法第三十九条第一項(同 第五項において準用する場合 を含む。)の認可を受けた を含む。)の認可を受けた を含む。)の認可を受けた	の内容に変更がない旨を誓約		
五項において準用する場合 第五項において準用する場 を含む。)の認可を受けた を合は、同条第三項(同条	含む。)に規定する添付書類		
合には、同条第三項(同条第五項において準用する場を含む。)の認可を受けた	五項において準用する場合を		
を含む。)の認可を受けた第五項において準用する場法第三十九条第一項(同	同条第三項		
第五項において準用する場法第三十九条第一項(同	を含む。)の認可を受けた場		
法第三十九条第一項(同	項において準用する場		
	法第三十九条第一項(同		

る事項を記載した書面)	
取の請求をした株主に関す	
第五項の規定により株式買	
及び商法第四百十三条ノ三	第八条第一項に規定する事項
っては、取締役会の議事録	一っては、当該株式会社に係る法
併後存続する信託会社にあ	に規定する場合を除く。) にあ
合併を行う場合における合	株式会社と合併する場合(前号
株主総会の承認を得ないで	- みなされる者を含む。) 以外の
条ノ三第一項の規定により	第三項の規定により信託会社と
の議事録(商法第四百十三	る又は信託会社(法第五十二条
ハ 合併の当事者の株主総会	五 合併により株式会社を設立す
簿の謄本	ている場合にはその旨

の規定による公告及び催告	
ト 商法第四百十二条第一項	
を記載した書面	
びその保有する議決権の数	
は名称、住所又は所在地及	
株主の氏名又は商号若しく	
- へ 合併後の信託会社の主要	
約する書面	
る要件に該当しない旨を誓	
- 、第九号又は第十号に掲げ	
五条第二項第六号、第八号	
した 書面	

;	
取引の確保に関する法律第	
リ 私的独占の禁止及び公正	
書面	
及び通知の状況を記載した	
条第一項の規定による公告	
あっては、商法第二百十五	
チ 株式の併合をする場合に	
を記載した書面	
は、これらの公告)の状況	
における信託会社にあって	
新聞紙に掲載してした場合	
関する事項を掲載する日刊	
(公告を官報のほか時事に	

に変更がない旨を誓約した書	
項に規定する添付書類の内容	
を受けた場合には、同条第三	
三 法第三十六条第一項の認可	
係る業務方法書	
あっては、当該株式会社に	
株式会社と合併する場合に	
立する又は信託会社以外の	
ヌ 合併により株式会社を設	
証明する書類	
は、当該届出をしたことを	
届出が必要な場合にあって	
十五条第二項の規定による	

一理由書	破産、再生手続開始、整理開始又	破産、再生手続開始、整理開始
添付書類	記載事項	届出事項
		別表第五(第五十三条第五項関係)
処理の方法を記載した書面		
三 引受けを行った信託関係の		
謄本		
二 清算人に係る会社登記簿の		解散したとき
一理由書	解散年月日	合併及び破産以外の理由により
処理の方法を記載した書面		
二 引受けを行った信託関係の		
したことを証する書面	二 破産宣告を受けた年月日	
一裁判所が破産管財人を選定	一 破産の申立てを行った年月日	一破産により解散したとき
面		

は更生手続開始の申立てを行った	二 破産、再生手続開始、整理
年月日	開始又は更生手続開始の申立
	てに係る書面の写し
	三 最近の日計表
一合併の相手方の商号又は名称	一理由書
一 合併年月日	二 合併契約書
三 合併の方法	三 合併の当事者の登記簿の謄
	本(これに準ずるものを含む
	。以下この別表及び別表第六
	において同じ。)
	四 合併の当事者の株主総会又
	は取締役会(これらに準ずる
	機関を含む。)の議事録

第七において同じ。)		
含む。以下この別表及び別表		
の謄本(これに準ずるものを		
三 分割の当事者の会社登記簿	三 承継させた信託業の内容	
二 分割契約書	二 分割年月日	をさせたとき
一理由書	一承継先の商号	分割により信託業の一部の承継
を誓約する書面		
に掲げる要件に該当しない旨		
五条第二項第六号又は第八号		
七 合併後の承認事業者が法第		
た書面		
六 合併後の純資産額を記載し		
五 合併の手続を記載した書面		

の謄本		
三 営業譲渡の当事者の登記簿	三 譲渡した信託業の内容	
二 譲渡契約書	二 譲渡年月日	
一理由書	一一譲渡先の商号又は名称	信託業の一部の譲渡をしたとき
書面		
件に該当しない旨を誓約する		
第六号又は第八号に掲げる要		
七 承継会社が法第五条第二項		
額を記載した書面		
六 承継会社の分割後の純資産		
五 分割の手続を記載した書面		
は取締役会の議事録		
四の分割の当事者の株主総会又		

る要件に該当しない旨を誓約	
第六号若しくは第八号に掲げ	
八号又は法第五十三条第六項	
五条第二項第六号若しくは第	
七、譲渡先の承認事業者が法第	
した ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
の譲受け後の純資産額を記載	
一六の譲渡先の承認事業者の営業	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
五営業譲渡の手続を記載した	
ずる機関を含む。)の議事録	
会又は取締役会(これらに準	
四、営業譲渡の当事者の株主総	

額に満たなくなった日の日計		項第三号の規定に該当すること
二 純資産額が出資又は資本の	たなくなった年月日	み替えて準用する法第十条第一
一理由書	純資産額が出資又は資本の額に満	法第五十二条第二項において読
	の額	
二 事件の概要を記載した書面	二 刑の確定した年月日及び罰金	ることとなった場合
一確定判決書の写し	一 違反した法令の規定	法第五条第二項第六号に該当す
	をされた年月日	
	三 外国において免許等の取消し	
三 当該外国の法令とその訳文	二 当該免許等の年月日	
及びこれに代わる書面	。)の内容)に該当することとなった場合
二 取消しを命ずる書類の写し	の項において「免許等」という	法令の規定に係る部分に限る。
一理由書	一 免許、登録、認可等(以下こ	法第五条第二項第五号(外国の
する書面		

の治学の共気に依る	Ϋ́	0
二、ト国の去今の見官に系る易し	二 文肖令を受ける再月日	は、の見官こ亥省けるここには一
一理由書	一該当者氏名	法第五条第二項第八号ニ、ホ又
の内容を記載した書面	二 刑の確定年月日及び刑の種類	に該当することとなった場合
確定判決書の写し又は確定判決	一該当者氏名	法第五条第二項第八号ハの規定
の内容を記載した書面	二 破産宣告を受けた年月日	に該当することとなった場合
破産決定書の写し又は破産決定	一該当者氏名	法第五条第二項第八号ロの規定
	審判を受けた年月日	
審判に関する書面	二 後見開始の審判又は保佐開始	に該当することとなった場合
後見開始の審判又は保佐開始の	一該当者氏名	法第五条第二項第八号イの規定
産額を算出した書面		
額に満たなくなった日の純資		
三 純資産額が出資又は資本の		
表		となった場合

	始又は更生手続開始の申立てを	
	二 破産、再生手続開始、整理開	
二 最近の日計表	行われた年月日	われた事実を知った場合
面	始又は更生手続開始の申立てが	又は更生手続開始の申立てが行
一 申立ての理由を記載した書	一 破産、再生手続開始、整理開	破産、再生手続開始、整理開始
の内容を記載した書面	二 刑の確定年月日及び刑の種類	に該当することとなった場合
確定判決書の写し又は確定判決	一該当者氏名	法第五条第二項第八号チの規定
の訳文		
合にあっては、当該法令とそ		
二 外国の法令の規定に係る場	二 解任命令を受けた年月日	に該当することとなった場合
一理由書	一該当者氏名	法第五条第二項第八号トの規定
の訳文		
合にあっては、当該法令とそ		った場合

	四 異動のあった年月日	
	議決権の数の割合	
	資者の議決権に占める保有する	
	三 異動の前後の総株主又は総出	
	の数	
	二 異動の前後の保有する議決権	
異動の前後の主要株主一覧表	一 氏名又は名称若しくは商号	主要株主に異動があった場合
の写し		
三 変更後の定款又は寄附行為		
関を含む。)の議事録		
二 株主総会(これに準ずる機	二 変更年月日	合
一理由書	一変更の内容	定款又は寄附行為を変更した場
	行った者の名称又は商号	

又は名称	
又は調停当事者の住所及び氏名	
一訴訟当事者(原告及び被告)	訴訟又は調停が終結した場合
四事件の内容	
三 管轄裁判所名	
は調停申立(被申立)年月日	
二 訴訟提起(被提起)年月日又	
又は名称	
又は調停当事者の住所及び氏名	場合
一訴訟当事者(原告及び被告)	訴訟又は調停の当事者となった
及び役職名	
二 不祥事件を惹起した者の氏名	た場合
一不祥事件の概要	不祥事件が発生したことを知っ

	二 終結の日	
	三 判決又は和解の内容	
別表第六(第五十三条第六項関係)		
届出事項	記載事項	添付書類
信託業を廃止したとき	廃止年月日	一理由書
		二 信託業を廃止することを決
		定した株主総会(これに準ず
		る機関を含む。)の議事録
		三 引受けを行った信託関係の
		処理の方法を記載した書面
分割により信託業の全部の承継	一承継先の商号	一理由書
をさせたとき	二 分割年月日	二 分割計画書又は分割契約書
		三 分割の当事者の会社登記簿
		4

三 営業譲渡の当事者の登記簿		
二 譲渡契約書	二 譲渡年月日	
一理由書	一 譲渡先の商号又は名称	信託業の全部の譲渡をしたとき
書面		
件に該当しない旨を誓約する		
第六号又は第八号に掲げる要		
七 承継会社が法第五条第二項		
額を記載した書面		
六 承継会社の分割後の純資産		
五 分割の手続を記載した書面		
は取締役会の議事録		
四 分割の当事者の株主総会又		
の謄本		

第六号若しくは第八号に掲げ	
八号又は法第五十三条第六項	
五条第二項第六号若しくは第	
七 譲渡先の承認事業者が法第	
した書面	
の譲受け後の純資産額を記載	
六 譲渡先の承認事業者の営業	
書面	
五 営業譲渡の手続を記載した	
ずる機関を含む。)の議事録	
会又は取締役会(これらに	
四 営業譲渡の当事者の株主総	
の謄本	

四合併の当事者の株主総会又		
本		
三 合併の当事者の登記簿の謄	三 合併の方法	
二 合併契約書	二 合併年月日	
一理由書	一 合併の相手方の商号又は名称	合併により消滅したとき
たことを証する書面		
条第一項の承認が取り消され		の承認が取り消されたとき
移転の促進に関する法律第四		の規定により同法第四条第一項
る研究成果の民間事業者への		促進に関する法律第五条第二項
二 大学等における技術に関す		究成果の民間事業者への移転の
一理由書	取消年月日	大学等における技術に関する研
する書面		
る要件に該当しない旨を誓約		

;		
処理の方法を記載した書面		
二 引受けを行った信託関係の		
したことを証する書面	一破産宣告を受けた年月日	
一裁判所が破産管財人を選定	一 破産の申立てを行った年月日	破産により解散したとき
い旨を誓約する書面		
八号に掲げる要件に該当しな		
五条第二項第六号若しくは第		
七 合併後の承認事業者が法第		
後の純資産額を記載した書面		
六 合併後の承認事業者の合併		
五 合併の手続を記載した書面		
機関を含む。)の議事録		
は取締役会(これらに準ずる		

合併及び破産以外の理由により	解散年月日	一理由書
解散したとき		二 清算人に係る登記簿の謄本
		三 引受けを行った信託関係の
		処理の方法を記載した書面
別表第七(第六十二条関係)		
届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	一新商号	一変更後の定款(これに準ず
	二 旧商号	るものを含む。この別表及び
	三 変更年月日	別表第八において同じ。)
		二株主総会の議事録
本店の所在地の変更	一変更後の所在地	会社登記簿の抄本(これに準ず
	二変更前の所在地	るものを含む。この別表及び別
	三 変更年月日	表第八において以下同じ。)

代わる書面		
ロ 住民票の抄本又はこれに		
イ履歴書		
げる 書 面		
二 就任する役員に係る次に掲	二 就任又は退任年月日	
一 会社登記簿の抄本	一変更があった役員の氏名	役員の変更
産額の変動を記載した書面		
四 資本の額の変更による純資		
事録	四変更の方法	
三 株主総会又は取締役会の議	三 変更年月日	
二の変更後の定款	二 変更後の資本の額	
一理由書	一変更前の資本の額	資本の額の変更

一会社登記簿の抄本	一設置した支店の名称	支店の設置
を除く。)		
より当該書面を添付する場合		
法第二十一条第三項の規定に		
三条第二項において準用する		
法を記載した書面(法第六十		
ては、当該業務の内容及び方		
二 業務を開始する場合にあっ	二 開始又は廃止年月日	務以外に営む業務の種類の変更
一理由書	一 開始又は廃止した業務の種類	いずれかの支店において信託業
約する書面		
当しない者であることを誓		
からチまでのいずれにも該		
ハ 法第五条第二項第八号イ		

の処理の方法を記載した書面	二 廃止年月日	
二 当該支店における信託関係	在地	
一会社登記簿の抄本	一 廃止した営業所の名称及び所	支店の廃止
	三 変更年月日	
	二変更後の名称	
	一変更前の名称及び所在地	支店の名称の変更
額の変動を記載した書面	三 変更年月日	
二 所在地の変更による純資産	二変更後の所在地	
一会社登記簿の抄本	一名称及び変更前の所在地	支店の所在地の変更
の変動を記載した書面		
三 支店の設置による純資産額		
員配置を記載した書面	三 営業開始年月日	
二 設置した支店の組織及び人	二 所在地	

国内における代表者の氏名及び	<u> </u>	変更後の氏名及び国内の住所	_	会社登	会社登記簿の抄本	沙 本		
国内の住所の変更	<u>-</u>	変更前の氏名及び国内の住所	<u> </u>	履歴書	住	所のみ変更の	更の	場
	=	変更年月日	合	合を除く。		以下同じ。	\smile	
			三	住民票	の抄本	住民票の抄本又はこれに代	れに	代
			わ	る書面				
			四	法第五	条第一	第五条第二項第八号イか	八 号イ	か
			Ġ	らチまでのいずれにも該当	のいず	れによ	該当	ľ
			な	い者で	あるこ	い者であることを誓約する	詞約す	3
			書	面				
別表第八(第六十三条関係)								
届出事項	記載	載事項	添付	添付書類				
国内において破産、再生手続開し	破 産、	、再生手続開始、整理開始又	_	理 由 書				
始、整理開始又は更生手続開始し	は 更	は更生手続開始の申立てを行った	<u> </u>	破産、	再生手	再生手続開始、	整	理

おいて同じ。)		
١		
のを含む。以下この別表に		
簿の謄本(これに準ずるも		
ロ 合併の当事者の会社登記		
イ 合併契約書		
各号に掲げる書類		
併した場合にあっては、次の	三合併の方法	
二 外国信託会社以外の者と合	二 合併年月日	
一理由書	一合併の相手方の商号	合併をしたとき
		を行ったとき
三 最近の日計表		の法令に基づき同種類の申立て
てに係る書面の写し		店の所在する国において当該国
開始又は更生手続開始の申立	年月日	の申立てを行ったとき、又は本

グ害の言言する		
四一分削の当事者の朱主総会又		
の謄本		
三 分割の当事者の会社登記簿	三 承継させた信託業の内容	
二 分割契約書	二 分割年月日	き
一理由書	一 分割の相手方の商号	信託業の一部の承継をさせたと
誓約する書面		
げる要件に該当しない旨を		
号、第八号又は第九号に掲		
ホ 法第五十三条第六項第六		
した書面		
ニ 合併後の純資産額を記載		
又は取締役会の議事録		
ハ 合併の当事者の株主総会		

進用する法第三十九条第一項 (ロ 営業譲渡の当事者の会社	登記簿の謄本	同条第五項(法第六十三条第二	
四 法第六十三条第二項において イ 譲渡契約書 四 法第六十三条第二項において イ 譲渡安利書 二 譲渡年月日 二 次に掲げる要件に該当号に掲げる書面 一 理由書 一 理由書 一 がる場合を除く。) 一 でる場合を除く。)	営業譲渡	準用する法第三十九条第一項(
三 譲渡した信託業の内容		法第六十三条第二項におい	
二 譲渡年月日 五 承継会社の分割後の 五 承継会社の分割後の 六 承継会社が法第五十六 承継会社が法第五十六 承継会社が法第五十号で掲げる要件に該当号に掲げる要件に該当	げる場合を除く。)		
一 譲渡の相手方の商号又は名称 一 理由書 上	次に掲げる書類	渡年月	
は取締役会の議事録は取締役会の議事録を記載した書面承継会社が法第五十年の分割後の対象がある書面を書がる要件に該当	由	一 譲渡の相手方の商号又は名	信託業の一部の譲渡をしたとき
は取締役会の議事録 を記載した書面 承継会社が法第五十 承継会社が法第五十	旨を誓約する書面		
は取締役会の議事録 類を記載した書面 承継会社が法第五十 承継会社が法第五十	掲 げ		
は取締役会の議事録 は取締役会の議事録 を記載した書面 承継会社が法第五十			
額を記載した書面 番を記載した書面	承		
承継会社の分割後のは取締役会の議事録	額を記載した書面		
は取締役会の議事録	承継会社の分割後の		
	は取締役会の議事録		

三 法第三十九条第一項の認可		
する書面		
要件に該当しない旨を誓約		
号若しくは第九号に掲げる		
十三条第二項第六号、第八		
若しくは第十号又は法第五		
項第六号、第八号、第九号	合には、その旨	
ホ 譲受会社が法第五条第二	総理大臣の認可を受けている場	
面	」という。)の規定による内閣	
後の純資産額を記載した書	において「法第三十九条第一項	
ニ 譲受会社の営業の譲受け	む。以下この別表及び別表第九	
総会又は取締役会の議事録	。)において準用する場合を含	
ハ 営業譲渡の当事者の株主	項において準用する場合を含む	

二 外国における信託業の承継	二 分割年月日	継をしたとき
一理由書	一分割の相手方	信託業の全部若しくは一部の承
した書面		
の内容に変更がない旨を誓約		
いう。)に規定する添付書類		
九において「同条第三項」と		
む。以下この別表及び別表第		
)において準用する場合を含		
おいて準用する場合を含む。		
五項(法第六十三条第二項に		
法第三十九条第三項(同条第		
三条第二項において準用する		
を受けた場合には、法第六十		

誓約する書面		
げる要件に該当しない旨を		
号、第八号又は第九号に掲		
ホ 法第五十三条第六項第六		
した書面		
ニ 分割後の純資産額を記載		
又は取締役会の議事録		
ハ 分割の当事者の株主総会		
簿の謄本		
ロ 分割の当事者の会社登記		
イ 分割契約書		
掲げる書類		
をした場合にあっては、次に	三 承継した信託業の内容	

信託業の全部若しくは一部の譲	一譲受けの相手方	一理由書
受けをしたとき	二 譲受け年月日	二 法第三十九条第一項の認可
	三 譲り受けた信託業の内容	を受けた場合には、同条第三
	四 法第三十九条第一項の規定に	項に規定する添付書類の内容
	よる内閣総理大臣の認可を受け	に変更がない旨を誓約した書
	ている場合には、その旨	面
		三 外国における信託業の譲受
		けをした場合にあっては、次
		に掲げる書類
		イ譲渡契約書
		ロ 営業譲渡の当事者の会社
		登記簿の謄本
		ハ 営業譲渡の当事者の株主

二会社登記簿の抄本	たなくなった年月日	法第五十四条第六項第二号の規
一理由書	資本の額が政令で定める金額に満	法第五十三条第六項第二号又は
	くなった理由	
	二 株式会社と同種類の法人でな	
二株主総会の議事録	くなった年月日	定に該当することとなった場合
一会社登記簿の抄本	一 株式会社と同種類の法人でな	法第五十三条第六項第一号の規
誓約する書面		
げる要件に該当しない旨を		
号、第八号又は第九号に掲		
ホ 法第五十三条第二項第六		
額を記載した書面		
ニ 営業の譲受け後の純資産		
総会又は取締役会の議事録		

	三 外国において免許等の取消し	
三 当該外国の法令とその訳文	二 当該免許等の年月日	場合
及びこれに代わる書面	。)の内容	る。)に該当することとなった
二 取消しを命ずる書類の写し	の項において「免許等」という	国の法令の規定に係る部分に限
理由書	一 免許、登録、認可等(以下こ	法第五十三条第六項第五号 (外
純資産額を算出した書面		
本の額に満たなくなった日の		
三 純資産額が政令で定める資		
日計表		
本の額に満たなくなった日の		定に該当することとなった場合
二 純資産額が政令で定める資	に満たなくなった年月日	法第五十四条第六項第三号の規
理由書	純資産額が政令で定める資本の額	法第五十三条第六項第三号又は
三株主総会の議事録		定に該当することとなった場合

二 外国の法令の規定に係る場	二 取消命令を受けた年月日	はへの規定に該当することとな
一理由書	一該当者氏名	法第五条第二項第八号ニ、ホ又
の内容を記載した書面	二 刑の確定年月日及び刑の種類	に該当することとなった場合
確定判決書の写し又は確定判決	一該当者氏名	法第五条第二項第八号ハの規定
の内容を記載した書面	二 破産宣告を受けた年月日	に該当することとなった場合
一破産決定書の写し又は破産決定	一該当者氏名	法第五条第二項第八号ロの規定
	審判を受けた年月日	
審判に関する書面	二 後見開始の審判又は保佐開始	に該当することとなった場合
後見開始の審判又は保佐開始の	一該当者氏名	法第五条第二項第八号イの規定
	の額	
二 事件の概要を記載した書面	二 刑の確定した年月日及び罰金	当することとなった場合
一確定判決書の写し	一 違反した法令の規定	法第五十三条第六項第六号に該
	をされた年月日	

なくなった日の純資産額を算		
三 純資産額が資本の額に満た		
なくなった日の日計表		
二 純資産額が資本の額に満た	った年月日	なった場合
一理由書	純資産額が資本の額に満たなくな	純資産額が資本の額に満たなく
の内容を記載した書面	二 刑の確定年月日及び刑の種類	に該当することとなった場合
確定判決書の写し又は確定判決	一該当者氏名	法第五条第二項第八号チの規定
の訳文		
合にあっては、当該法令とそ		
二 外国の法令の規定に係る場	二 解任命令を受けた年月日	に該当することとなった場合
一理由書	一該当者氏名	法第五条第二項第八号トの規定
の訳文		
合にあっては、当該法令とそ		った場合

	二 不祥事件を惹起した者の氏名	た場合
	一 不祥事件の概要	不祥事件が発生したことを知っ
	四 異動のあった年月日	
	議決権の数の割合	
	資者の議決権に占める保有する	
	三 異動の前後の総株主又は総出	
	の数	
	二 異動の前後の保有する議決権	
異動の前後の主要株主一覧表	一 氏名又は名称若しくは商号	主要株主に異動があった場合
三 変更後の定款の写し		
二 株主総会の議事録	二 変更年月日	
一理由書	一変更の内容	定款を変更した場合
出した書面		

三 判決又は和解の内容	
二 終結の日	
又は名称	
又は調停当事者の住所及び氏名	
一訴訟当事者(原告及び被告)	訴訟又は調停が終結した場合
四事件の内容	
三 管轄裁判所名	
は調停申立(被申立)年月日	
二 訴訟提起(被提起)年月日又	
又は名称	
又は調停当事者の住所及び氏名	場合
一訴訟当事者(原告及び被告)	訴訟又は調停の当事者となった
及び役職名	

	三 管轄裁判所名	
	は調停申立(被申立)年月日	
	二 訴訟提起(被提起)年月日又	場合
	又は名称	の当事者となったことを知った
	又は調停当事者の住所及び氏名	契約代理店が訴訟若しくは調停
	一訴訟当事者(原告及び被告)	自己を所属信託会社とする信託
	二 終了の理由	
	称	が終了した場合
	一信託契約代理店の商号又は名	信託契約代理業に係る委託契約
	所又は事務所の所在地	
	二 信託契約代理店の主たる営業	合
	称	業に係る委託契約を締結した場
委託契約書の写し	一 信託契約代理店の商号又は名	信託契約代理店と信託契約代理

	四 事件の内容	
自己を所属信託会社とする信託	一訴訟当事者(原告及び被告)	
契約代理店が当事者となる訴訟	又は調停当事者の住所及び氏名	
又は調停が終結したことを知っ	又は名称	
た場合	二終結の日	
	三 判決又は和解の内容	
別表第九(第六十四条関係)		
届出事項	記載事項	添付書類
すべての支店における信託業務	廃止年月日	一理由書
を廃止したとき又は外国におい		二 株主総会の議事録
て信託業のすべてを廃止したと		三 支店において引受けを行っ
き		た信託関係の処理の方法を記
		載した書面
		3

支店における信託業の全部の承 一 承継先の商号		理由書
継をさせたとき又は外国におけ 二 分割年月日	<u> </u>	分割計画書又は分割契約書
る信託業の全部の承継をさせた	三	分割の当事者の会社登記簿
とき		の謄本
	四	分割の当事者の株主総会又
		は取締役会の議事録
	五.	支店において引受けを行っ
		た信託関係の処理の方法を記
		載した書面(支店における信
		託業の全部の承継をさせた場
		合に限る。以下同じ。)
		承継会社の分割後の純資産
		額を記載した書面

ロ 営業譲渡の当事者の会社		
イ 譲渡契約書		
二 次の各号に掲げる書類		
面		
に変更がない旨を誓約した書	ている場合には、その旨	
項に規定する添付書類の内容	よる内閣総理大臣の認可を受け	
を受けた場合には、同条第三	三 法第三十九条第一項の規定に	信託業の全部の譲渡をしたとき
一 法第三十九条第一項の認可	二 譲渡年月日	渡をしたとき又は外国における
次に掲げるいずれかの書類	一譲渡先の商号	支店における信託業の全部の譲
旨を誓約する書面		
号に掲げる要件に該当しない		
六項第六号、第八号又は第九		
七 承継会社が法第五十三条第		

	-	
ホ 譲受会社が法第五条第二		
面		
後の純資産額を記載した書		
ホ 譲受会社の営業の譲受け		
°)		
した場合に限る。以下同じ		
ける信託業の全部の譲渡を		
を記載した書面(支店にお		
った信託関係の処理の方法		
ニ 支店において引受けを行		
総会又は取締役会の議事録		
ハー営業譲渡の当事者の株主		
登記簿の謄本		

五 合併後の外国信託会社の純		
は取締役会の議事録		
四合併の当事者の株主総会又		
の謄本		
三 合併の当事者の会社登記簿	三合併の方法	
二 合併契約書	二 合併年月日	
一理由書	一合併の相手方の商号	合併により消滅したとき
する書面		
要件に該当しない旨を誓約		
十三条第二項第六号、第八		
若しくは第十号又は法第五		
項第六号、第八号、第九号		

二 清算人に係る会社登記簿の		解散したとき
一理由書	解散年月日	合併及び破産以外の理由により
載した書面		
た信託関係の処理の方法を記		
二 支店において引受けを行っ		
したことを証する書面	二 破産宣告を受けた年月日	
一裁判所が破産管財人を選定	一 破産の申立てを行った年月日	破産により解散したとき
面		
に該当しない旨を誓約する書		
八号又は第九号に掲げる要件		
第五十三条第六項第六号、第		
六 合併後の外国信託会社が法		
資産額を記載した書面		

		謄本
		三 支店において引受けを行っ
		た信託関係の処理の方法を記
		載した書面
別表第十(第七十四条関係)		
届出事項	記載事項	添付書類
商号、名称又は氏名(以下この	一新商号等	法人であるときは、
表において「商号等」という。	二 旧商号等	一変更後の定款(これに準ず
)の変更	三 変更年月日	るものを含む。)
		二 株主総会(これに準ずる機
		関を含む。)の議事録
役員の変更	一変更があった役員の氏名	一登記簿の抄本(これに準ず
	二 就任又は退任年月日	るものを含む。以下この別表
		Ĺ

人員配置を記載した書面	三 営業開始年月日	(以下この表において「営業所 三
二 設置した営業所の組織及び	一 所在地	販売業を営む営業所又は事務所
一 登記簿の抄本	一設置した営業所等の名称	信託契約代理業又は信託受益権 一
約する書面		
当しない者であることを誓		
からチまでのいずれにも該		
ハ 法第五条第二項第八号イ		
代わる書面		
ロ 住民票の抄本又はこれに		
イ履歴書		
げる 書面		
二 就任する役員に係る次に掲		
において同じ。)		

等」という。)の設置		
営業所等の所在地の変更	一名称及び変更前の所在地	登記簿の抄本
	二変更後の所在地	
	三 変更年月日	
営業所等の名称の変更	一変更前の名称及び所在地	
	二 変更後の名称	
	三 変更年月日	
営業所等の廃止	一 廃止した営業所の名称及び所	登記簿の抄本
	在地	
	二 廃止年月日	
所属信託会社の変更	一新たに信託会社等から委託を	新たに委託を受けることとなっ
	受けることとなった場合にあっ	た場合には、当該委託契約書の
	ては、当該信託会社等の商号又	写し

[なった場合にあっては、当該他	益権販売業者である個人又は信
一新たに常務に従事することと	信託契約代理店若しくは信託受
法を記載した書面	
ては、当該業務の内容及び方	
二 開始又は廃止年月日 二 業務を開始する場合にあ	
一 開始又は廃止した業務の種類 一 理由書	他に営む業務の種類の変更
た年月日	
当該委託を受けた業務を廃止し	
信託会社等の商号又は名称及び	
くなった場合にあっては、当該	
二 信託会社等から委託を受けな	
務を開始する年月日	
は名称及び当該委託を受けた業	

三 事業の内容を変更した場合に	
は、廃止した事業の種類	
二 事業を廃止した場合にあって	んでいる事業の変更
ては、当該事業の種類	販売業者である法人の役員が営
一新たに事業を営む場合にあっ	信託契約代理店又は信託受益権
該変更の内容及び変更年月日	
更があった場合にあっては、当	
会社の商号及び事業の種類に変	
三 現在常務に従事している他の	
社の商号	
た場合にあっては、当該他の会	常務に従事する他の会社の変更
二 常務に従事しないこととなっ	権販売業者である法人の役員が
の会社の商号及び事業の種類	託契約代理店若しくは信託受益

	あっては、当該変更の内容	
業務方法書の変更	一変更の内容	一理由書
	二 変更年月日	二 変更後の業務方法書
		三 業務方法書の変更箇所の新
		旧対照表
別表第十一(第八十条関係)		
届出事項	記載事項	添付書類
信託契約代理業又は信託受益権	廃止年月日	一理由書
販売業を廃止したとき		二 法人であるときは、信託契
		約代理業又は信託受益権販売
		業を廃止することを決定した
		株主総会(これに準ずる機関
		を含む。)の議事録

分割により信託契約代理業又は		承継先の商号	一理由書
信託受益権販売業の全部の承継	<u> </u>	分割年月日	二 分割契約書
をさせたとき			三 会社登記簿の謄本(これに
			準ずるものを含む。)
			四 信託契約代理業又は信託受
			益権販売業の全部の承継をさ
			せることを決定した株主総会
			又は取締役会の議事録
			五 分割の手続を記載した書面
			六 承継会社が法第七十条第二
			号又は第八十九条第二号に掲
			げる要件に該当しない旨を誓
			約する書面

書面		
五 営業譲渡の手続を記載した		
おいて同じ。)の議事録		
機関を含む。以下この別表に		
は取締役会(これらに準ずる		
ることを決定した株主総会又		
益権販売業の全部の譲渡をす		
四 信託契約代理業又は信託受		
の別表において同じ。)		
に準ずるものを含む。以下こ		
三 法人の登記簿の謄本(これ		
二 譲渡契約書	二 譲渡年月日	販売業の全部の譲渡をしたとき
一理由書	一譲渡先の商号又は名称	信託契約代理業又は信託受益権

五 合併の手続を記載した書面		
主総会又は取締役会の議事録		
四 合併することを決定した株		
三 法人の登記簿の謄本	三合併の方法	り消滅したとき
二 合併契約書	二 合併年月日	販売業者である法人が合併によ
一理由書	一合併の相手方の商号又は名称	信託契約代理店又は信託受益権
簿の謄本		とき
益権販売業者である個人の除籍		販売業者である個人が死亡した
当該信託契約代理店又は信託受	死亡年月日	信託契約代理店又は信託受益権
誓約する書面		
掲げる要件に該当しない旨を		
二号又は第八十九条第二号に		
六 営業譲渡先が法第七十条第		

別 とき 信託 破 販売業者である法人が合併及び り 販売業者である法 信 表 産 解 託 第 契約 以 散 契約代理店 当該信託財産 + 外 L たとき \bigcirc 代 理 理 (第 店 由 九 12 又 又 + 八は信 より は 人が 匝 の上に存する登記された権利 信 · 条 第 解 託受益権 破 託受益権 散 産 に L 項 た ょ 九号 解散 関 係 年 破 破 · 月 日 産 産 宣告を受けた年 \mathcal{O} 申立てを行 \mathcal{O} 種 類及び内容並びに登記名義 った 卢 年 日 月 日 裁判 六 ことを証する な 七十条第二号又は第 清算人に係る登記簿の謄本 理 所 7 合併後存続す 由 が 旨を誓約 号に掲げ 破 書 人又は登記 産 管財 書 Ś す 面 る法 る書 要件 人を選定した 簿 に 八 人 面 \mathcal{O} + が 該 表 当 法 九 題 条 第

223

部に記録された所有者の氏名(法人にあっては、その名称)

都 市 計 画法、 建築基準 -法その 他 0 法令に基づく制限で契約内容の別 (当該 信託 財産 が 定地 で あ

る か 又は建物であるか か 別。 以下同じ。)に応じて宅地 建 物取引業法施 行令 (昭和三十九年十二月

二十八日政令第三百八十三号)第三条で定めるものに関する事項

への概要

三 私道に関する負担に関する事項

四 飲用水、 電気及びガス 0 供給並 び に 排 水の ための 施設 の整備 の状況 (これらの

施設が整備され

てい 、ない場 一合にお いては、 その整備 の見通し及びその整備につい ての 特 別 の負担に関する事

五 当該宅 地又は 建物が宅 地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、 その完了

時における形状、 構造その他宅地建物取引業法施行規則 (昭和三十二年七月二十二日建設省令第十

二号)第十六条で定める事項

六 当該 建 物 が 建物 \mathcal{O} 区分所有等に関する法律 昭昭 和三十七年法律第六十九号) 第二条第 項 に 規

定する区分所 有権 の 目 的 であるものであるときは、 当該 建物を所有するための 棟 \mathcal{O} 建 物 \mathcal{O} 敷 地 に

関する権利 \mathcal{O} 種 類 及び内容、 同 条第四項に規定する共用 部分に関する規約 の定めその 他 \mathcal{O} 棟 \mathcal{O} 建

物 又は そ \mathcal{O} 敷 地 $\widehat{}$ 寸 地 内に数棟の 建 物 が あって、 その 寸 地内の土 地又はこれに関する権利 が そ れ

5 \mathcal{O} 建 物 \mathcal{O} 所 有 者 \mathcal{O} 共 有 に属^{*} する場合に は、 その 土地 を含む。 に . 関す る 権利及びこれ からの 管 理 又

は 使用 に関す る事 項で契約内容 0 別に応じて宅地 建 物 取 引業法施 行 規則第十六条の二で定めるも \mathcal{O}

八 契約の解除に関する事項

七

代金以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

九 損害賠償額の予定又は違約金に関する事

+ 信 託 権 販売業者が 自ら売主となる信 1託受益5 権 \mathcal{O} 販 売に関 して、 手付金等 (代金の全部 又は

項

部として授受される金銭及び手付金その 他の名義をもって授受される金銭で代金に充当されるも

のであって、 契約の締 結の日以後当該信託受益 権 他の権利 の移転前に支払われるものをいう。

おいて同じ。)を受領しようとするときの保全措置の概要

十 一 支払金又は預り金 (信託受益権販売業者の 顧 客 からその 取 引の 対象となる信託受益 権 12 関

受領する代金の 金銭 であ って五十万円を超えるもの (手付金等及び報酬を除く。)) を受領しよう

とするときの保全措置の概要

十 二 代金に関する金銭の貸借のあ っせんの内 容及び当該あ 0 せんに係る金銭 の貸借が成立 しない

ときの措置

その 他信託受益権販売業者 の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して国土交通

省令第十六条の四の二で定める事項

十四四 信託受益権 の割 賦 販売 (代金の全部又は一部について、 当該信託受益権の権利の移転後

一年以

上の 期 間 12 わ たり、 かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。 以

下この号において同じ。) を行う場合にあっては、 次のイからハまでに掲げる事 項

1 現 金 販売価格 (当該信託受益権 の権利の移転までにその代金の全額を受領する場合の価格をい

う。)

口 割 賦 販 売 価格 (割 賦 販 売 の方法により販売する場合の価格をいう。

ハ 当 該 信 L託受益: 権 血の移転 までに支払う金銭 \mathcal{O} 額 及 Ű 賦 払 金 割 賦 販 売の 契約に基づく各回ごとの

代金の支払分で当該権利の移転のものをいう。 の額並 びにその支払の時期及び方法

(第1面)

	年	月	日
内閣総理大臣 殿			
申請者(郵便番号)		
	所 在 出	þ	
電話番号(_		
商 号			
代表者の氏名		印	
免許申請書			
信託業法第4条第1項の規定に基づき免許を申請します。			
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません	$\nu_{\rm o}$		

(記載上の注意)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

(第2面)

(ふりがな)	
1. 商 号	
2. 資本の額	別添1のとおり
3. 取締役及び	
監査役(委	別添2のとおり
員会等設置	
会社にあっ	
ては、取締	
役及び執行	
役)の氏	
名	
4. 信託業務以	
外の業務を	
営むとき	別添3のとおり
は、その業	
務の種類	

5. 本店その他		
の営業所の	別添4のとおり	
名称及び所		
在地		

(記載上の注意)

「信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面(2 部)を添付すること。

(別添1:資本の額) (第3面)

商号

資	本	金	額		年	月	日
				千円			
					年	月	日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面 (2部)を添付すること。

(別添2:取締役及び監査役(取締役及び執行役)の氏名) (第4面)

商号 (年月日現在)

氏 名	役 職 名

(注意事項)

取締役又は監査役(取締役又は執行役)に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役(全取締役及び全執行役)の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を作成すること。

(別添3:他に営む業務の種類)

(第5面)

商号

(年月日現在)

他に営む業務の種類	他	に	営	ts	業	務	\mathcal{O}	種	類
-----------	---	---	---	----	---	---	---------------	---	---

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4:本店その他の営業所の名称及び所在地)

(第6面)

商号

(年月日現在)

名称	所 在 地

(注意事項)

本店その他の営業所に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

(第1面)

		年	月	日
財務(支)局長 殿				
	申請者(郵便番号)		
		所 在 地		
	電話番号()	_		
i	商号			
,	代表者の氏名		印	
登録目	申請書			
信託業法第8条第1項の規定に基づき登録	を申請します。			
この申請書及び添付書類の記載事項は、事	実に相違ありません。			

(記載上の注意)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

(第2面)

*	登録番号	財務(支)	局 長	第	号	(年	月	日)
	(ふりがな)								
1.	商号								
2.	資本の額	別添1の	とおり						
3.	取締役及び								
	監査役(委	別添2の	とおり						
	員会等設置								
	会社にあっ								
	ては、取締								
	役及び執行								
	役)の氏								
	名								
4.	信託業務以								
	外の業務を								
	営むとき	別添3の	とおり						
	は、その業								

務の種類	
5. 本店その他	
の営業所の	別添4のとおり
名称及び所	
在地	

(記載上の注意)

- 1.「※登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2.「信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面(2 部)を添付すること。

(別添1:資本の額)

(第3面)

商号

資	本	金	額		年	月	日
				千円			
					年	月	日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面 (2部)を添付すること。

(別添2:取締役及び監査役(取締役及び執行役)の氏名)

(第4面)

商号

(年月日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

取締役又は監査役(取締役又は執行役)に変更があった場合には、第二十三条による届

出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役(全取締役及び全執行役) の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を作成すること。

(別添3:他に営む業務の種類)

(第5面)

商号

(年月日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4:本店その他の営業所の名称及び所在地)

(第6面)

商号

(年月日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

本店その他の営業所に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

届出者

住 所

商号

代表者の氏名
印

営業保証金供託届出書

信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書の正本を添付して、届け出ます。

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

届出者

住 所商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託届出書

信託業法第11条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の正本を添付して、届け出ます。

									年	月		日
	金融庁長官(財務(支	:)局長)	殿								
				届出者	之 日							
						j	所					
					商		号					
							-			ĽП		
					1\3	文白	の氏名	1		印		
	営業	美保証金	:供	託保記	証契約	約変	更承認	忍申請書				
信詞	托業法施行令第 10 条第	3号の規	見気	官によ	り、1	信託	業法第	育 11 条第	3項に規	定する	5契約	」(以
下「當	営業保証金供託保証契約	リ」とい	う。) D	変更	の承	認を	受けたいの	で下記の	のとお	り申	請し
ます。												
					記							
1. ⊨	申請の理由											
1.	下明少年四											
0 =	用に供えし インス 学光に	まなの	н	숬								
۷. ا	見に供託している営業保	は世 金の	РŊ	谷								
	A AD											
イ	金銭の場合											
	/// 32-F b	///	٦.			er÷	/11	3.4 H	<i>-</i>			
	供託所名・供託番号	供	刮	金	2 名	預	供	託 者	名			
						円						
口	振替国債以外の有価証	- 巻の場	合									
		- , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,										
	供託所名・供託番号	名 乖	东	枚	数	公公	額面	券面額	回記号	番	号	ĺ
		/II 17	1,	12	奴	小心			四記与	笛	ク	
							円	円				
		1										

<i>/</i> \	振替国債の場合
/	

供託所名・供託番号	銘	柄	金	額
				円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替 口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の	契約年月日	契約期間	契約金額
商号又は名称			
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の	契約年月日	契約期間	契約金額
商号又は名称			
			円

								年	月	日
金融庁長官(財	務(支)局	昂長)	殿							
		届	出者							
			1	主	所					
			Ē	商	号					
			1	代表者	の氏名	<u></u>			印	
	営業保証	証金供訊	:保証	契約解	除承認	認申請	書			
信託業法施行令第 10	0条第3号	の規定に	こより	、信託	業法第	第 11	条第	3項に	規定する	る契約(以
下「営業保証金供託保	証契約」と	:いう。)	の解	除の産	認を	受けた	こいの	で下	記のとま	らり申請し
ます。										
記										
1. 申請の理由										
2. 現に供託している	営業保証金	をの内容								
イ 金銭の場合										
##そ言にな ###	- 平日 日	μ ∌r	^	安 否	<i>(</i> ++-	≟ ∕	<u></u> ±x.	Ħ		
供託所名・供託	(番号) 19	<u></u> 託	金	額	供	託	者	名		
				円						
ロ 振替国債以外の	有価証券の	り場合								

総額面 券面額 回記号 番 号

供託所名・供託番号 名 称 枚 数

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘	柄	金	額
				円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替 口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の	契約年月日	契約期間	契約金額
商号又は名称			
			円

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

届出者

住 所

商 号 代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更届出書

信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

別紙様式第8号(第19条第4項関係)

(日本工業規格 A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

届出者

住 所

商号

代表者の氏名 印

営業保証金供託保証契約解除届出書

信託業法第 11 条第 3 項に規定する契約を解除したので、契約を解除した事実を証する書面を添付して、届け出ます。

財務(支)局長 殿 所在地、住所又は居所 商号又は名称 氏名 印 (法人にあっては、代表者の氏名) 届出義務発生日 年 月 日 対象議決権保有届出書 信託業法第17条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託特株会社に関する事項 信託会社又は信託特株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 直方る営業所若しくは事務所の所在地、住所又は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 する議決権の数					年	月	日
商号又は名称 氏名 印 (法人にあっては、代表者の氏名) 届出義務発生日 年 月 日 対象議決権保有届出書 信託業法第17条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項 信託会社又は信託持株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 (保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)		財務(支)局長 殿					
氏名 印 (法人にあっては、代表者の氏名) 届出義務発生日 年 月 日 対象議決権保有届出書 信託業法第17条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項 信託会社又は信託持株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)			戸	所在地、住所又は居	引		
(法人にあっては、代表者の氏名) 届出義務発生日 年 月 日 対象議決権保有届出書 信託業法第17条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項 信託会社又は信託持株会社の商号本店の所在地 ないの所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな)商号、名称又は氏名 (ふりがな)主たる営業所者しくは事務所の所在地、住所又は居所電話番号 (ふりがな)代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)			R	商号又は名称			
届出義務発生日 年 月 日 対象議決権保有届出書 信託業法第17条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項 信託会社又は信託持株会社の商号本店の所在地 ないりがな)商号、名称又は氏名(ふりがな)音と、名称又は氏名(ふりがな)主たる営業所者しくは事務所の所在地、住所又は居所電話番号(ふりがな)代表者の氏名保有の目的提出者又は特別の関係にある者が保有(A)			E			印	
対象議決権保有届出書 信託業法第17条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項 信託会社又は信託持株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)				(法人にあっては、	代表者の)氏名)	
信託業法第17条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項 信託会社又は信託持株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 (保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)			Ę	届出義務発生日	年 月	月日	
ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託特株会社に関する事項 信託会社又は信託特 株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)			対象議決権	保有届出書			
ます。 1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託特株会社に関する事項 信託会社又は信託特 株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)	Ι≡	記光光第 17 条第 1 陌 <i>(</i>	・90 冬にせいてシ	進田 子ス担 合む合き	·)の細?	空に甘べき	足沙山
1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項			320米において	中川り つ物口を占む	ど。) Vノ入兄)	上に左づる)	ΉΙΙΙ
信託会社又は信託持 株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)	エ 9	0					
信託会社又は信託持 株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)	1	捍川老が対免議沖族を保	右士ス信託会社で	ひけ信託培姓会社に	- 関士ス重	₹T百	
株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは事務所の所在地、住所又は居所電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A) (A) <l< td=""><td>1.</td><td> </td><td>H) OHUZIL</td><td>人的旧印的你去任何</td><td>-因 7 〇 手</td><td>F-X</td><td></td></l<>	1.		H) OHUZIL	人的旧印的你去任何	-因 7 〇 手	F-X	
株会社の商号 本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは事務所の所在地、住所又は居所電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A) (A) <l< td=""><td></td><td>信託会社又は信託持</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></l<>		信託会社又は信託持					
本店の所在地 2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)							
2. 提出者に関する事項 1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)							
1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは事務所の所在地、住所又は居所電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)		1174 2771 1126					
1 個人 2 法人 (ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは事務所の所在地、住所又は居所電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)	2.	提出者に関する事項					
(ふりがな) 商号、名称又は氏名 (ふりがな) 主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)							
商号、名称又は氏名		1 個人	2 法人				
(ふりがな)主たる営業所若しくは事務所の所在地、住所又は居所電話番号(ふりがな)代表者の氏名保有の目的提出者又は特別の関係にある者が保有		(ふりがな)					
主たる営業所若しくは 事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)		商号、名称又は氏名					
事務所の所在地、住所又 は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有		(ふりがな)					
は居所 電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)		 主たる営業所若しくは					
電話番号 (ふりがな) 代表者の氏名 保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)		事務所の所在地、住所又					
(ふりがな)代表者の氏名保有の目的提出者又は特別の関係にある者が保有		は居所					
(ふりがな)代表者の氏名保有の目的提出者又は特別の関係にある者が保有		 電話番号					
保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)							
保有の目的 提出者又は特別の関係にある者が保有 (A)		 代表者の氏名					
			<u> </u>	(A)			
			× + + · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		1		L			

	提出者が保有する議決権の数	
	特別の関係にある者が保有する議決	
	権の数	
信	託会社又は信託持株会社の総株主又	(B)
は	総出資者の議決権数	
議	決権保有割合	(A/B × 100)

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) この様式において「議決権」とは、信託業法第5条第5項に規定する議決権をいう。
- (2) この様式において「特別の関係にある者」とは、信託業法施行令第5条に規定する特別の関係にある者をいう。

2. 個別事項

(1) 氏名

イ 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事 由があるときは署名によることができる。

ロ 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

(2) 届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権の保有者(信託業法第5条第7項の規定により、議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。) となった日を記載すること。

- (3) 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項 「本店の所在地」欄には、信託会社又は信託持株会社の本店の所在する都道府県 名を記載すること。
- (4) 提出者に関する事項

イ 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

- ロ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」 等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
- ハ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者又は特別の関係にある者が現に保有する信託会社又は信託持株会社の議決権の数により 記載すること。

別紙様式第10号(第42条第1項関係)

(日本工業規格A4)

第	期営業報告書		年	月	日から			
舟	别呂耒報百書		年	月	日まで	J		
			商 号 所在地			年	月	日提出 印
			代表者の	役職氏名				印
	1	業務	Ø :	状 況				

- (1) 当期の業務概要
- (2) 営んでいる業務の種類
- (3) 株主総会決議事項の要旨
- (4) 役員及び使用人の状況
 - ① 役員及び使用人の総数

	役	員		使 用 人	計
			うち非常勤		
総数		名	名	名	名

② 役員の状況

役 職 名	氏 名

(5) 営業所の状況

名	称	所	在	地	役員及び使用人
					名
計	店				計 名

(6) 信託契約代理店の増減

前	期	末	当	期	末	増	減	(Δ)

(7) 株主の状況

氏 名	又(は名	称	住	所	又	は	所	在	地	割	合
												%
その他(名)									
計			名								100.	00%

(8) 親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容

(9) 業務の状況

① 各種信託の残高

(単位:百万円)

	指定金	: 銭 信 託				 年	金 信	託		年金投資	基金信託
区分	合同運用	単独運用	特定金銭 信 託	金銭投資基金信託	適格退職年金信託	厚生年金基金信託	国民年金 基金信託	規 約 型 企業年金 信 託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
元 本											
売 渡 手 形 等											
収益											
仮 受 金											
そ の 他											
債権償却準備金											
特 別 留 保 金											
負 債 合 計											

	財産形成	給付信託	財産形成	貸	付 信	託	投 資	信託	金銭信託
区 分	財産形成	財産形成	投資基金	四光八萬浦	収益満期	四头法田口		うちみなす	以外の金銭
	給付金信託	基金信託	信 託	収益分配型	受 取 型	収益運用口		投資信託	の信託
元 本									
売 渡 手 形 等									
収 益									
仮 受 金									
そ の 他									
債権償却準備金									
特 別 留 保 金									
負 債 合 計									_

	有価証券の信			土地及びそ		土地及び			
区分	管理信託運	用信託の信	動産の信託	の定着物の信託	地上権の信託	その定着物の賃借権の信 託	包括信託	その他の信託	合 言
元 本									
売 渡 手 形 等									
収益									
仮 受 金									
そ の 他									
債 権 償 却 準 備 金									
特 別 留 保 金									
負 債 合 計							_	_	()

	指定金銭信託					年	年金投資基金信託			
区分			特定金銭	金銭投資	適格退職	厚生年金	規約型企業	基金型企業		
	合同運用	単独運用	信 託	基金信託	年金信託	基金信託	年金信託		貸付金	株式口
貸 出 金					, =		, =	, =		
証書貸付										
手 形 貸 付										
割引手形										
有 価 証 券										
国 債										
地 方 債										
短 期 社 債										
社 債										
株式										
外 国 証 券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投資信託外国投資										
信託受益権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託										
受益権										
年金投資基金信託										
受 益 権 財産形成投資基金										
信 託 受 益 権										
貸付信託収益運用口										
受 益 権										
その他の信託受益権										
貸 付 有 価 証 券										
金銭債権										
生命保険債権										
住宅貸付債権										
その他の金銭債権										
動産不動産										
動産										
不 動 産										
地 上 権										
不動産の賃借権										
その他債権										
買 入 手 形							 			
コールローン										
銀行勘定貸										
現金預け金										
現金										
預け金										
そ の 他										
共同受託振替勘定										
その他										
資産合計										
只 庄 口 訂										

	財産形成績	给付信託		貸	付 信	託	投 資	信託	
区 分		財産形成基金信託	財産形成投資基金信託	収益分配型	収益満期 受 取 型	収益運用口		う ち みなす投資 信 託	金銭信託 以外の金銭 の 信 託
貸 出 金									
証 書 貸 付									
手 形 貸 付									
割引手形									
有 価 証 券									
国 債									
地 方 債									
短 期 社 債									
社									
株式									
外 国 証 券									
その他の証券									
貸付信託受益証券									
投資信託受益証券									
投資信託外国投資									
信 託 受 益 権									
指定金銭信託受益権									
金銭投資基金信託									
受 益 権 年金投資基金信託									
受 益 権									
財産形成投資基金									
信 託 受 益 権									
貸付信託収益運用口									
受益権									
その他の信託受益権									
貸付有価証券									
金銭債権									
生命保険債権									
住宅貸付債権									
動 産 不 動 産									
動産が動産									
不 動 産									
地上権									
不動産の賃借権									
その他債権									
買入手形									
コールローン									
銀行勘定貸									
現金預け金									
現金									
預け金									
そ の 他									
共同受託振替勘定									
そ の 他									
資 産 合 計									
	·		1	1		ı			

	有価証券	学の信託			L lib T TV		土地及び			
区分			金銭債権	動産の信託	土 地 及 び その定着物	地上権	その定着物	包括信託	その他	合 計
	管理信託	運用信託	の信託	数/注ぐ/日間	の信託	の信託	の賃借権の	Chle	の信託	ц п
							信 託			
貸 出 金										
証 書 貸 付										
手 形 貸 付										
割引手形										
有 価 証 券										
国 債										
地 方 債										
短 期 社 債										
社										
株式										
外 国 証 券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投資信託外国投資										
信託受益権										
金銭投資基金信託										
受 益 権										
年金投資基金信託										
受 益 権										
財産形成投資基金										
信託受益権										
貸付信託収益運用口 受 益 権										
その他の信託受益権										
貸付有価証券										
金銭債権										
生命保険債権										
住宅貸付債権										
その他の金銭債権										
動産不動産										
動産が動産										
不動産										
中 助 座 地 上 権										
不動産の賃借権										
その他債権										
買 入 手 形										
コールローン										
銀行勘定貸										
現金預け金										
現金										
預け金										
そ の 他										
共同受託振替勘定										
そ の 他										
資 産 合 計										

(単位:百万円)

信 託 財 産 の 種 類	件	数	う	ち	評	価	額	の	あ	る	ŧ	の
			件			数		1	平	価		額
特許権等(特許権又はその専用実施権若												
しくは通常実施権をいう。)												
実用新案権等(実用新案権又はその専用												
実施権若しくは通常実施権をいう。)												
育成者権等(育成者権又はその専用実施												
権若しくは通常実施権をいう。)												
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若												
しくは通常実施権をいう。)												
著作権等(著作権、出版権又はその著作												
隣接権をいう。)												
商標権等(商標権又はその専用実施権若												
しくは通常実施権をいう。)												
そ の 他												
合 計												

④ 流動化を目的とした信託

(単位:件、百万円)

			信	託	財	産	の	種	類					件数	元	本額
								貸	付	債	į	権				
金	銭	債	権					売	掛	債	į	権				
								そ		\mathcal{O}		他				
動			産													
土地	及び	その定	着 物													
地		Ŀ	権													
土地及	及びその	定着物の貨	貸借権													
特許	雀等 (特	許権又は	その耳	専用	実施	権若	しく	は通	常実加	を権を	1	う。)				
実用新	f 案権等	(実用新案	権又は	その	専用	実施ホ	を 若し	しくは	通常第	ミ施権	をい	う。)				
育成者	者権等 (育成者権又	てはそ	の専	用実力	施権制	告し	くはij	通常実	施権を	· V \	う。)				
意匠村	雀等 (意	匠権又は	その耳	専用	実施	権若	しく	は通	常実加	を権を	V	う。)				
著作	権等(著作権、	出月	饭 権	又に	はそ	の著	皆作	粦 接 柞	ををし	へう	。)				
商標	を等 (商	標権又は	その『	専用	実施	権若	しく	は通	常実加	を権を	V	う。)				
そ		の	他													
合			計													

⑤ 信託財産残高表 (単位:百万円)

資産	金額	負債	 金額
貸 出 金		指定金銭信託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財産形成給付信託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国賃		投 資 信 託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短 期 社 債		有価証券の信託	
社		金 銭 債 権 の 信 託	
株式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		その他の信託	
受 託 有 価 証 券			
貸 付 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
その他の金銭債権			
動 産 不 動 産			
動産			
不 動 産			
地 上 権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買 入 手 形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預 け 金			
そ の 他			
共同受託振替勘定			
その他			
合 計		合 計	

⑥ 信託財産収支表 (単位:百万円)

収入		支出					
科目	金額	科目	金額				
貸出金利息		信託報酬					
有価証券利息配当		支払利息					
その他の受入利息		支払手数料					
信託受益者配当		経費					
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬					
金銭債権収益		有価証券売却損					
動産収益		投資信託有価証券売却損					
不動産収益		動産不動産売却損					
※ 収益調整益		有価証券償還損					
※ 投資信託解約差益		※ 収益調整損					
有価証券売却益		※ 投資信託解約差損					
投資信託有価証券売却益		貸出金償却					
動産不動産売却益		有価証券償却					
有価証券償却益		動産不動産償却					
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入					
受入手数料		* · · · ·					
※ 特別留保金戻入		* · · · ·					
* · · · ·		* · · · ·					
* · · · ·		* · · · ·					
* · · · ·		その他の支出					
* · · · ·		※ 異期決算信託収益繰入					
その他の収入		信託利益					
※ 異期決算信託収益戻入							
合計		合計					

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げる	
	もの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	航空機(航空機法第2条第1項に規	
	定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第1	
	項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除	
	⟨∘)	
8	有価証券(信託の受益権を表示する	
	ものを除く。)	
9	特許権等(特許権又はその専用実施	
	権若しくは通常実施権をいう。)	
1 0	実用新案権等(実用新案権又はその	
	専用実施権若しくは通常実施権を	
	いう。)	
1 1	意匠権等(意匠権又はその専用実施	
	権若しくは通常実施権をいう。)	
1 2	商標権等(商標権又はその専用使用	
	権若しくは通常使用権をいう。)	
1 3	育成者権等(育成者権又はその専用	
	利用権若しくは通常利用権をい	
	j.)	
1 4	回路配置利用権等(回路配置利用権	
	又はその専用利用権若しくは通常	
	利用権をいう。)	
1 5	著作権等(著作権、出版権又は著作	
1.0	隣接権をいう。)	
1 6	前各号に掲げる資産以外の資産	

(8)	信託財産の管理又は処分	たについて指図を受	・けろ	信託に関する事項
(0)			. () ' \	

(1) 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

信 託 の 種 類	信託の残高	株式の所有関係がある場合には、その内容

(2) 指図を行う者に関する事項

商号又は名称	所在地

2 経 理 の 状 況 (1) 貸 借 対 照 表 年 月 日現在

科 [金	額	科 目	金額
「	- 金金金券金金用金益産産金計 産物品地・産権- △ △	4 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 金金盆金用等債金債計・金債金債計・計 金金金盆金用等債金債計・金債金債計・計 金金金盆金用等債金債計・金債金債計・計 金金金盆金用等債金債計・金債金債計・計	在 (供 千円
1・投機関出長長繰そ貸 ・ 資係 期期延の 固延・繰 ・ 資係 期期延の 固延・ を産 ・ 資係 明期延の 関延・ を産 ・ 資 ・ 延 産 で 音 ・ 正株 付費資資 当産産・ 産	E・等券式金金用産等金計 費・計 計		負債 合 計 (資本本剰準本・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・乗り・	

(2) 損 益 計 算 書

年 月 日から 年 月 日まで

信	禾	¥						Ħ	金									額
経 常 損 益 の の 部			営	業	収		益						千円					千円
 特定を金額信託 (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			信	託		報		酬							×	×	\times	
 年 虚 が 付 信 託 一 総 が 付 信 託 一 総 が 付 信 託 			指	定	金	銭	信	託		×	×	×						
 経 常 損 益 			特	定	金	銭	信	託		×	×	×						
経 付 信 託 ×××× × × × × × × × × × × × × × × ×			年	金		信		託		×	×	×						
 経 (産 形	成	合 付	信			×	×	×						
経								託		×	×	×						
在			投	資		信		託		×	×	×						
 金銭債権のの信託 土地及びその定着物の賃信託 土地及びその定着物の賃借権の信託 土地及びその定着物の賃借権の信託 一給 一分 一				銭信託り		金 銭				×	×	×						
 整 の 信 託 						\mathcal{O}				×	×							
経					権						×							
## 1										×	×							
The content of th	経																	
常 損 益 ×××× 信 (1) (2) (3) (4) ××××× (2) (4) (4) (4) ××××××××××××××××××××××××××××××××××××																		
1							権の作											
A	常																	
情報										×	×	×						
1														-	×	X	×	
A	損	営																
A		業指		託 受		重 販	完											
益 業 費 用 支 払 手 数 料 支 払 手 数 ×<				عللد		.د	4			X	X	X			. ,			
T	益				412		社								X	X	X	
の 広 告 宣 伝 費 ×××× 会 業 雑 経 費 ×××× ×××× 部 日印 別 費 ×××× ×××× 部 日印 財 ×××× ×××× ×××× 営 費 サ ×××× ×××× 営 費 サ ×××× ×××× 合 日					т.		_											
の 公 告 費 営 業 雑 経 費 通 信 費 ×××× 印 刷 費 ×××× 部 ・ ・ ・ 計 ・ ・ ・ さ 要 ×××× 営 要 ×××× 合 財 ×××× 合 財 ×××× 合 サ ×××× 合 サ ×××× 会 サ ×××× 会 サ ×××× 会 サ ×××× 会 サ ××××																		
部	\mathcal{O}					12	`											
部 値 信 費 ×××× 前 査 費 ×××× 調 査 費 ×××× 諸 会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				來		公文												
部 印 刷 費 ×××× 調 査 費 ×××× 諸 会 費 ×××× 営 費 用 計 一 般 管 理 合 料 ×××× 給 料 ・ ・ 資 少 費 ××××				未		水 生	•			×	×	×		-	^_	^		
調 查 費 ×××× 諸 会 費 ×××× · · · · · 営 業 費 用 計 一 般 管 理 費 合 料 · 手 当 資 交 際 * ×	立[7																	
諸 会 費 ×××× ·	են																	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																		
営業費用計 一般管理費 給料 役員報酬 公野 本手当賞 交際費				•														
一般管理費 給 料 役員報酬 ××× 給料・手当 当 資 事 交際費 ×××															×	×	×	
給 料 役 員 報 給 料 • 方 事 × 次 際 費																		
役員報酬 ※ × × 給料・手当賞 与 交際費 × × ×			給	2 to \$														
給 料 ・ 手 賞 与 交 際 費 × ×				員		報				×	×	×						
賞 与 交 際 *** × × ×																		
交 費 × × ×						•												
					際					×	×	×						
			寄		付			金		×								
旅费交通费				費		通	į											

	1		1	1		
	租税公	課	X X X			
	不 動 産 賃 貸	料				
	退 職 給 付 費	用				
	貸 倒 引 当 金 繰	入	\times \times \times			
	固定資産原価償却	費	\times \times \times			
	そのの	他	\times \times \times			
	一 般 管 理 費	計				
営	業利益(又は営業損失	()		\times \times \times		
	営 業 外 収	益		\times \times \times		
	受 取 配 当	金				
	有 価 証 券 利	息				
	受 取 利	息				
営	有 価 証 券 売 却	益				
業	有 価 証 券 僧 環	益				
外	• • • •	•				
損	営 業 外 収 益	計				
益	営 業 外 費	用		\times \times \times		
<i>の</i>	去 t/、 到	息				
部	有 価 証 券 売 却	損				
	貸 倒 償	却				
		•				
	営業外費用	計				
経常				\times \times \times		
711	特 別 利 益					
	Table	益	\times \times \times			
特	• • • • •	•	× × ×			
別	 特別利 益			\times \times \times		
損		μΙ				
益	有 価 証 券 評 価	減	× × ×			
0	G	失	×××			
部	- ・ ・ ・ ・	•	× × ×			
	特別 損 失	計		\times \times \times		
超月前	特別			× × ×		
法	<u> </u>	大) 等		× × ×		
法		 額		× × ×		
当期				× × ×		
——				× × ×		
		粗				
ヨ期ク	た 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損	大丿		× × ×		

(3) 利益処分計算書年月日

科				目	金		額
					千円		千円
当	期未	. 処	分 禾	山 益		\times \times \times	
×	\times \times	積 立	金 取	崩額		\times \times \times	
別	途 積	<u> </u>	 取	崩額		\times \times \times	_
		計				\times \times \times	
利	益	処	分	額			
利	益	準	備	金	\times \times \times		
配		当		金	\times \times \times		
役	員	賞	与	金	\times \times \times		
×	×	×	積 立	金	\times \times \times		
別	途	積	$\overline{\gamma \zeta}$	金	\times \times \times		
		計				\times \times \times	
次	期	繰	越 利	益		× × ×	

(4) 損 失 処 理 計 算 書 年 月 日

科							目	金								額
												千円				千円
当	期	未	処	理	E	損	失						×	X	×	
損	2	失	処		理		額									
×	×	×	積 立	金	取	崩	額		×	X	×					
別	途	積	<u> </u>	金	取	崩	額		×	X	×					
利	益	準	備	金	取	崩	額		×	X	×					
資	本	準	備	金	取	崩	額		×	X	×					
			計										×	X	×	
次	期		繰	越	ŧ	<u></u>	失						×	×	×	

(5) 附属明細表

① 有価証券明細表 (株式)

銘	柄	株	式	数	貸借対照表計上額
				千株	千円
計					

(債券)

銘	柄	券	面	総	額	貸借対照表計上額
					千円	千円
計						

(その他)

種	類	及	び	銘	柄	投	資	П	数	等	貸借対照表計上額
										千口	千円
		言	+								

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減小額	当期末残高	減却額償計 価累又却額 償計は累	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘	柄	発行年月日	当期末残高	利 率	担 保	償還期限
			千円	%		
計	_					

④ 借入金等明細表

区 分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	
1年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)			
その他の有利子負債			
計			

⑤ 引当金明細表

区	分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
		千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 業務の状況
 - (1) 当期の業務概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

- (4) 役員及び使用人の状況
 - ① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における取締役、執行役及び監査役について記載すること。

(5) 営業所の状況

当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 信託契約代理店の増減

増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。

(7) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主 (第43条第1号ハに規定する上位10位までの株主をいう。)及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

- (8) 親法人等及び子法人等の状況
 - ① 当期末現在における親法人等(令第十四条第二号に該当する法人等をいう。)及び子法人等(令第十四条第三号に該当する法人等をいう。)を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - ② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。
- (9) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を 四捨五入すること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託 受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

① 各種信託の残高

イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

- ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。
- ② 各種信託の信託財産別残高表

金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

③ 金銭評価の困難な信託

期中に新規設定された信託について記載すること

- ④ 流動化を目的とした信託
 - イ 期中に新規設定された信託について記載すること
 - ロ 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの

のいずれかに該当するものをいう。

- ⑤ 信託財産残高表
 - イ 金銭評価の困難な信託を除く。
 - ロ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、 それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記

載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。

- ハ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- ニ 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産 (以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位:百万円)

次	△ 姫	<i>A</i>	(単位:白力
資 産	金額	負 債 **	金額
貸 出 金		指定金銭信託	
証 書 貸 付		特定金銭信託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国		投 資 信 託	
地 方 債		金銭信託以外の金銭の信託	
短 期 社 債		有価証券の信託	
社		金 銭 債 権 の 信 託	
株式		動産の信託	
外 国 証 券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		その他の信託	
受 託 有 価 証 券			
貸 付 有 価 証 券			
金銭債権			
生命保険債権			
住 宅 貸 付 債 権			
その他の金銭債権			
動 産 不 動 産			
動産			
不動産			
地 上 権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買 入 手 形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現 金 預 け 金			
現金			
<u>現</u> 班 金			
		Δ =1	
合 計		合 計	

- ⑥ 信託財産収支表
 - イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
 - 口「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
 - ハ 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。
- ⑦ 信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

- ⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項
 - (1) 指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高
 - イ 管理型信託会社のみ記載すること。
 - ロ 信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。
 - (2) 指図を行う者に関する事項
 - イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。
 - 「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型信託会社のみ記載すること。

2 経理の状況

(1) 一般的事項

貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が 生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の 端数があるときは、その端数を切り捨てること。

- (2) 貸借対照表
 - 注記事項

次の事項を注記すること。

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ 固定資産の減価償却の方法
- ハ 引当金の計上基準
- ニ その他重要な会計方針
- ホ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容
- へ 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
- ト 偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。) の内容及び金額

チ その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

② 貸倒引当金

流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。

- ③ 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産 当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ④ 引当金

当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。

⑤ 任意積立金

当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

- (3) 損益計算書
 - ① 注記事項

次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

- イ 損益計算書の作成に関する重要な会計方針
- ロ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容
- ハ その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- ② 特別利益及び特別損失

当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。

③ 積立金取崩額

「×××積立金取崩額」の欄には、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額を

記載すること。なお、一定の目的のために留保した利益のその目的外の取崩しの額又は別途積立金の取崩しの額は、利益処分計算書又は損失処理計算書の該当欄に記載すること。

(4) 利益処分計算書

一株当たり配当金額を注記すること。また、記念配当を行った場合には、その旨を注記すること。

(5) 附属明細表

- ① 有価証券明細表
 - イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の七(第五項を除く。)の規定に準じた 注記を付すこと。
 - ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本の額の1%以下である場合には、当該有価証券に 関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本の額の1%を超える銘柄が10銘 柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。
 - ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券 については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のもの については、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
 - 二 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。
- ② 有形固定資産明細表
 - イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当 該資産の取得原価によって記載すること。
 - ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

③ 社債明細表

- イ 発行している社債(当期中に償還済みとなったものを含む。)について記載すること。
- ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。
- ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。
- ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書(括弧書)として記載すること。
- ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。
- ④ 借入金等明細表
 - イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(社債を除く。ニにおいて「その他の 有利子負債」という。) について記載すること。
 - ロ「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
 - ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
 - 二 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)については、貸借対照 日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
- ⑤ 引当金明細表
 - イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。
 - ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は 事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
 - ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(日本工業規格A4)

年度営業報告書		年	月	日から	ò)			
	十反百未刊口言	L	年	月	目まっ	で		
			商 号 主たる支	店の所	在地	年	月	日提出 印
					表者の氏名			印
	1 業	生	σ	状	〉兄.			

- (1) 当期の日本における信託業務の概要
- (2) 支店において営んでいる業務の種類
- (3) 支店に駐在する役員及び使用人の状況
 - ① 役員及び使用人の総数

	支店に駐在		使 用 人	計
	する役員	うち非常勤		
総数	名	名	名	名

② 国内における代表者及び支店に駐在する役員の状況

役 職 名	氏 名

(4) 支店の状況

名	称	所	在	地	役員及び使用人
					名
計	店				計 名

(5) 信託契約代理店の増減

前	期	末	当	期	末	増	減	(Δ)

(6) 株主等の状況

氏 名	又	は	名	称	住	所	又	は	所	在	地	割	合
													%
その他(名)									
計				名								100.	00%

(日本工業規格A4)

(7) 親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容

(8) 業務の状況

① 各種信託の残高

(単位:百万円)

	指定金	銭信託				年	金信	託		年金投資	基金信託
区分	合同運用	単独運用	特定金銭 信 託	金銭投資基金信託	適格退職 年金信託	厚生年金 基金信託	国民年金基金信託	規 約 型 企業年金 信 託	基 金 型 企業年金 信 託	貸付金口	株式口
元 本											
売 渡 手 形 等											
収益											
仮 受 金											
そ の 他											
債権償却準備金											
特 別 留 保 金											
負債合計(うち再信託を除いた計数)											

	財産形成	給付信託	財産形成	貸	付 信	託	投 資	信託	金銭信託
区分	財産形成	財産形成	投資基金	四光八萬浦	収益満期	四光法田口		うちみなす	以外の金銭
	給付金信託	基金信託	信 託	収益分配型	受 取 型	収益運用口		投資信託	の信託
元 本									
売 渡 手 形 等									
収益									
仮 受 金									
そ の 他									
債 権 償 却 準 備 金									
特 別 留 保 金									
		_							
負債合計(うち再信託を除いた計数)									

	有価証券	券の信託			土地及びそ		土地及び				
区分	管理信託	運用信託	金銭債権 の 信 託	動産の信託	の定着物の信託	地上権の信託	その定着物 の賃借権の 信 託	包括信託	その他の信託	合	計
元 本											
売 渡 手 形 等											
収益											
仮 受 金											
そ の 他											
債 権 償 却 準 備 金											
特 別 留 保 金											
負債合計(うち再信託を除いた計数)						-				()

	指定金	銭信託			年	金 信	託		年金投資	基金信託
区 分		単独運用	特定金銭信 託	適格退職 年金信託	厚生年金基金信託	国民年金	規約型企業	基金型企業 年 金 信 託	貸付金	
貸 出 金										
証 書 貸 付										
手形貸付										
割引手形										
有 価 証 券										
国										
地 方 債										
短 期 社 債										
社										
株式										
外 国 証 券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投資信託外国投資										
信 託 受 益 権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託										
受 益 権										
年金投資基金信託										
受 益 権										
財産形成投資基金										
信託受益権										
貸付信託収益運用口										
受益権										
その他の信託受益権										
貸 付 有 価 証 券										
金 銭 債 権										
生命保険債権										
住宅貸付債権										
その他の金銭債権										
動産不動産										
動産										
不 動 産										
地 上 権										
不動産の賃借権										
その他債権										
買 入 手 形										
コールローン										<u> </u>
銀行勘定貸										
現金預け金										
現金										
預け金										
で そ の 他										
共同受託振替勘定										
その他										
資 産 合 計			<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			

	財産形成	給付信託	HI who was D	貸	付 信	託	投 資	信託	A AD /= 34
区分	財 産 形 成給付金信託	財産形成基金信託	財産形成 投資基金 信 託	収益分配型	収益満期 受 取 型	収益運用口		う ち みなす投資	金銭信託 以外の金銭 の 信 託
貸 出 金								信託	
証書貸付									
手形貸付									
割引手形									
有 価 証 券									
国蛋黄									
地方債									
短期社債									
社債									
株式									
外 国 証 券									
その他の証券									
貸付信託受益証券									
投資信託受益証券									
投資信託外国投資									
信 託 受 益 権									
指定金銭信託受益権									
金銭投資基金信託									
受 益 権 年金投資基金信託									
受 益 権									
財産形成投資基金 信 託 受 益 権									
貸付信託収益運用口 受 益 権									
その他の信託受益権									
貸 付 有 価 証 券									
金 銭 債 権									
生命保険債権									
住宅貸付債権									
その他の金銭債権									
動産不動産									
動産									
不 動 産									
地 上 権									
不動産の賃借権									
その他債権									
買 入 手 形									
コールローン									
銀行勘定貸									
現金預け金									
現金									
預け金									
そ の 他									
共同受託振替勘定									
そ の 他									
資 産 合 計									

	有価証券	きの信託			土地及び		土地及び			
区 分	管理信託	運用信託	金銭債権の信託	動産の信託	その定着物の信託	地上権の信託	その定着物 の賃借権の 信 託	包括信託	その他の信託	合 計
貸 出 金										
証 書 貸 付										
手 形 貸 付										
割引手形										
有 価 証 券										
国 債										
地方債										
短 期 社 債										
社										
株式										
外 国 証 券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投資信託外国投資信 託 受 益 権										
信 託 受 益 権 指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託										
受 益 権										
年金投資基金信託 受 益 権										
財産形成投資基金 信 託 受 益 権										
貸付信託収益運用口 受 益 権										
その他の信託受益権										
貸付有価証券										
金 銭 債 権										
生命保険債権										
住宅貸付債権										
その他の金銭債権										
動 産 不 動 産										
動産										
不 動 産										
地上権										
不動産の賃借権										
その他債権										
買 入 手 形										
コールローン										
銀行勘定貸										
現金預け金										
現金										
預け金その他										
そ の 他 共同受託振替勘定										
天川文託振督樹正 そ の 他										
資産合計										
只 庄 口 訂					<u> </u>					

(単位:百万円)

信 託 財 産 の 種 類	件	数	う	ち	評	価	額	の	あ	る	ŧ	の
			件			数		1111111	平	価		額
特許権等(特許権又はその専用実施権若												
しくは通常実施権をいう。)												
実用新案権等(実用新案権又はその専用												
実施権若しくは通常実施権をいう。)												
育成者権等(育成者権又はその専用実施												
権若しくは通常実施権をいう。)												
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若												
しくは通常実施権をいう。)												
著作権等(著作権、出版権又はその著作												
隣接権をいう。)												
商標権等(商標権又はその専用実施権若												
しくは通常実施権をいう。)												
そ の 他												
合計												

④ 流動化を目的とした信託

(単位:件、百万円)

			信託	財	産	0)	種	類				件	数	元本額
							貸	付	債	7	雀			
金	銭	債	権				売	掛	債	7	雀			
							そ		の	1	也			
動			産											
不	重	h	産											
地	L	<u>-</u>	権											
不	動産の)貸有	昔 権											
特許	権等(特	許権又は	その専用	実施	権若	しく	は通	常実施	匝権を↓	ハう。	,)			
実用	新案権等(実用新案	権又はその	専用	実施村	を 若し	しくは	通常実	施権を	いう	。)			
育成	者権等(育	ず成者権 ご	又はその専	用実	施権	告し	くは近	通常実 加	拖権をV	ハう。)			
意匠	権等 (意	匠権又は	その専用	実施	権若	しく	は通	常実施	匝権を↓	ハう。	,)			
著作	権等(著作権	、出版権	[又	はそ	の著	作	粦 接 楮	重をい	う。)			
商標	権等(商	標権又は	その専用	実施	権若	しく	は通	常実施	直権をV	ハう。	,)			
そ	Ø,)	他											
合	·		計											

⑤ 信託財産残高表

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
貸 出 金		指定金銭信託	
証 書 貸 作	†	特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 作	†	年 金 信 託	
割 引 手 刑	3	財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国	±	投 資 信 託	
地 方 信	青	金銭信託以外の金銭の信託	
短 期 社 債		有価証券の信託	
社		金銭債権の信託	
株	Ť.	動産の信託	
外 国 証 差	关	土地及びその定着物の信託	
その他の証券	\$	地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		その他の信託	
受 託 有 価 証 券			
貸 付 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権	崔		
住 宅 貸 付 債 権	崔		
その他の金銭債権	在		
動 産 不 動 産			
動	É		
	É		
地上権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買 入 手 形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現			
預ける			
そ の 他			
共同受託振替勘定			
そ の (t			
合	計	合 計	

⑥ 信託財産収支表 (単位:百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		動産不動産売却損	
※ 収益調整益		有価証券償還損	
※ 投資信託解約差益		※ 収益調整損	
有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
投資信託有価証券売却益		貸出金償却	
動産不動産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		動産不動産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		* · · · ·	
※ 特別留保金戻入		* · · · ·	
* · · · ·		* · · · ·	
* · · · ·		* · · · ·	
* · · · ·		その他の支出	
* · · · ·		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合計		合計	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げる	
	もの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	 航空機(航空機法第2条第1項に規	
	定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第1	
	項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除	
	⟨∘)	
8	有価証券(信託の受益権を表示する	
	ものを除く。)	
9	特許権等(特許権又はその専用実施	
	権若しくは通常実施権をいう。)	
1 0	実用新案権等(実用新案権又はその	
	専用実施権若しくは通常実施権を	
	いう。)	
1 1	意匠権等(意匠権又はその専用実施	
	権若しくは通常実施権をいう。)	
1 2	商標権等(商標権又はその専用使用	
	権若しくは通常使用権をいう。)	
1 3	育成者権等(育成者権又はその専用	
	利用権若しくは通常利用権をい	
	j.)	
1 4	回路配置利用権等(回路配置利用権	
	又はその専用利用権若しくは通常	
1 -	利用権をいう。)	
1 5	著作権等(著作権、出版権又は著作	
1 6	隣接権をいう。) 前名号に掲げる際音UMの際音	
1 6	前各号に掲げる資産以外の資産	

(8)	信託財産の管理又は処分につい	て指図を受ける信託に	関する重項
\odot	16 託別性の官性人は処力につい	・ (相凶と文ける)信託に	-

(1) 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

信 託 の 種 類	信 託 の 残 高	株式の所有関係がある場合には、その内容

(2) 指図を行う者に関する事項

商号又は名称	所在地	株式の所有関係がある場合には、その内容

2 経 理 の 状 況 (1) 貸 借 対 照 表 年 月 日現在

科	金額	科目	金額
(現現 有短前前未未繰そ貸 の 資預	千円金金金金券金金用金益産産金計	(金金金金金用等債金債計・金債金の	金 有 千円
有 形 固 定 資 建 器 具 備 出 ・ 資 無 形 固 業 ・ ヴ ・ 次	産物品地・産権・統	その他の固定負債 固定負債計 引当金 引当金計	
投機関出長長繰そ貸用では、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	等 券 式 金 金 用 産 等 金 計	(資本の部) 資本の部) 資本 乗 余 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	
固定資產 繰延 資產 創 立 ・ ・ ・ 操延 資產	書・計	× × × 積 立 金 当期未処分利益(又は当期未 処理損失) (うち当期純利益(又は当期 純損失)) その他有価証券評価差額金	
		自 己 株 式 資 本 合 計	Δ

(2) 損 益 計 算 書 年 月 日から 日まで

禾	¥						目	金								額
		営	業	巾	ζ	益						千円				千円
		信	託		報		酬						×	×	\times	
		指	定	金	銭	信	託		\times	×	×					
		特	定	金	銭	信	託		\times	×	×					
		年	金	È	信		託		×	×	×					
		財			給付	信	託		×	×	×					
		貸	付		信		託		×	×	×					
		投	資		信		託		×	×	×					
		金	銭信託」						×	×	×					
		有	価 記		0)	信	託		×	×	×					
		金	銭		の	信	託		×	×	×					
		動	産	の		言	託		×	×	×					
経		土				りの信			X	×	×					
		地	上	権	(T)	信	託		X	×	×					
		土		賃 借 :		の信	託		X	×	×					
常		包 そ	担の		信の	Æ	託		×	×	X					
		そ	の の 他	他 営	の 業	信 収	託益		×	×	×		~	~	~	
		信	託 契		素 代	理	並 業		×	×	X			×		
損	営	信	託 受	益			業		X	×	×					
320	営業損益	そ	fl X	皿. の	作	.)L	他		X	×	×					
	担益	営	業	収	ネ	益	計		, ,	, ,	/ \		×	×	×	
益	の部	営	業		費		用									
11111	ч	支	払	手	数	ά	料						X	×	×	
		広	告	宣	伝		費						X	×	×	
の		公		告			費						×	×	×	
		営	業	雑	稻	E	費						X	X	×	
		通		信			費		×	×	×					
₩		印		刷			費		\times	×	×					
部		調		查			費		\times	×	×					
		諸		会			費		\times	×	×					
		•	•	•		•	•		\times	×	×					
		営	業	費		目	計						×	×	\times	
		_	般	管	理	!	費									
		給					料									
		役	員	Į	報		酬		\times	×	×					
		給	料	•	=	手	当									
		賞		,			与									
		交		際			費		×	×						
		寄		付		-	金		X	×	×					
		旅	費	交	道 *	Ħ	費									
		租	税		公		課		\times	\times	\times					

											i			
		不	動	産	賃	貸	料							
		退	職	給	付	費	用							
		貸	倒	出 当	金	繰	入	×	X	×				
		固	定資	産 原	価	償 却	費	×	×	×				
		そ		0))		他	×	×	×				
		_	般	管	理	費	計							
	営	業利	益 (又は	営業	美損 失)					×	X	×
i		営	業	外		収	益					×	X	×
		受	取	西己		当	金							
		有	価	証	券	利	息							
	377	受	耳	文 文	利		息							
	営	有	価 ፤	正券	売	却	益							
	業	有	価 i	正券	: 償	還	益							
	外担	•	•	•		•	•							
	損	営	業	外	収	益	計							
	益の	営	業	外		費	用					×	X	×
		士	1.	4	利		息							
	部	有	価 i	正券	売	却	損							
		貸	佰	削	償		却							
		•	•			•								
		営	NII.											
			業	外	費	用	計							
経	常	利益					計)					×	×	X
経	常		: (又	. は ;	経常		-					X	×	X
		利益	: (又	. は ;	経常	損	-	×	×	×		×	×	×
特	Ē	利益特	別	. は ;	経 常	損)	×	×	×		×	×	×
特別	ĵ	利 益 特 臨	別	. は ; 寺	経 常 利 利	損失益) 益					×	×	×
特別指	于	利 益 特 臨 · 特	别 即 ·	. は ; 寺	経 常 利 利 ・	損失益・) 益 ·							
特別損益	# <u> </u>	利 益 特 臨 · 特	题 別 ・ ・ 別	. は ; 寺 ・ ま	経 常 利 利 ・	損 失 益 益 失) 益 ·		×					
特別損益の	节门副法	利 益 特 臨 · 特	· (又 別 · 別 別 別 価 記	. は ; 寺 ・ ま	経 常 利 ・ ・ 利 損	損 失 益 益 失) 益 · 計	×	×	×				
特別損益	节门副法	利 益 特 。 · 特 有	· (又 別 · 別 別 別 価 記	. は ; 寺 ・ TE 券	経常 利 ・ 引援 評	損 失 益 益 失)益・計減	×	× ×	×				
特別損益の	节门副法	利 益 特 。 · 特 有	· (又 別 · 別 別 別 価 記	. は ; 寺 · ま 正 - 券	経常 利 ・ 引援 評	損 失 益 益 失)益・計減	× × ×	× × ×	× × ×				
特別損益の部	手 门 量	利 益 特 臨 ・ 特	E (又 別 ・ 別 別 価 ・ 別	. は i	経 利 刊 損 財 評損 ・ 計算 ・ ・	損 失 益 - 益 - 失 価) 益・計 減失・計	× × ×	× × ×	× × ×		×	×	×
特別損益の部	手 门 量	利 益 特 臨 ・ 特	E (又 別 ・ 別 別 価 ・ 別	. は i	経 利 刊 損 財 評損 ・ 計算 ・ ・	損 失) 益・計 減失・計	× × ×	× × ×	× × ×		×	×	×
特別措益の部	手 门 量	利 益 特 臨 ・ 特	説りりりがりりりりりり	. は i	経利 引損 負別 ま 計	損 失) 益・計 減失・計)	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	×	× × ×
特別損益の部税法法	手 门 量	利 特 略 * 特 有 臨 * 期 期	(又 別 ^申・ 別 ^申・ 別 ¹・ 別 ¹・ 別 ¹・ 別 ¹	. は ; 寺 · ま 正 · 持 ス は 税 · マ は 税 · マ は 税 · を ・ は 税 · ・ は ・ ・ は ・ も は ・ も は ・ も は ・ も は も は も は も は	経利 · 引損	損 失 ・ 益 失 価 · 失 期純損分) 益・計 減失・計)等額	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×
特別損益の部・税法法当	第	利 特 臨 ・ 特 有 臨 ・ 期 人	: (又 別 #)が 別 が 別 (3)が 別 (3)が 別 (3)が 別 (3)	. は ; 等 · オ 又は税 · なは税 · なは税 · なは税 · なは ・ な は ・ と は ・ と は ・ と は ・ と は ・ と は ・ と は ・ と は ・ と は ・ と は と は ・ と は ・ と は ・ と は ・ と は と は ・ と は ・ と は ・ と は と は ・ と は と は ・ と は と は ・ と は と は と も と も と も と も と も と も と も と も	経利 ・ 月損 ・ 月税調期 常 利 ・ 評損 当	損 失 益 失 価 · 失 類 整) 益・計 減失・計)等額)	× × ×	× × ×	× × ×		× × × ×	× × × ×	× × × ×
特別損益の部・税法法当	手 引	利 特 臨 ・ 特 有 臨 ・ 等 利 純 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利	: (又 別 #)が 別 が 別 (3)が 別 (3)が 別 (3)が 別 (3)	. は ;	経利 ・ 月損 ・ 月税調期 常 利 ・ 評損 当	損失失. 益失. 失損. 数集. 数上. 3上. 3上. 3上 </td <td>) 益・計 減失・計)等額)</td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> <td></td> <td>× × × × × ×</td> <td>× × × × ×</td> <td>× × × × ×</td>) 益・計 減失・計)等額)	× × ×	× × ×	× × ×		× × × × × ×	× × × × ×	× × × × ×
特別損益の部 税法法当前×	新月 (A) 別	利特 特 大 基 大<	(別	は 等 で 持 ・ は 税 に は は は は は な 立 な	経利 · 刊損	損 . </td <td>) 益·計 減失·計)等額))額</td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> <td></td> <td>× × × × × × ×</td> <td>× × × × × × ×</td> <td>× × × × × × ×</td>) 益·計 減失·計)等額))額	× × ×	× × ×	× × ×		× × × × × × ×	× × × × × × ×	× × × × × × ×

(3) 利益処分計算書年月日

科				目	金		額
					千円		千円
当	期未	. 処	分 禾	山 益		\times \times \times	
×	\times \times	積 立	金 取	崩額		\times \times \times	
別	途 積	<u> </u>	 取	崩額		\times \times \times	_
		計				\times \times \times	
利	益	処	分	額			
利	益	準	備	金	\times \times \times		
配		当		金	\times \times \times		
役	員	賞	与	金	\times \times \times		
×	×	×	積 立	金	\times \times \times		
別	途	積	$\overline{\gamma \zeta}$	金	\times \times \times		
		計				\times \times \times	
次	期	繰	越 利	益		× × ×	

(4) 損 失 処 理 計 算 書 年 月 日

科							目	金								額
												千円				千円
当	期	未	処	理	E	損	失						×	X	×	
損	2	失	処		理		額									
×	×	×	積 立	金	取	崩	額		×	X	×					
別	途	積	<u> </u>	金	取	崩	額		×	X	×					
利	益	準	備	金	取	崩	額		×	X	×					
資	本	準	備	金	取	崩	額		×	X	×					
			計										×	X	×	
次	期		繰	越	ŧ	<u></u>	失						×	×	×	

(5) 附属明細表

① 有価証券明細表 (株式)

銘	柄	株	式	数	貸借対照表計上額
				千株	千円
計					

(債券)

銘	柄	券	面	総	額	貸借対照表計上額
					千円	千円
計						

(その他)

種	類	及	び	銘	柄	投	資	П	数	等	貸借対照表計上額
										千口	千円
		計	†								

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減小額	当期末残高	減却額償計は累	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘	柄	発行年月日	当期末残高	利 率	担 保	償還期限
			千円	%		
計	_					

④ 借入金等明細表

区 分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	
1年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)			
その他の有利子負債			
計			

⑤ 引当金明細表

区	分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
		千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 業務の状況
 - (1) 当期の日本における信託業務の概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 支店において営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

- (3) 役員及び使用人の状況
- ① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

② 国内における代表者及び支店に駐在する役員の状況 当期末現在における国内における代表者及び支店に駐在する役員について記載すること。

(4) 主たる支店その他の支店の状況

当期末現在における国内におけるすべての支店について記載すること。なお、当期中において、支店の設置若しくは廃止があった場合又は支店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(5) 信託契約代理店の増減

増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。

(6) 株主等の状況

当期末現在における上位10位までの株主又は出資者(第43条第2号ハに規定する上位10位までの株主又は出資者をいう。)及びその他の株主又は出資者について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

- (7) 親法人等及び子法人等の状況
 - ① 当期末現在における親法人等(令第十四条第二号に該当する法人等をいう。)及び子法人等(令第十四条第三号に該当する法人等をいう。)を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - ② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。
- (8) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を 四捨五入すること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託 受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

① 各種信託の残高

イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

- ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。
- ② 各種信託の信託財産別残高表

金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

③ 金銭評価の困難な信託

期中に新規設定された信託について記載すること

- ④ 流動化を目的とした信託
 - イ 期中に新規設定された信託について記載すること
 - ロ 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの

のいずれかに該当するものをいう。

- ⑤ 信託財産残高表
 - イ 金銭評価の困難な信託を除く。
 - ロ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、 それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。 その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
 - ハ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
 - ニ 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産 (以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位:百万円)

次	△ 姫	<i>A</i>	(単位:白力
資 産	金額	負 債 **	金額
貸出金		指定金銭信託	
証 書 貸 付		特定金銭信託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国		投 資 信 託	
地 方 債		金銭信託以外の金銭の信託	
短 期 社 債		有価証券の信託	
社		金 銭 債 権 の 信 託	
株式		動産の信託	
外 国 証 券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		その他の信託	
受 託 有 価 証 券			
貸 付 有 価 証 券			
金銭債権			
生命保険債権			
住 宅 貸 付 債 権			
その他の金銭債権			
動 産 不 動 産			
動産			
不動産			
地 上 権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買 入 手 形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現 金 預 け 金			
現金			
<u>現</u> 班 金			
		Δ =1	
合 計		合 計	

- ⑥ 信託財産収支表
 - イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
 - ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
 - ハ 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。
- ⑦ 信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

- ⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項
- (1) 指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高
 - イ 管理型外国信託会社のみ記載すること。
 - ロ 信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。
- (2) 指図を行う者に関する事項
 - イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項第八項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。
 - ロ 「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型外国信託会社のみ記載すること。

2 経理の状況

(1) 一般的事項

貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が 生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の 端数があるときは、その端数を切り捨てること。

- (2) 貸借対照表
 - ① 営む業務の全部に関するものと支店において営む業務に関するものをそれぞれ作成すること。
 - ② 注記事項

次の事項を注記すること。

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ 固定資産の減価償却の方法
- ハ 引当金の計上基準
- ニ その他重要な会計方針
- ホ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容
- へ 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
- ト 偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償義 務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。) の内容及び金額

チ その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

③ 貸倒引当金

流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。

- ④ 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産 当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ⑤ 引当金

当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。

⑥ 資本金、資本剰余金

支店において営む業務に関するものについては、持込資本金及び損失準備金(法第55条の規定により積み立てられるものをいう。)を記載すること。

⑦ 任意積立金

当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

- (3) 損益計算書
 - ① 営む業務の全部に関するものと支店において営む業務に関するものをそれぞれ作成すること。
 - ② 注記事項

次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

- イ 損益計算書の作成に関する重要な会計方針
- ロ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容
- ハ その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

- ③ 特別利益及び特別損失
 - 当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ④ 積立金取崩額

「×××積立金取崩額」の欄には、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額を記載すること。なお、一定の目的のために留保した利益のその目的外の取崩しの額又は別途積立金の取崩しの額は、利益処分計算書又は損失処理計算書の該当欄に記載すること。

- (4) 利益処分計算書
 - 一株当たり配当金額を注記すること。また、記念配当を行った場合には、その旨を注記すること。
- (5) 附属明細表
 - ① 有価証券明細表
 - イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の七(第五項を除く。)の規定に準じた 注記を付すこと。
 - ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本の額の1%以下である場合には、当該有価証券に 関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本の額の1%を超える銘柄が10銘 柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。
 - ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券 については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のもの については、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
 - ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。
 - ② 有形固定資産明細表
 - イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当 該資産の取得原価によって記載すること。
 - ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載 すること。
 - ③ 社債明細表
 - イ 発行している社債(当期中に償還済みとなったものを含む。)について記載すること。
 - ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。
 - ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。
 - ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書(括弧書)として記載すること。
 - ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。
 - ④ 借入金等明細表
 - イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(社債を除く。ニにおいて「その他の 有利子負債」という。) について記載すること。
 - ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
 - ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
 - 二 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)については、貸借対照 日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
 - ⑤ 引当金明細表
 - イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。
 - ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は 事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
 - ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少 の理由を注記すること。

信託会社の株式保有状況表 (年 月末日現在)

前期末現在の状況			当期中の移動状況						当期末現在の状況				
銘柄	保有株数	帳簿価	月末評	年月日	売買等の	数量	単価	取引金	取引の	銘柄	保有株数	帳簿価	月末評
		額	価額		別			額	理由			額	価額

取締役等の兼職及び兼業状況表 (年 月末日現在)

兼職又は兼 締役	モ業の承認 を	を受けた取	兼職又は兼業の状況				
氏名	役職名	代表権の	兼職先の会社名及び役職名	兼職先の会社の			
		有無	又は兼業している事業	主たる事業			

(記載上の注意)

「取締役」とあるのは、委員会等設置会社にあっては「執行役」と、外国信託会社にあっては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。

業務委託の状況表

信託の	委託した	委託先	委託した理由
区分	業務の内容		

(記載上の注意)

営業年度中に業務委託契約を締結したものについて記載すること。

(日本工業規格 A4)

信託財産残高表 (年 月末現在)

(単位 百万円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信	
		託	
社債		有価証券の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信	
		託	
信託受益権		地上権の信託	
受託有価証券		土地及びその定着物の賃	
		借権の信託	
貸付有価証券		包括信託	
金銭債権		その他の信託	
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
土地の賃借権			
建物の賃借権			

その他の債権		
買入手形		
コールローン		
現金預け金		
現金		
預金		
その他		
共同受託振替勘定		
その他		
合計	合計	

(注) 共同信託他社管理財産

百万円

(記載上の注意)

- 1. 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 2. 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3. 職務分担型共同受託を行っている場合は、以下の<参考>を記載すること。 なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益 証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われる ときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載するこ と。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位 百万円)

	資産		負債			
	科目	金額	科目	金額		
貸出金			指定金銭信託			
	証書貸付		特定金銭信託			
	手形貸付		年金信託			
	割引手形		財産形成給付信託			

有価証券	貸付信託
国債	投資信託
地方債	金銭信託以外の金銭の信
	託
社債	有価証券の信託
株式	金銭債権の信託
外国証券	動産の信託
その他の証券	土地及びその定着物の信
	託
信託受益権	地上権の信託
受託有価証券	土地及びその定着物の賃
	借権の信託
貸付有価証券	包括信託
金銭債権	その他の信託
生命保険債権	
住宅貸付債権	
その他の金銭債権	
動産不動産	
動産	
不動産	
地上権	
土地の賃借権	
建物の賃借権	
その他の債権	
買入手形	
コールローン	
現金預け金	
現金	
預金	
その他	
合計	合計

(日本工業規格 A4)

(第1面)

				,
		年	月	日
財務(支)局長 殿				
	申請者(郵便番号)		
		所 在 地		
	電話番号()	_		
	商号又は名称			
	代表者の氏名		印	
登錄	計書			
信託業法第52条第2項において準用す	る同法第8条第1項の	規定に基っ	づき登録を	宇請
します。				
この申請書及び添付書類の記載事項は、	事実に相違ありません	0		

(記載上の注意)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長	第	号	(年	月	日)
(ふりがな)							
1. 商号又は名							
称							
2. 資本又は出	別添1のとおり						
資の額							
3. 役員の氏名	別添2のとおり						
4.信託業務(特							
定大学技術移							
転事業に該当	別添3のとおり						
するものに限							
る)以外の業							
務を営むとき							
は、その業務							

の種類	
5. 主たる営業	
所又は事務	別添4のとおり
所その他の	
営業所又は	
事務所の名	
称及び所	
在地	

- 1.「※登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2.「信託業務特定大学技術移転事業に該当するものに限る)以外の業務を営むときは、その業務の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

商号又は名称を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した 書面(2部)を添付すること。

(別添1:資本又は出資の額)

(第3面)

商号又は名称

資	本	又	は	出	資	0)	金	額	年	月	日	
								千円				
									年	月	日現在	

(注意事項)

資本又は出資の金額を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添2:役員の氏名)

(第4面)

商号又は名称

(年月日現在)

(ふりがな)	
氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更 後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を作成すること。

(別添3:他に営む業務の種類)

(第5面)

商号又は名称

(年月日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4:主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地) (第6面)

商号又は名称

(年月日現在)

名称	所 在 地

(注意事項)

主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所に変更があった場合には、第二十三 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所又は事務所の名称及び所在地 を記載した書面(2部)を添付すること。

(日本工業規格 A4)

(第1面)

		年	月	日
内閣総理大臣 殿				
申請者(垂	『便番号)		
		所 在 均	也	
電話番号	()	_		
商 号				
主たる支店	言の名称			
国内におけ	ける代表者	の氏名		印
免許申請書				
信託業法第53条第2項の規定に基づき免許を申請し	ます。			
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違を	っりません。	ס		

(記載上の注意)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

(第2面)

(ふりがな)	
1. 商号及び本	
店の所在地	
2. 資本の額	別添1のとおり
3. 役員の氏名	
	別添2のとおり
4. 信託業務以	
外の業務を	
いずれかの	別添3のとおり
支店におい	
て営むとき	
は、その業	
務の種類	
5. 主たる支店	
その他の支	別添4のとおり

店の名称及	
び所在地	
6. 国内におけ	別添5のとおり
る代表者の	
氏名及び国	
内の住所	

「信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類」欄は、 日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第六十三条第二項において準用する第 二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場 合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した書面(2 部)を添付すること。

(別添1:資本の額)

(第3面)

商号

資	本	金	額		年	月	日
				千円			
					年	月	日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した書面 (2部)を添付すること。

(別添2:役員の氏名)

(第4面)

商号

(年月日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更

後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を作成すること。

 (別添3:他に営む業務の種類)
 (第5面)

 商号
 (年月日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4:主たる支店その他の支店の名称及び所在地)

(第6面)

商号

(年月日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

主たる支店その他の支店に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式 により作成した変更後の全支店の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添5:国内における代表者の氏名及び住所)

(第7面)

商号 (年 月 日現在)

(ふりがな)	住所
氏 名	

(注意事項)

国内における代表者の氏名及び住所に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した国内における代表者の氏名及び住所を記載した書面(2部)を 添付すること。

(日本工業規格 A4)

(第1面)

		年	月	日
財務(支)局長 殿				
	申請者(郵便番号)		
		所 在 地		
	電話番号 ()	_		
	商号			
	主たる支店の名称			
	国内における代表者	の氏名		印
角 免記	F申請書			
信託業法第 54 条第3項の規定に基づき登	録を申請します。この	申請書及び	バ添付	書類の記
載事項は、事実に相違ありません。				

(記載上の注意)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)	局 長	第	号	(年	月	日)
(ふりがな)								
1. 商号及び本								
店の所在地								
2. 資本の額	別添1の。	とおり						
3. 役員の氏名								
	別添2の。	とおり						
4. 信託業務以								
外の業務を								
いずれかの	別添3の。	とおり						
支店におい								
て営むとき								
は、その業								
務の種類								
5. 主たる支店								

その他の支	別添4のとおり
店の名称及	
び所在地	
6. 国内におけ	別添5のとおり
る代表者の	
氏名及び国	
内の住所	

- 1.「※登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2.「信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類」欄は、 日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第六十三条第二項において準用する 第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した書面(2 部)を添付すること。

(別添1:資本の額)

(第3面)

商号

資	本	金	額		年	月	日
				千円			
					年	月	日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した書面 (2部)を添付すること。

(別添2:役員の氏名)

(第4面)

商号

(年月日現在)

(ふりがな) 氏 名	分 几
八 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更 後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を作成すること。

(別添3:他に営む業務の種類)

(第5面)

商号

(年月日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4:主たる支店その他の支店の名称及び所在地)

(第6面)

商号

(年月日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

主たる支店その他の支店に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式 により作成した変更後の全支店の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添5:国内における代表者の氏名及び住所)

(第7面)

商号

(年月日現在)

(ふりがな)	住所
氏 名	

(注意事項)

国内における代表者の氏名及び住所に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した国内における代表者の氏名及び住所を記載した書面(2部)を 添付すること。

(日本工業規格 A4) (第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者主たる営業所等の住所

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

登録申請書

信託業法第67条第2項の規定により登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

*	登	録	番	号	財務(支)局長	(仲)第	号	(年	月	日)
1.	法人	• 個	人の	別	法		人		個		人	
2.	·		が な) は 名									
3.	(ふ 氏	7 (ا د	がな)	名								
4.	役員	見 の	氏	名			別添10	のとお	り			
5.	信託契約 業所又に び所在地	は事務					別添 2 (のとお	ŋ			
6.	所属信託	任会社0	の商号				別添30	のとお	ŋ			
7.	他に営む	業務の	り種類				別添40	のとお	り			
8.	個人の3 状況	登録 申	請者の	兼職			別添50	のとお	り			
9.	法人の登の兼職又			役員			別添6	のとお	り			

- 1 「*登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」「4. 役員の氏名」
 - (1) 法人は商号又は名称を「2. 商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3.氏名」に()書きで合わせて記載することができる。
- (4) 申請者が個人である場合は、「4. 役員の氏名」への記載は省略すること。
- 4 「5. 信託契約代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所及 びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 5 「6. 所属信託会社の商号」には、所属信託会社(法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第九十九条第九項(同法第百九十九条(同法第二百四十条の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下この様式において同じ。)の商号又は名称を記載すること。
- 6 「7. 他に営む業務の種類」、「8. 個人の登録申請者の兼職状況」及び「9. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

(別添1:役員の氏名)

商号又は名称

(年	月	日現在)

(ふ り が な) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第7条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名 及び役職名を記載した書面 (2部) を添付すること。

(別添2:信託契約代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地) 商号又は名称

(年月日現在)

名称	所	在	地	
(主たる営業所又は事務所)				
(従たる営業所又は事務所)				
(従たる営業所又は事務所)				
(従たる営業所又は事務所)				

(注意事項)

信託契約代理業を行う営業所又は事務所に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての信託契約代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添3:所属信託会社の商号)

商号又は名称

(年月日現在)

	•	'	 1 - 2 - 1 - 2 /
所属信託会社の商号			

(注意事項)

所属信託会社に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変 更後の全所属信託会社の商号又は名称を記載した書面(2部)を添付すること。 (別添4:他に営む業務の種類)

商号又は名称

(年月日現在)

	(+	Л	D 50111
他に営む業務の種類				

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成 した変更後の全ての他に営む業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。 (別添5:個人の登録申請者の兼職状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類

(注意事項)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類に変更があった場合には、第74条第1項の 規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての常務に従事している他の法人の商号又は名称 及び業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添6:法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)

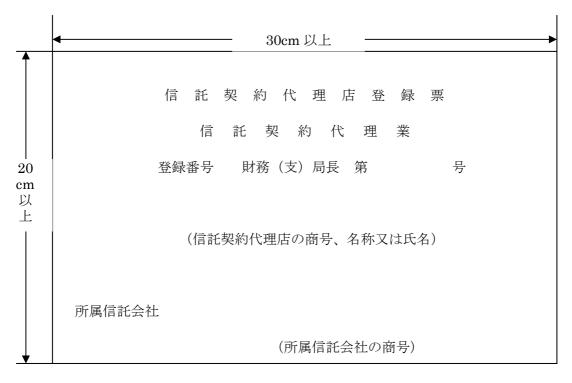
商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふり 役 員 の	が な) 氏 名	常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類

(注意事項)

役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。



- 1.「所属信託会社の商号」には、所属信託会社(法第67条第2項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項(同法第199条(同法第240条の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。)の商号又は名称を記載すること。
- 2. 法附則第 16 条第 4 項の規定により法第 67 条第 1 項の登録を受けたものとみなされる信託契約代理店にあっては、法附則第 16 条第 6 項の規定により登録番号を取得するまでの間は、登録番号に代えて、法附則第 16 条第 4 項の規定により法第 67 条第 1 項の登録を受けたものとみなされた信託契約代理店である旨を表示すること。

信託契約代理業務に関する報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日提出

(単位:百万円)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所等の所在地

1. 登録年月日及び登録番号

2. 所属信託会社

	委託契約 年月日	信託会社名
1		
2		

3. 役員及び使用人の状況(個人の場合の代表者は、役員欄に記載)

		役	員	うち非常勤	使 用 人	計
総	数		名	名	名	名

4. 営業所又は事務所の状況

名称	所在地
計店	

5. 信託契約代理業務の実施状況

① 取扱件数

所属信託会社名	締結の代理	締結の媒介	合計
1)			
2			

② 手数料の状況

所属信託会社名	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
1			
2			

1. 登録年月日及び登録番号

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2. 所属信託会社

当期末現在において委託を受けている所属信託会社(法第67条第2項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項(同法第199条(同法第240条の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。)との委託契約年月日、その商号又は名称を記載すること(複数の所属信託会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。)。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

- 4. 信託契約代理業務の実施状況
 - ① 取扱件数

期中に信託契約代理業務として代理・媒介行為を行った契約数を記載すること。

② 手数料の状況

「代理・媒介手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た信託契約代理業務に係る手数料のうち、代理・媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。

引紙	様式	第21号 (第 信託契約代		係) 関する報告書	± (年	月	日から ⁻	(日2	本工業 規	l格A4)
			生来切(C			年	月	日まで	年	月	日提出
				(ふりが)	な) 名						印
				住	14. —— 6-6-		近 "·				
				主たる営業	養 所等	の所在は	也				
1.	登鉤	発年月日及び登	發露番号								
2	能量	信託会社									
۷.	121 /	委託契	約					 			
	1)	年月日	1				IDH				
	2										
3.	使用	一人の状況									
			使	用人		計					
	Ĭ	総数		名			名				
4.	営業	所又は事務所	「の状況								
			名称		所在地						
	主た	こる営業所又に	は事務所								
	計			店							
	5. 信託契約代理業の実施状況 ① 取扱件数										
	所属	居託会社名	網	結の代理		締	結の妨	某介		合計	
	1										
	2										

(2)	手数料の状況	(異長、五七四)
(2)	十 级 件 少 认 优	(単位:百万円)

所属信託会社名	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
1			
2			

1. 登録年月日及び登録番号

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2. 所属信託会社

当期末現在において委託を受けている所属信託会社(法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第九十九条第九項(同法第百九十九条(同法第二百四十条の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。)との委託契約年月日、その商号又は名称を記載すること(複数の所属信託会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。)。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

3. 使用人の状況

当期末現在における使用人について記載すること。

- 4. 信託契約代理業務の実施状況
 - ① 取扱件数

期中に信託契約代理業務として代理・媒介行為を行った契約数を記載すること。

② 手数料の状況

「代理・媒介手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た信託契約代理業務に係る手数料のうち、代理・媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。

(日本工業規格 A4) (第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者主たる営業所等の住所

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

登録申請書

信託業法第87条第1項の規定により登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

*	登	录番	号	財務(支)局長(仲)第	号 (年	月	日)
1.	法人・	個人の)別	法	人	個		人	
2.		り が な 又 は 名							
3.	(ふ 氏	りがな) 名						
4.	役 員	の氏	名		別添10	のとおり			
5.	信託受益な 営業所又は 及び所在地	は事務所の			別添20	のとおり			
6.	他に営む業	美務の種類			別添30	のとおり			
7.	個人の登録 状況	禄申請者の	の兼職		別添40	のとおり			
8.	法人の登録の兼職又は				別添 5 0	のとおり			

- 1 「*登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」「4. 役員の氏名」
 - (1) 法人は商号又は名称を「2. 商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3.氏名」に()書きで合わせて記載することができる。
 - (4) 申請者が個人である場合は、「4. 役員の氏名」への記載は省略すること。
- 4 「5. 信託受益権販売業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所 及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 5 「6. 他に営む業務の種類」、「7. 個人の登録申請者の兼職状況」及び「8. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

(別添1:役員の氏名)

商号又は名称

	(年	月	日現在)
(ふりがな) 氏 名	役	職	名	

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第7条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名 及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添2:信託受益権販売業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地) 商号又は名称

(年 月 日現在)

名称	所	在	地	
(主たる営業所又は事務所)				
(従たる営業所又は事務所)				
(従たる営業所又は事務所)				
(従たる営業所又は事務所)				

(注意事項)

信託受益権販売業を行う営業所又は事務所に変更があった場合には、第86条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての信託受益権販売業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添3:他に営む業務の種類)

商号又は名称

	(牛	月	日現在)
他に営む業務の種類				

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定に よる届出書に、本様式により作成した変更後の全ての他に営む業務の種類を記載した書面(2部)を添付 すること。

(別添4:個人の登録申請者の兼職状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類

(注意事項)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類に変更があった場合には、第86条第1項おいて準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添5:法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号若しくは名称 及び業務の種類又は他に営む事業の種類

(注意事項)

役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類に変更があった場合には、第86条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

別紙様式第23号(第88条第1項関係)

(日本工業規格 A4)

年 月 日

財務(支)局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

EΠ

(法人にあっては、代表者の氏名)

営業保証金供託届出書

信託業法第91条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書の写し を添付して、届け出ます。

(日本工業規格 A4)

年 月 日

財務(支)局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

営業保証金供託届出書

信託業法第91条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

年	月	日

財務(支)局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

印

(法人にあっては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

信託業法施行令第20条において準用する同令第10条第3号の規定により、信託業法第91条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1. 申請の理由
- 2. 現に供託している営業保証金の内容
 - イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供	託	金	額	供	託	者	名
				円				

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名	称	枚	数	総額面	券面額	回記号	番	号
					円	円			

25	振替国債の場合
/ .	

供託所名・供託番号	銘	柄	金	額
				円

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替 口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の	契約年月日	契約期間	契約金額
商号又は名称			
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の	契約年月日	契約期間	契約金額
商号又は名称			
			円

年 月 日

財務(支)局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

印

(法人にあっては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

信託業法施行令第20条において準用する同令第10条第3号の規定により、信託業法第91条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1. 申請の理由
- 2. 現に供託している営業保証金の内容
 - イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供	託	金	額	供	託	者	名
				円				

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名	称	枚	数	総額面	券面額	回記号	番	号
					円	円			

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘	柄	金	額
				円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替 口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の	契約年月日	契約期間	契約金額
商号又は名称			
			円

(日本工業規格 A4)

年 月 日

財務(支)局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約変更届出書

信託業法第91条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

(日本工業規格 A4)

年 月 日

財務(支)局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

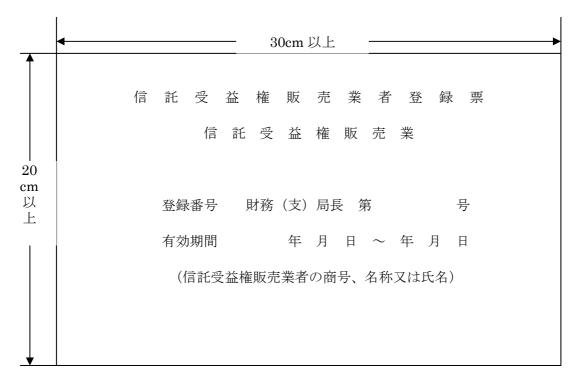
氏名 印

(法人にあっては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約解除届出書

信託業法第91条第3項に規定する契約を解除したので、契約を解除した事実を証する書面を添付して届け出ます。

別紙様式第29号(第93条関係)



(日本工業規格A4)

(第1面)

信託受益権販売業務に関する報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日提出

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

印

代表者の役職

主たる営業所等の所在地

I 業務の状況

- 1. 登録年月日及び登録番号
- 2. 当期の業務概要
- 3. 株主総会等の決議事項の要旨
- 4. 役員及び使用人の状況

	役員	うち非常勤	使 用 人	計
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1. 登録年月日及び登録番号
 - イ 当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - ロ 法第 105 条第 1 項の規定により登録を受けないで信託受益権販美業務を営む場合は、その旨を記載すること。
- 2. 役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

(第2面)

5. 営業所又は事務所の状況

名称	所在地
主たる営業所又は事務所	
計店	

(第3面)

6. 信託受益権販売業務の実施状況

① 販売契約の締結

信託受益権に係る信託の種類	締結契約数	販売金額
金銭の信託		
うち元本補てん・利益補足契約		
付の金銭の信託		
有価証券の信託		
金銭債権の信託		

不動産の信託	
不動産に係る権利の信託	
動産の信託	
知的財産権の信託	
その他の信託	
合計	

② 販売契約の締結の代理又は媒介

信託受益権に	販売	契約の締結	の代理	販売	契約の締結	の媒介
係る信託の種類	取扱件数	取扱高	手数料収入	取扱件数	取扱高	手数料収入
金銭の信託						
うち元本補て						
ん・利益補足契						
約付の金銭の信						
託						
有価証券の信託						
金銭債権の信託						
不動産の信託						
不動産に係る権利						
の信託						
動産の信託						
知的財産権の信託						
その他の信託						
合計						

(記載上の注意)

適格機関投資家を対象としたものを全体の内数として()を付けて記載すること。

(第4面)

Ⅱ 経理の状況

(信託受益権販売業以外の業務を営む場合には、信託受益権販売業務を含む全体の経理の状況及び信託受益権販売業務についてのみの経理の状況を作成すること。ただし、信託受益権販売業務についてのみ作成することが困難な場合には、その旨を欄外に記載すること。)

1. 貸借対照表 年 月 日 現在

				資産	の部								負	債	の部			
	ź	科			当	期	前	期			科	目			当	期	前	期
						千円		千円								千円		千円
流	動	þ	資	産					流	重	力 力	負	1	責				
	現	金	· 預	金						短	期	借	入 :	金				
	前	扌	払	金						前		受	4	金				
	前	払	費	用						前	受	ήZ	ζ	益				
	未	収	入	金						未		払	4	金				
	未	収	収	益						未	払	費	†	甲				
	有	価	証	券						未	払	事	業	锐				
	繰り	延 税	金資	産						未	払沒	ら 人	税	等				

その他		繰延税金負債
貸倒引当金	Δ Δ	その他
7 11 11 11		
固 定 資 産		固 定 負 債
有形固定資産		長期借入金
建物		退職給付引当金
器具・備品		繰延税金負債
土 地		その他
その他		
		負 債 合 計
無形固定資産		
		資本の部
投 資 等		資 本 金
投資有価証券		資 本 剰 余 金
長期差入保証金		資本準備金
繰延税金資産		その他資本剰余金
その他		減 資 差 益
貸倒引当金	\triangle \triangle	自己株式処分差益
		利 益 剰 余 金
		利益準備金
		任 意 積 立 金
		当期未処分利益(又
		は当期未処理損失)
		(うち当期純利益
		(又は当期純損失)
		土地再評価差額金
		株式等評価差額金
		自 己 株 式
繰 延 資 産		資 本 合 計
資 産 合 計		負債・資本合計

- 1. 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
- 2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
- 3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

(第5面)

2. 損益計算書

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

	科	目						金	額	Į				
					当	į	期				前	;	期	
								千円						千円
営	業	収		益										
	手	数		料										
	そ	の		他										
	営	業収	益	計										
営	業	費		用			•						•	

人 件 費	
不 動 産 関 係 費	
租 税 公 課	
通信交通費	
調査研究費	
公 告 宣 伝 費	
退職給付費用	
そ の 他	
営 業 費 用 計	
営 業 損 益	
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	
有 価 証 券 売 却 益	
そ の 他	
営業外収益計	
営 業 外 費 用	
経 常 損 益	
特 別 損 益	
税引前当期純利益	
(又は税引前当期純損失)	
法 人 税 等	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	
(又は当期純損失)	
当 期 未 処 分 利 益	
(又は当期未処理損失)	

- 1. 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
- 2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
- 3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

(第6面)

3. 利益処分計算書

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

		科		目			金	額	備	考	
当	期	未	処	分	利	益		千円			
×	X	準	備	定 取	崩	し					
そ			\mathcal{O}			他					
			計								
上	記	金	額	の	処	分					
		利	益	準	備	金					
		配		当		金			1株当たり配当額		
										現金	円
										株式	円
		役	員	賞	与	金					
		そ		の		他					
			計								
次	期	1 彩	喿	越	利	益					

- 1. 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
- 2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
- 3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

(第7面)

4. 損失処理計算書

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

		科		目			金	額	備考
当	期	未	処	分	損	失		千円	
上	記	金	額	の	処	理			
	利益準備金取崩し								
	資本準備金取崩し								
		そ		0)		他			
	計								
次	期	繰	į į	越	損	失			

(記載上の注意)

- 1. 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
- 2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
- 3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

(日本工業規格A4)

(第1面)

信託受益権販売業務に関する報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日提出

(&!)がな)		
氏	名		印
住		所	

主たる営業所等の所在地

I 業務の状況

- 1. 登録年月日及び登録番号
- 2. 当期の業務概要
- 3. 使用人の状況

		役	員	うち非常勤	使 用 人	計
総	数		名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1. 登録年月日及び登録番号 当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- 2. 役員及び使用人の状況 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

(第2面)

5. 営業所又は事務所の状況

٠_						
	名称	所在地				
	主たる営業所又は事務所					
	計店					

(第3面)

6. 信託受益権販売業務の実施状況

① 販売契約の締結

7,1,1		
信託受益権に係る信託の種類	締結契約数	販売金額
金銭の信託		
うち元本補てん・利益補足契約		
付の金銭の信託		
有価証券の信託		
金銭債権の信託		
不動産の信託		
不動産に係る権利の信託		
動産の信託		
知的財産権の信託		

その他の信託	
合計	

② 販売契約の締結の代理又は媒介

信託受益権に	信託受益権に販売契			販売契約の締結の媒介		
係る信託の種類	取扱件数	取扱高	手数料収入	取扱件数	取扱高	手数料収入
金銭の信託						
うち元本補て						
ん・利益補足契						
約付の金銭の信						
託						
有価証券の信託						
金銭債権の信託						
不動産の信託						
不動産に係る権利						
の信託						
動産の信託						
知的財産権の信託						
その他の信託						
合計						

(記載上の注意)

適格機関投資家を対象としたものを全体の内数として()を付けて記載すること。

(第4面)

Ⅱ 経理の状況

1. 貸借対照表 年 月 日 現在

資産	 の部			貴の部
科目	当期	前期	科 目	当期前期
	千円	千円		千円 千円
現金・預金			借 入 金	
前 払 金			前 受 金	
前 払 費 用			前 受 収 益	
未 収 入 金			未 払 金	
未 収 収 益			未払費用	
有 価 証 券			そ の 他	
建物				
器 具 ・ 備 品				
土 地				
その他				
			事 業 主 借	
事 業 主 貸			元 入 金	
合 計			合 計	

2. 損益計算書

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

科目	金額
収 入 金 額	千円
手 数 料	
受 取 利 息	
有価証券売却益	
その他	
経 費	
給 料 · 賃 金	
租税公課	
通信交通費	
調査研究費	
公告宣伝費	
地 代 ・ 家 賃	
その他	
差引金額(収入金額-経費)	